

「みやぎ障害者プラン（中間案）」での変更箇所を赤字・下線で記載しています。
（図のグラフについては、変更箇所も黒字・下線なしで記載しています。）

みやぎ障害者プラン （現行）

平成 30 年 3 月

宮 城 県

はじめに



我が県では、平成 23 年 3 月に県の障害者計画である「みやぎ障害者プラン」を策定し、プランの基本理念である「だれもが生きがいを実感しながら共に充実した生活を送ることができる地域社会づくり」を目指し、関連施策の推進に努めてまいりました。

この間、我が国では、平成 19 年 9 月に署名した「障害者権利条約」の批准に向けた国内法の整備として、社会的障壁の定義や合理的配慮の提供等を定めた「障害者基本法」の改正や、障害者基本法の基本原則を具体化した「障害者差別解消法」の制定、障害のある人の雇用分野における差別の禁止等を定めた「障害者雇用促進法」の改正などが行われたほか、障害のある人に必要な障害福祉サービスの提供等を定めた「障害者総合支援法」等が制定・施行されるなど、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化いたしました。また、プラン策定直後に発生した東日本大震災は、障害のある人及び障害福祉関係施設等にも甚大な被害をもたらしましたが、復旧復興の過程において、関係施設等の災害対策のあり方や、障害のある人をはじめとする要配慮避難者への対応、被災者の心のケア対策など、震災を契機として顕在化した新たな課題への対応も求められています。

県では、こうした状況を踏まえ、このたび、平成 30 年度から 35 年度までの 6 年間の計画期間とする「みやぎ障害者プラン」を新たに策定いたしました。

新プランでは、これまでの基本理念を踏襲しつつ、県内の障害のある方々へのアンケート調査の結果等を踏まえ、地域で充実した生活を送るために重要な「障害を理由とする差別の解消」、「雇用・就労等の促進による経済的自立」、「自ら望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成」の 3 つを重点施策に掲げるとともに、基本理念に基づく 3 分野（「共に生活するために」、「いきいきと生活するために」、「安心して生活するために」）ごとの課題と、その解決に向けた施策の方向について取りまとめております。

今後は、この新プランに基づき、市町村や関係団体等と連携しながら、障害福祉施策の一層の推進に努めてまいりますので、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、プランの策定に当たり、多大なる御指導と御協力を賜りました「宮城県障害者施策推進協議会」の委員の皆様、関係団体の皆様に心よりお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

宮城県知事 村井嘉浩

1	目次	
2		
3	総論	
4	1 計画策定の趣旨・背景	2
5	2 基本的な考え方	<u>5</u>
6	3 計画期間	<u>5</u>
7	4 対象とする障害のある人の範囲	<u>5</u>
8	<u>5</u> 計画の全体構成	<u>6</u>
9		
10	障害のある人の現状等	
11	1 障害者手帳所持者数の推移	10
12	2 障害福祉サービス費等の推移	14
13	3 障害福祉サービス事業所等数の推移	16
14	4 <u>平成 28</u> 年度「宮城県障害者施策推進基礎調査」結果の概要	20
15		
16	重点施策	
17	1 障害を理由とする差別の解消	24
18	2 雇用・就労等の促進による経済的自立	28
19	3 自ら望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成	<u>33</u>
20		
21	各論	
22	第1章 共に生活するために	
23	第1節 「心のバリアフリー」の推進	<u>40</u>
24	第2節 「情報のバリアフリー」の推進	<u>44</u>
25	第3節 誰もが住みやすいまちづくりの推進	<u>46</u>
26	第2章 いきいきと生活するために	
27	第1節 活動・活躍の機会創出と参加促進	<u>48</u>
28	第2節 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の充実	<u>51</u>
29	第3節 雇用・就労の促進	<u>54</u>
30	第3章 安心して生活するために	
31	第1節 相談支援体制の拡充	<u>58</u>
32	第2節 生活安定のための支援	<u>61</u>
33	第3節 在宅・施設サービス等の充実と提供体制の整備	<u>62</u>
34	第4節 保健・医療・福祉等の連携促進	<u>66</u>
35	第5節 防犯・防災対策の充実	<u>72</u>
36		
37	プランの推進と進行管理	<u>77</u>
38		
39	用語の解説	<u>83</u>

1

2

3

4

5

6

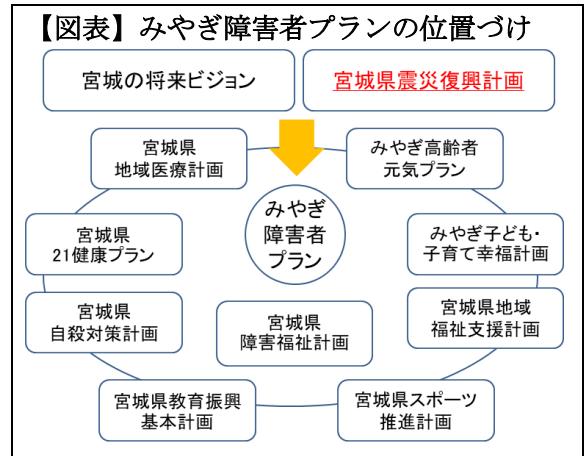
総論

1 計画策定の趣旨・背景

この「みやぎ障害者プラン」は、障害者基本法第 11 条第 2 項の規定に基づく我が県における障害者のための施策に関する基本的な計画であるとともに、県政運営の基本的な指針である「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」に掲げられた政策の方向性等を実現するための個別計画として位置づけられており、「宮城県地域医療計画」や「みやぎ高齢者元気プラン」などの各種計画と連携を図りながら、我が県の障害福祉施策の基本方向を明らかにしたものです。

我が県では、平成 23 年 3 月改定の前プラン

(計画期間：平成 23 年度から 29 年度まで)に基づき、障害福祉施策の総合的な推進を図るとともに、前プラン策定直後に発生した東日本大震災からの復旧復興のため、様々な関係機関との協力・連携の下、障害福祉関係施設の復旧・再開や、被災者の心のケア等の震災を契機とした諸課題への対応にも取り組んでまいりましたが、この間、我が国では、平成 19 年 9 月に署名した「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」といいます。）」の批准（平成 26 年 1 月批准）等に向けた関係法令の整備が行われました。



【主な制度改正等の状況】

○「障害者基本法」の改正

・「障害者基本法」は、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めたものですが、平成 23 年 7 月に行われた法改正により、全ての人が障害の有無に関わらず、等しく人権を有しているという考え方に基づいて、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを目指すことが明記されました。また、「障害」の範囲が見直され、発達障害や難病等が含まれることになったほか、差別の禁止や国際的協調の推進、国民の理解促進と責務等の規定が追加されました。

○「障害者総合支援法」等の施行・改正

・平成 24 年 6 月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法規の整備に関する法律」が成立し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び改正「児童福祉法」が平成 25 年 4 月に施行されました。

・本法律の施行により、障害福祉サービス等の対象となる障害者の範囲に難病患者等が含まれることとなったほか、従来までの「障害程度区分」に変わり、「障害支援区分」が創設されるとともに、重度訪問介護や地域移行支援の対象の拡大、地域生活支援事業の追加、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化等が行われました。

・また、平成 28 年 6 月には、法施行後 3 年を目途とした見直しが行われ、障害者の地域生活や就労定着に対する支援の充実（自立生活援助・就労定着支援）や、障害児の支援ニー

1 ズの多様化に対応（居宅訪問型児童発達支援）するため、新たなサービスが創設されたほ
2 か、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用や、医療的ケアを要する障害児支援の充
3 実、質の確保・向上に向けた障害福祉サービス等に関する情報公表制度の導入など、所要
4 の改正が行われました。（平成 30 年 4 月施行）

6 ○「障害者虐待防止法」の成立・施行

- 7 ・平成 23 年 6 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障
8 害者虐待防止法）」が制定され、養護者、障害者福祉施設従事者等、又は使用者による障
9 害者への虐待が禁止されるとともに、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用
10 者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を発見した人に対する
11 通報義務が課されました。（平成 24 年 10 月施行）
- 12 ・また、市町村・都道府県の部局又は施設に、虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待
13 防止センター」や「県障害者権利擁護センター」が設置されることとなりました。

15 ○「障害者差別解消法」の制定等

- 16 ・全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し
17 合いながら共生する社会の実現に向けて、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解
18 消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、平成 28 年 4 月に施行されまし
19 た。
- 20 ・これは、障害者基本法第 4 条に基本原則として規定された「差別の禁止」をより具体的に
21 規定し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めたものであり、「障害を理由とす
22 る差別等の権利侵害行為の禁止」、「障害のある人に対する合理的配慮の不提供の禁止」と
23 ともに、差別の解消につながるような支援措置として、「相談紛争解決の体制整備」、「地
24 域における連携」、「啓発活動」、「情報収集」などが規定されています。

26 ○「障害者雇用促進法」の改正等

- 27 ・平成 25 年 4 月に「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正さ
28 れ、雇用分野における障害を理由とする差別の禁止や、事業主に対し、過重な負担を及ぼ
29 さない範囲で、障害のある人が職場で働く上での社会的障壁を除去するための合理的な
30 配慮を講じることが義務づけられました。（平成 28 年 4 月施行）
- 31 ・さらに、身体障害・知的障害のある人に加え、精神障害のある人を法定雇用率の算定基礎
32 に加えることとなりました。（平成 30 年 4 月施行）
- 33 ・また、平成 29 年 5 月の同法施行令の改正により、平成 30 年 4 月から法定雇用率の引き
34 上げ（民間企業 2.0%→2.2%、国・地方公共団体等 2.3%→2.5%、都道府県等の教育委
35 員会 2.2%→2.4%）と対象事業主の拡大（従業員 50 人以上→45.5 人以上）が行われる
36 こととなっており、平成 33 年 4 月までには、法定雇用率は更に 0.1%の引き上げ、対象
37 事業主の範囲は従業員 43.5 人へ拡大されることとなっています。

38 ○「障害者優先調達推進法」の成立・施行

- 40 ・国・地方公共団体等からの官公需受発注の増大を目的とした「国等による障害者就労施設
41 等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が平成 24 年 6
42 月に制定され、平成 25 年 4 月から施行されました。
- 43 ・本法律によって、国や地方公共団体等は物品や役務の調達に当たって、障害者就労施設等
44 から優先的に調達するよう努めるとともに、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調
45 達目標を決めた調達方針を作成し、当該年度の終了後、物品等の調達実績を公表すること
46 となりました。

1 ・また、国や独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって、法定
2 障害者雇用率を満たしている事業者に配慮するなど、障害のある人の就業を促進するた
3 めに必要な措置を講ずるように努め、地方公共団体及び地方独立行政法人は国及び独立
4 行政法人等の措置に準じて必要な措置等を講ずるよう努めることとされました。

5
6 ○「精神保健福祉法」の改正

7 ・平成 25 年 6 月に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」の改正
8 が行われ、精神障害のある人の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入
9 院における入院手続等の見直し等が行われ、精神障害のある人の地域生活への移行を一
10 層促進することとなりました。（平成 26 年 4 月施行）

11
12 ○「障害者権利条約」の批准

13 ・上記のとおり、「障害者基本法」の改正や「障害者差別解消法」の制定など、国内法の整
14 備を経て、我が国は平成 26 年 1 月に「障害者権利条約」を批准しました。
15 ・この条約は、障害のある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊
16 重を促進するため、障害のある人の権利を実現するための措置等を規定しています。これ
17 により、我が国において、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化され、人権尊重に
18 ついで国際協力が促進されることとなります。

19
20 ○国による「障害者基本計画」の策定

21 ・国の障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本計画である「第 3 次
22 障害者基本計画」が平成 25 年 9 月に策定され、障害者基本法に基づく共生社会の実現に
23 向けて、障害のある人を社会参加の主体として捉え、自己実現できるよう支援するととも
24 に、社会的障壁を除去するための障害者施策の基本的な方向が定められました。
25 ・また、現在、障害者権利条約の批准後、初となる基本計画として、障害者権利条約の理念
26 を尊重し、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上や、当事者本位の総合的かつ
27 分野横断的な支援、障害特性等に配慮したきめ細かい支援を基本的な考えとした第 4 次
28 障害者基本計画の改定作業が進められています。

29
30 以上のような障害福祉をめぐる様々な環境の変化に適切に対応しつつ、本県の障害福
31 祉施策を総合的に推進するため、現在の「みやぎ障害者プラン」の見直しを行い、新しい
32 計画を策定するものです。
33
34
35

2 基本的な考え方

○基本理念

だれもが生きがいを実感しながら、
共に充実した生活を 安心して送ることができる地域社会づくり

人は皆、自分の役割や生きがいを実感したいという願いを持っています。障害のある人もない人も自分の役割や生きがいを実感しながら、社会の一員として共に充実した生活を安心して送ることができるような地域社会づくりを進めます。

①「共に生活するために」

障害のある人もない人も社会の構成員の一人として尊重され、地域で共に支え合い生活できる社会を目指します。

②「いきいきと生活するために」

障害のある人でも自らの個性や能力を生かしながら、自分らしく生きがいを持って生活できる社会を目指します。

③「安心して生活するために」

必要な時に適切な支援やサービスが利用できる環境づくりを進め、自らが暮らしたいと望む地域において、安心して生活できる社会を目指します。

3 計画期間

この計画の計画期間は、国の「第4次障害者基本計画」や障害者総合支援法の規定に基づき県が策定する「宮城県障害福祉計画」における計画期間等を考慮し、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。

なお、現在、国が検討を進めている「新たな福祉サービスのシステム等のあり方」など、障害のある方々を取り巻く社会情勢等の変化に的確に対応するため、必要に応じて、計画期間の途中でも適宜見直しを行っていくこととします。

4 対象とする障害のある人の範囲

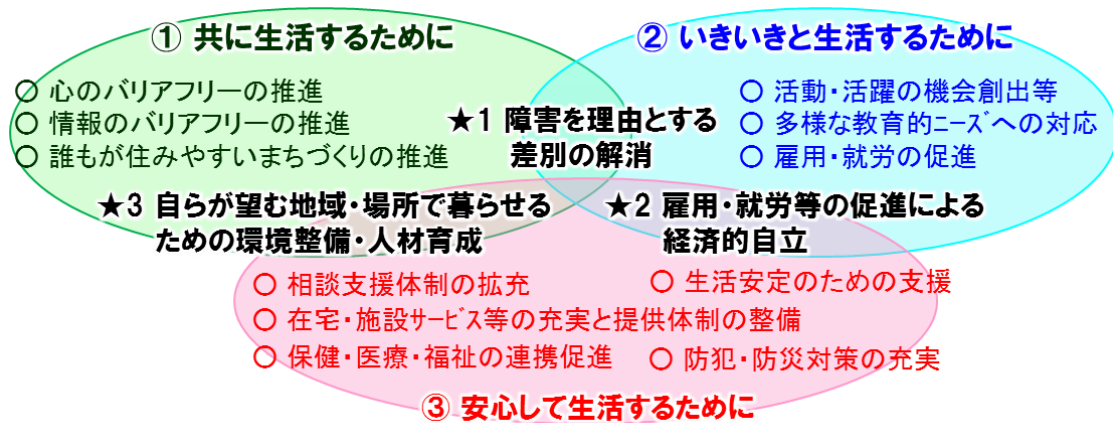
この計画は、障害者基本法に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）及びその他の心身の障害のある人（難病患者等を含む。）であって、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

1 **5** 計画の全体構成

2 本計画の全体構成は、障害のある人の現状等に基づき、計画期間中（平成30年度から
3 平成35年度）において、特に重点的に取り組む課題等を「重点施策」として記載すると
4 ともに、基本理念に基づく3分野（「共に生活するために」、「いきいきと生活するた
5 めに」、「安心して生活するために」）ごとに、現状と課題を整理した上で、今後の取組の
6 方向性等を記載する「各論」で構成しています。

7
8

【プランの体系イメージ】★：重点施策 ○：各論における施策の方向性



9
10

【重点施策】

1	障害を理由とする差別の解消
	(1) 行政機関等における配慮
	(2) 普及啓発・広報活動の推進
	(3) 相談体制の整備
	(4) 関係機関と連携した差別解消の取組
2	雇用・就労等の促進による経済的自立
	(1) 安定した雇用の確保
	(2) 就労支援施設等の経営力向上等を通じた工賃向上
	(3) 職業訓練・職業能力の開発
	(4) 多様な就業機会の創出
	(5) 行政機関等からの受注促進
3	自ら望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成
	(1) 介護人材の確保・育成
	(2) 住まい・支援拠点の整備等
	(3) サービスの質の確保・向上等

11
12

【各論】

第1章 共に生活するために

第1節 「心のバリアフリー」の推進
1 差別解消・虐待防止・権利擁護の推進
2 福祉教育・地域交流の促進
3 ボランティア活動の振興
4 行政サービス等の配慮
第2節 「情報のバリアフリー」の推進
1 コミュニケーション支援
2 障害の特性等に配慮したアクセシビリティの向上
第3節 誰もが住みやすいまちづくりの推進
1 誰もが住みやすいまちづくりの総合的推進
2 公益的施設等の整備
3 公共交通機関等の整備
4 道路交通環境の整備
5 移動手段の確保

第2章 いきいきと生活するために

第1節 活動・活躍の機会創出と参加促進
1 日中活動の場・学習機会等の充実
2 スポーツ・レクリエーション・ 芸術文化 活動の振興
第2節 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の充実
1 切れ目のない支援体制の 構築
2 多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現
3 共生社会の実現を目指した理解の促進
第3節 雇用・就労の促進
1 啓発活動の推進
2 障害者雇用率の向上（雇用・一般就労及び就労定着に向けた支援）
3 福祉的就労の促進と工賃向上に向けた支援

第3章 安心して生活するために

第1節 相談支援体制の拡充
1 相談支援の充実強化
2 利用者本位のサービスの提供
3 地域支援体制の整備

第2節 生活安定のための支援	
1	年金, 手当等の充実
2	経済的負担の軽減
3	生活福祉資金の貸付
4	公費負担医療制度の充実
第3節 在宅・施設サービス等の充実と提供体制の整備	
1	在宅サービス等の提供体制整備
2	地域における生活の場の確保
3	各種生活訓練等の充実
4	福祉用具の普及促進等
5	施設入所支援の充実
6	介護人材の育成・確保とサービスの質の向上
第4節 保健・医療・福祉等の連携促進	
1	保健・医療・福祉等の連携促進
2	救急医療体制の整備
3	精神疾患対策の拡充
4	発達障害に対する支援
5	高次脳機能障害に対する支援
6	医療的ケア等体制の整備
第5節 防犯・防災対策の充実	
1	防犯対策の充実
2	大震災の教訓を踏まえた防災対策の充実

1

2

3

4

5

6

障害のある人の 現状等

7

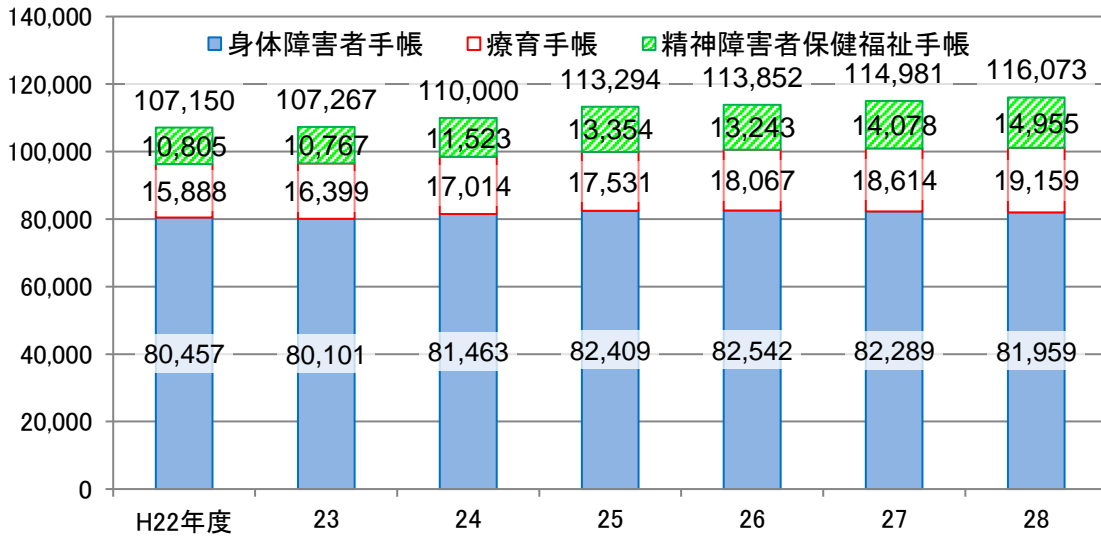
8

9

1 **1 障害者手帳所持者数の推移**

2 ◆ **平成 28 年度末（平成 29 年 3 月末）**における本県の身体障害者手帳，療育手帳及び精
 3 神障害者保健福祉手帳（以下「**障害者手帳**」といいます。）を持っている人の総数は、
 4 県人口の約 **4.9%**に当たる **116,073**人となっており，平成 **22**年度末（平成 **23**年 3 月）
 5 と比較すると **8,923**人増加しています。

7 **【図表 1 - 1】 障害者手帳所持者数の推移** (人)



8

9

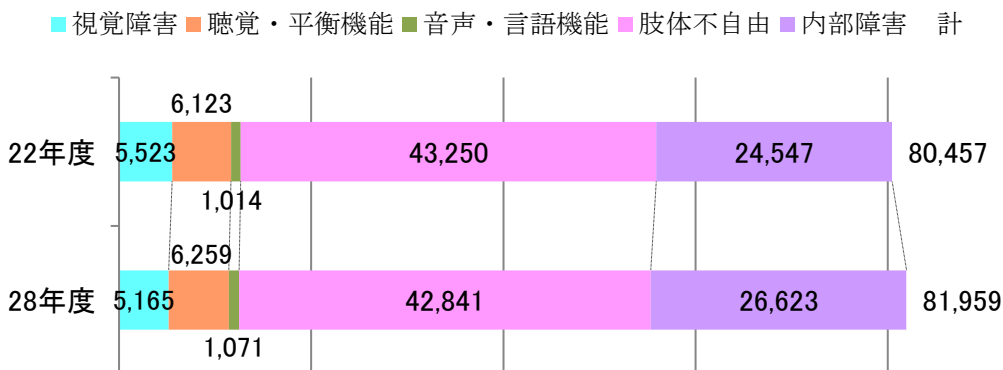
10 **(1) 身体障害者手帳**

11 ◆ **平成 28 年度末**時点で，身体障害者手帳の交付を受けている人は，**81,959**人となってお
 12 り，**2年連続**で減少していますが，平成 **22**年度末と比較すると **1,502**人の**増加**となっ
 13 ています。

14 ◆ 障害種別ごとにみると，肢体不自由が最も多く，**42,841**人と全体の **52.2%**を占めてお
 15 り，内部障害の **26,623**人 (**32.5%**)，聴覚・平衡機能障害の **6,259**人 (**7.6%**)，視覚
 16 障害の **5,165**人 (**6.3%**)，音声・言語機能の **1,071**人 (**1.3%**)と続きます。

17

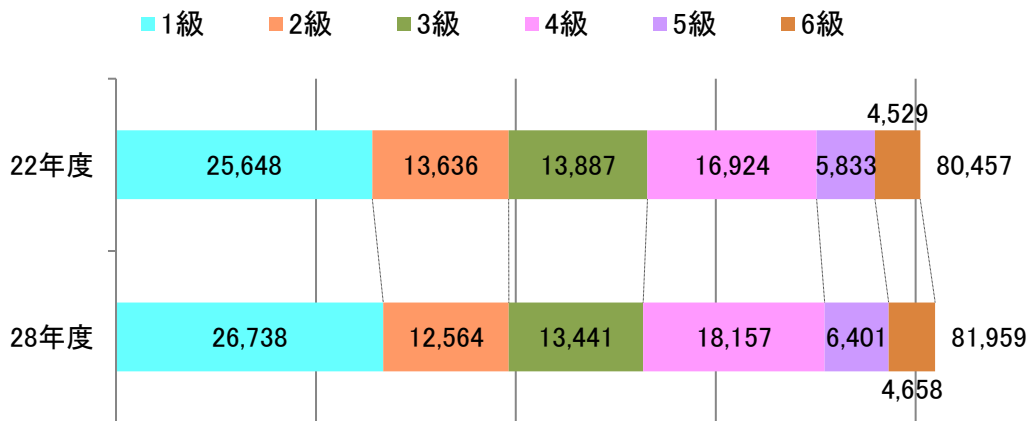
18 **【図表 1 - 2】 身体障害者手帳所持者の障害種別内訳** (人)



19

1 ◆ また、障害の程度を等級別にみると、最も重い1級が 26,738人 (32.6%)、2級が
 2 12,564人 (15.3%) で、両者で全体の約半数を占めています。

3
 4 【図表1-3】身体障害者手帳所持者の障害等級別内訳 (人)



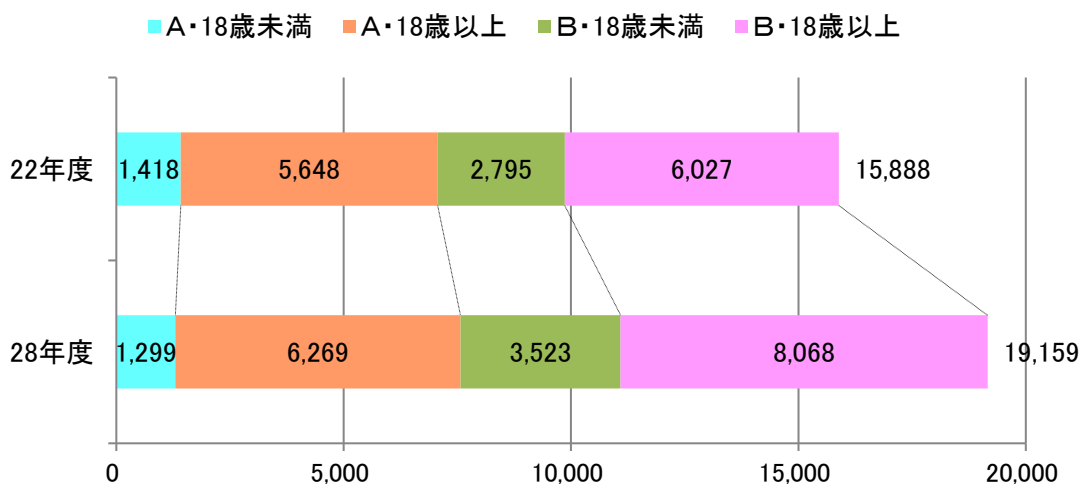
5
 6

7 (2) 療育手帳

8 ◆ 平成28年度末時点で療育手帳の交付を受けている人の総数は 19,159人で、平成 22
 9 年度末と比較すると 3,271人増加しています。

10 障害程度の内訳をみると、療育手帳A（重度）の総数が 7,568人 (39.5%)、B（中
 11 軽度）の総数が 11,591人 (60.5%) となっています。

12
 13 【図表1-4】療育手帳所持者の障害等級別内訳 (人)



14
 15
 16
 17
 18
 19

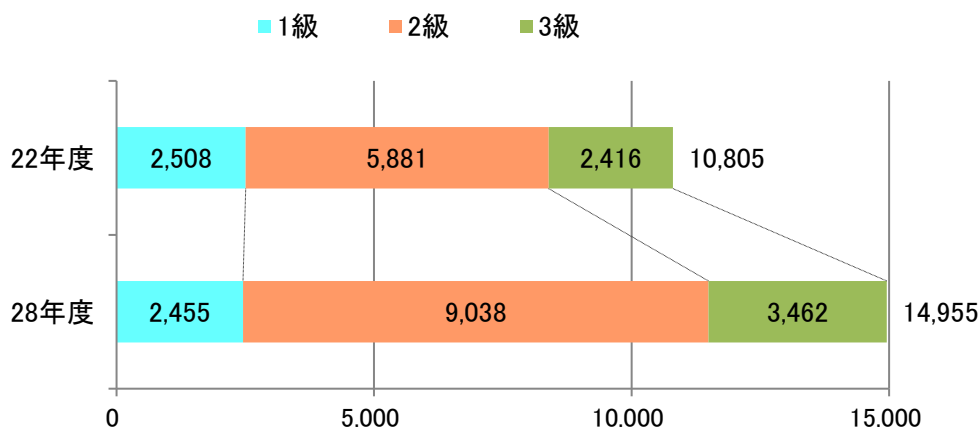
1 (3) 精神障害者保健福祉手帳

2 ◆ 平成 28 年度末時点で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人の総数は、14,955
3 人で、平成 22 年度末に比べて 4,150 人増加しており、うち障害程度 2 級の人が大幅に増
4 加 (+3,157 人) していることがわかります。

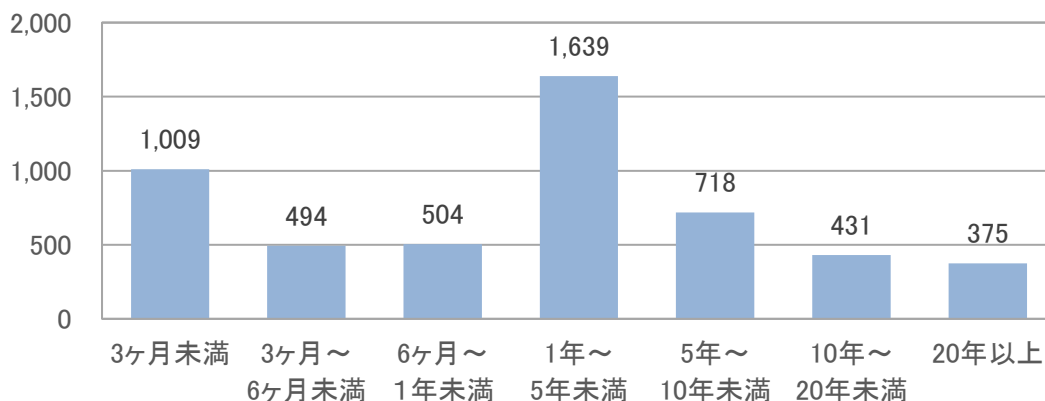
5 平成 28 年度精神障害者入院施設状況等調査（宮城県障害福祉課）によると、精神科病
6 院の入院患者の在院期間は 1 年未満が 38.8%，1 年～10 年未満が 45.6%，10 年以上が
7 15.6% となっています。年齢構成をみると年齢が上がるほど割合が大きくなり、特に 60
8 歳以上の高齢者が過半数を占めています。

9 入院患者を疾患別でみると、統合失調症が 46.0% と半数近くを占め、次に脳器質性精
10 神障害、躁うつ病の順となっています。また、自立支援医療（精神医療）受給者の疾患別
11 構成をみると、統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害が 35.6% と 3 分の 1 以上を
12 占め、次に気分障害、てんかんの順となっています。

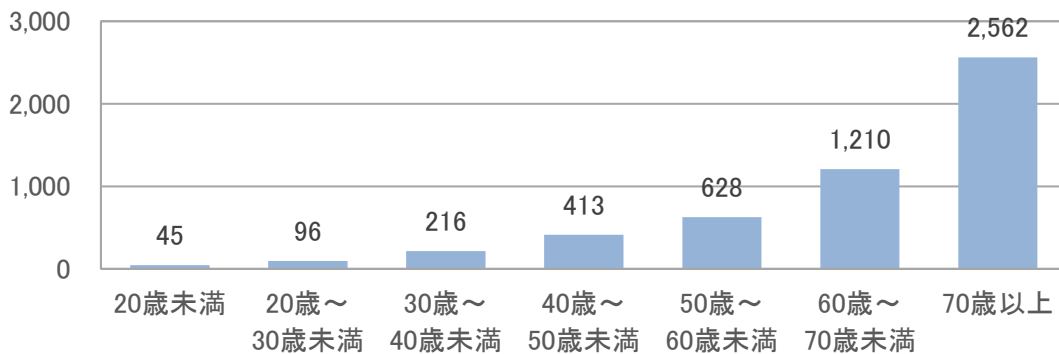
13
14 【図表 1 - 5】精神障害者保健福祉手帳所持者の障害等級別内訳 (人)



15
16
17 【図表 1 - 6】入院患者の在院期間 (人)

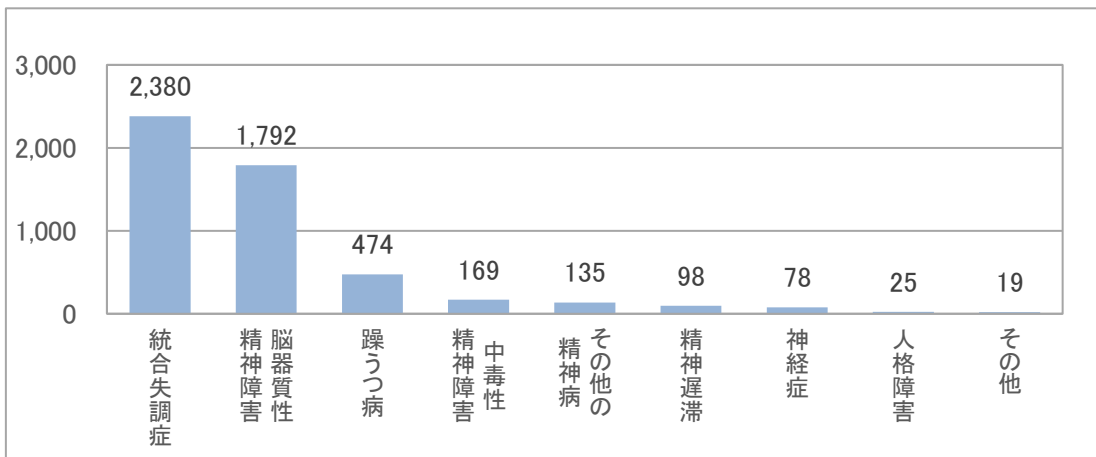


1 【図表 1 - 7】 入院患者の年齢構成 (人)



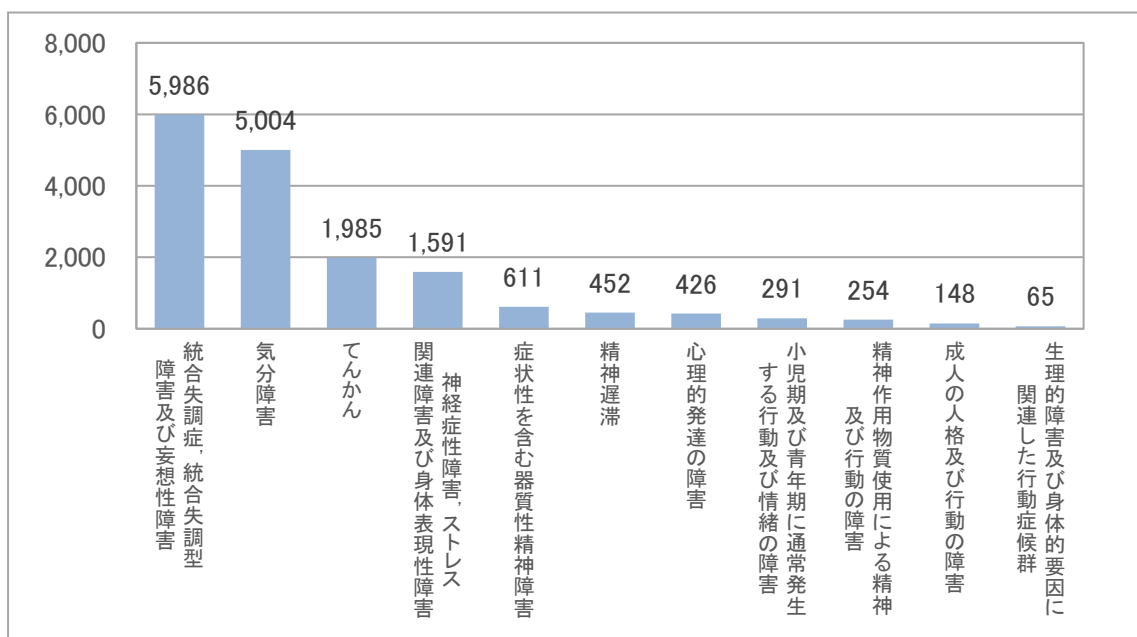
2
3

4 【図表 1 - 8】 精神疾患の種類別構成 (入院患者) (人)



5

6 【図表 1 - 9】 精神疾患の種類別構成 (自立支援医療受給者の通院患者) (人)



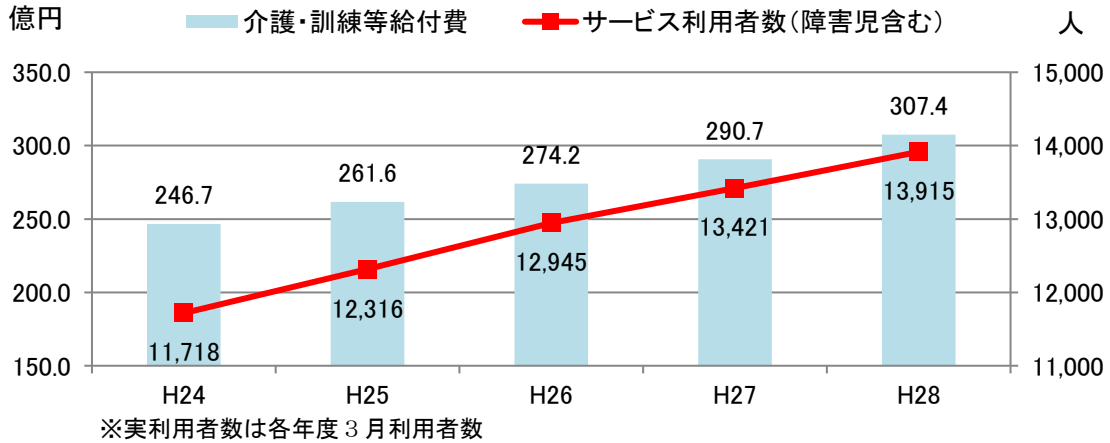
7

2 障害福祉サービス費等の推移

(1) 障害福祉サービス費の推移

◆ 障害者総合支援法の施行以降，同法に基づき，市町村が支弁する障害福祉サービスの額は，毎年増加しており，平成 28年度の実績額は約 307億円となっています。

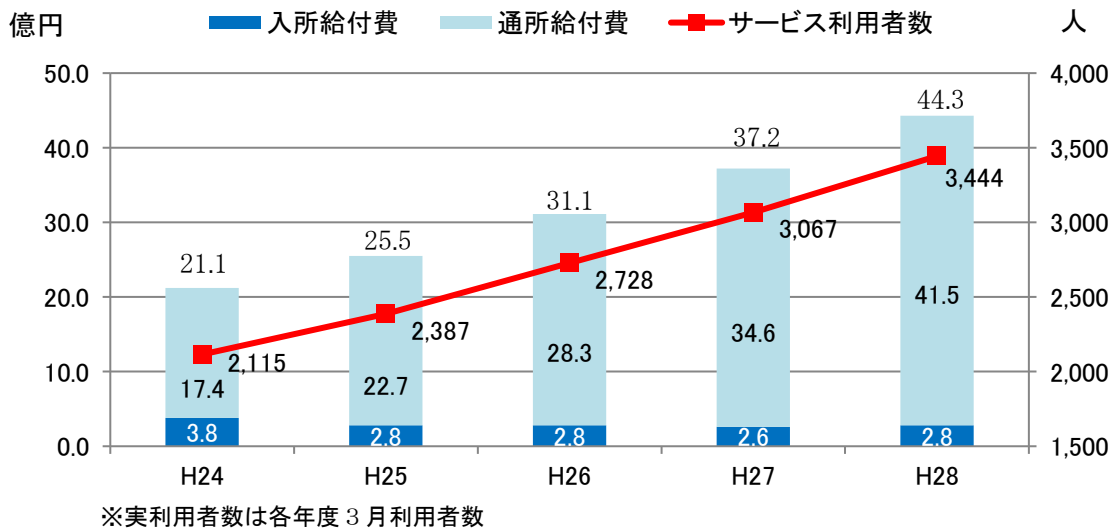
【図表 2-1】介護・訓練等給付費と実利用者数の推移



(2) 障害児入所給付費・通所給付費の推移

◆ 児童福祉法の改正（平成 25 年 4 月施行）以降，同法に基づき県及び仙台市が支給する障害児入所給付費並びに市町村が支給する障害児通所給付費の額は，毎年増加しており，平成 28年度の実績額は入所給付費が約 3億円，通所給付費が約 42億円となっています。

【図表 2-2】障害児入所給付費・通所給付費と実利用者数の推移



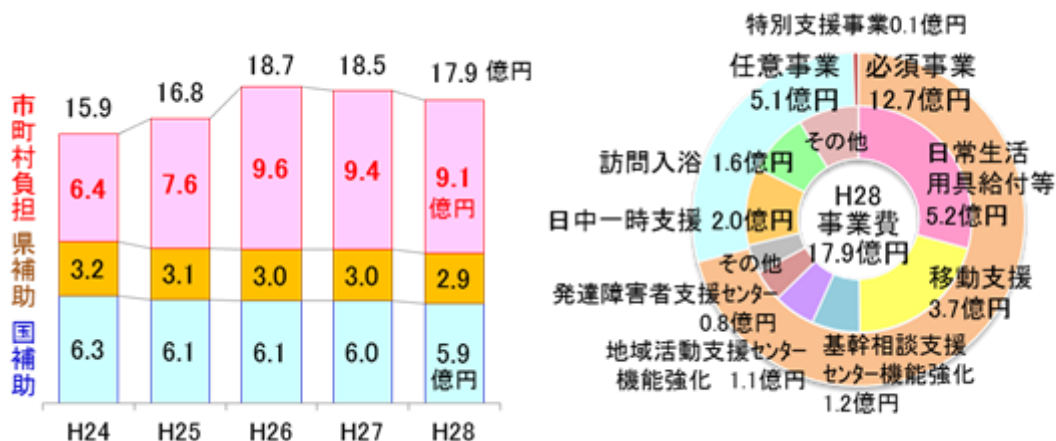
1 (3) 地域生活支援事業費の推移

2 ◆ 障害者総合支援法に基づき、市町村及び県が行う地域生活支援事業の平成28年度にお
3 ける事業費実績額は、市町村が17.9億円、県が1.1億円となっています。

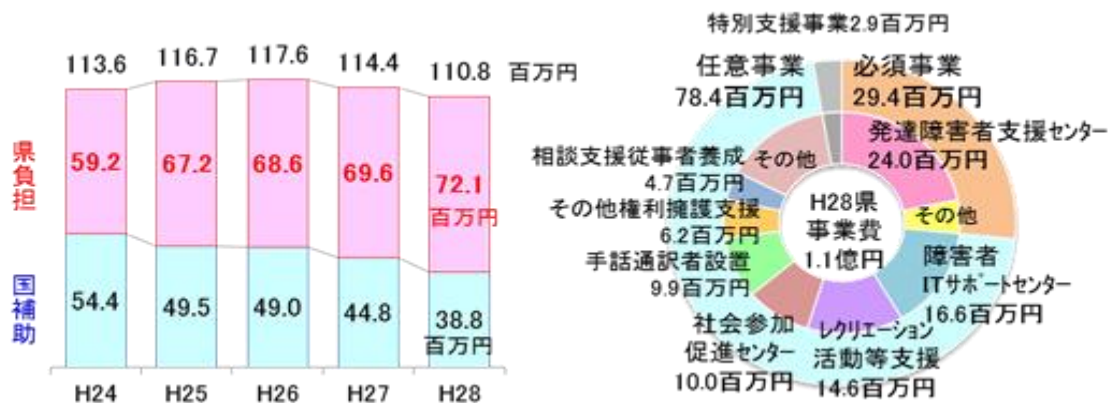
4 ◆ 同事業は、国の補助率が1/2以内とされていますが、実際の補助率は市町村で32%、
5 県で35%にとどまっております、市町村及び県の財政負担が大きくなっているのが現状です。

6 jn

8 【図表2-3】市町村地域生活支援事業費の推移



11 【図表2-4】県地域生活支援事業費の推移



3 障害福祉サービス事業所等数の推移

- ◆ 平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法及び児童福祉法における障害福祉サービス事業所等は、訪問系サービス及び日中活動系サービスを中心に年々増加していますが、事業所数に偏りが見られるサービスがあることが分かります。

【表 3-1】障害福祉サービス事業所数の推移（隔年 6 月 1 日現在）（事業所）

サービスの種類	H24	H25	H26	H27	H28	H29
居宅介護	335	334	336	346	345	349
重度訪問介護	333	323	322	329	328	324
同行援護	93	123	135	127	129	133
行動援護	61	53	50	50	53	51
療養介護	3	3	3	3	3	3
生活介護	125	129	135	141	142	147
短期入所	91	89	93	97	99	106
<u>重度障害者等包括支援</u>	0	0	0	0	0	0
施設入所支援	38	38	38	38	38	38
自立訓練（機能訓練）	8	7	7	7	6	5
自立訓練（生活訓練）	22	24	25	26	29	28
就労移行支援	66	66	67	68	77	84
就労継続支援 A 型	24	29	36	47	53	55
就労継続支援 B 型	134	142	150	162	177	186
共同生活援助	91	94	107	108	120	124
地域移行支援	33	23	33	42	45	47
地域定着支援	33	23	33	42	45	47
計画相談支援	35	53	86	119	132	145
児童発達支援	67	43	45	51	63	63
<u>医療型児童発達支援</u>	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	74	84	109	131	167	189
保育所等訪問支援	4	4	5	10	11	11
福祉型障害児入所支援	2	2	2	2	2	2
医療型障害児入所支援	4	4	4	4	4	4
障害児相談支援	31	44	73	101	114	125

7
8
9
10
11
12
13

1 【表3-2】 障害保健福祉圏域別の障害福祉サービス事業所数（平成29年6月1日現在）
 2 （事業所）

	サービスの種類	仙南	仙台	大崎	栗原	登米	石巻	気仙沼	県計
障害者総合支援法によるサービス	居宅介護	24	246	26	8	9	31	5	349
	重度訪問介護	24	231	26	8	8	25	2	324
	同行援護	4	107	12	4	0	5	1	133
	行動援護	5	38	2	1	4	1	0	51
	療養介護	0	3	0	0	0	0	0	3
	生活介護	9	84	13	11	9	14	7	147
	短期入所	10	53	8	7	10	11	7	106
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0
	施設入所支援	5	20	2	3	3	2	3	38
	自立訓練（機能訓練）	0	5	0	0	0	0	0	5
	自立訓練（生活訓練）	2	19	1	0	1	5	0	28
	就労移行支援	4	52	10	2	5	7	4	84
	就労継続支援A型	5	33	7	2	3	4	1	55
	就労継続支援B型	13	122	17	4	10	16	4	186
	共同生活援助	17	73	8	7	5	7	7	124
	地域移行支援	1	33	0	0	2	3	8	47
	地域定着支援	1	33	0	0	2	3	8	47
	計画相談支援	11	89	15	5	6	10	9	145
児童福祉法によるサービス	児童発達支援	2	43	4	3	2	6	3	63
	医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0
	放課後等デイサービス	6	140	11	4	6	13	9	189
	保育所等訪問支援	0	4	3	2	1	1	0	11
	福祉型障害児入所支援	0	1	0	1	0	0	0	2
	医療型障害児入所支援	0	4	0	0	0	0	0	4
	障害児相談支援	9	82	10	4	3	8	9	125

3

4

5 (サービスの内容)

6 障害者総合支援法によるサービス

サービスの種類	サービスの概要
居宅介護※	居宅で入浴，排せつ，食事の介護等を行う
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常時介護を要する者に，居宅で入浴，排せつ，食事の介護，外出時の移動支援等を総合的に行う
同行援護※	視覚障害により，移動に著しい困難を有する人に，移動に必要な情報の提供（代筆代読を含む），移動の援護等の外出支援を行う

サービスの種類	サービスの概要
行動援護*	知的・精神障害により、行動上著しい困難を有する者が行動する際に生じる危険回避のために必要な援護、外出支援等を行う
療養介護	医療と常時介護を要する者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う
生活介護	常時介護を要する者に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する
短期入所*	居宅で介護を行う者が病気の場合などに、施設に短期間入所させ、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
<u>重度障害者等 包括支援*</u>	<u>介護の必要性が非常に高い者に、複数のサービスを包括的に行う</u>
施設入所支援	施設入所者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
自立訓練（機能訓練）	身体障害者・難病等対象者に対して、施設等又は居宅を訪問して、理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行う
自立訓練（生活訓練）	知的・精神障害者に対して、施設等又は居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の日常生活を営むために必要な訓練等を行う
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障害者で、一般企業等に雇用されることが可能と見込まれる者に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援 A 型	一般企業等で雇用されること困難な障害者のうち、雇用契約に基づく継続的な就労が可能な 65 歳未満の者に対し、就労・生産活動の機会を提供し、その知識や能力の向上を図る訓練等を行う
就労継続支援 B 型	就労移行支援事業を利用したが、一般企業等での雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者等に対して、就労・生産活動の機会を提供し、その知識や能力の向上を図る訓練等を行う
就労定着支援 （平成 30 年度から）	就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決の支援を行う
自立生活援助 （平成 30 年度から）	一人暮らしを希望する者等の居宅を定期的に訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、随時の相談や要請があった際は、訪問、電話、メール等による支援を行う
共同生活援助 （グループホーム）	主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、日常生活上の援助を行う
地域移行支援	障害者支援施設の入所者や精神科病院の入院患者等に対して、住居の確保や、地域生活に移行するための相談等の支援を行う
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等への支援を行う
計画相談支援	①サービス利用支援

サービスの種類	サービスの概要
	支給決定に係るサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行う ②継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等のモニタリングを行い、サービス事業者等との連絡調整を行う

1 ※のサービスについては障害児も利用可能

2 児童福祉法によるサービス

サービスの種類	サービスの概要
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う
<u>医療型児童発達支援</u>	<u>未就学の障害児（肢体不自由児）に対して、児童発達支援と治療を行う</u>
放課後等デイサービス	就学している障害児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う
居宅訪問型児童発達支援 （平成 30 年度から）	重度の障害児に対して、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行う
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児について、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う
障害児相談支援	障害児支援の利用について、障害児支援利用計画の作成や施設等との連絡調整、モニタリング等を行う
福祉型障害児入所支援	障害児に対して、食事・排せつ・入浴等の介護、身体能力及び日常生活能力の維持・向上のための訓練等を行う
医療型障害児入所支援	知的障害児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障害児に対して、疾病の治療・看護、また、食事・排せつ・入浴等の介護、身体能力及び日常生活能力の維持・向上のための訓練等を行う

3

4

5

6

1 4 **平成 28** 年度「宮城県障害者施策推進基礎調査」結果の概要

2 (1) 調査の概要

調査目的	「みやぎ障害者プラン」の改定に当たり、県内に居住する障害のある人及びその家族等のニーズを把握するとともに、前プラン（平成 23 年度から 29 年度まで）の成果等について評価するため、アンケート調査を実施したものを。
調査方法	郵送及びインターネットによるアンケート調査
調査対象者	平成 29 年 1 月 1 日現在で、宮城県内に居住する 0 歳から 79 歳までの障害者手帳を持っている人（0 歳から 18 歳までについては、保護者に回答を依頼）

3 (2) アンケートの内容等

共通	基本属性	性別，年齢，障害者手帳の種別・等級
	所得保障	本人・世帯収入，本人の収入種別，受給年金・手当 ほか
	医療サービス	通院頻度，リハビリ等の利用状況，通院等の困り事 ほか
	福祉サービス	サービスの利用状況，サービス利用上の困り事 ほか
	住まい	現在の住まい，将来暮らしたい場所，同居者 ほか
	日常生活	平日の日中活動，日常生活の支援，外出頻度・目的 ほか
	障害を理由とする差別	障害者差別解消法の認知，差別経験，差別を受けた場面，差別の内容
	相談	相談相手，相談内容
	災害対策	単独避難の可否とその理由，災害時の不安 ほか
	優先施策	行政に最優先で取り組んでほしい施策（上位 3 つ）
障害児	教育	就学状況，学校生活・放課後等の困り事，進路希望 ほか
障害者	障害の程度	障害支援区分
	就労	勤務形態，業種，収入，就業期間，困り事 ほか

4 (3) 回収状況等

	身体障害		知的障害		精神障害		合計		
	発送	回収	発送	回収	発送	回収	発送	回収	回収率
障害児	817	367	754	387	118	55	1,689	809	47.9%
障害者	891	369	568	280	852	452	2,311	1,101	47.6%
合計	1,708	736	1,322	667	970	507	4,000	1,910	47.8%

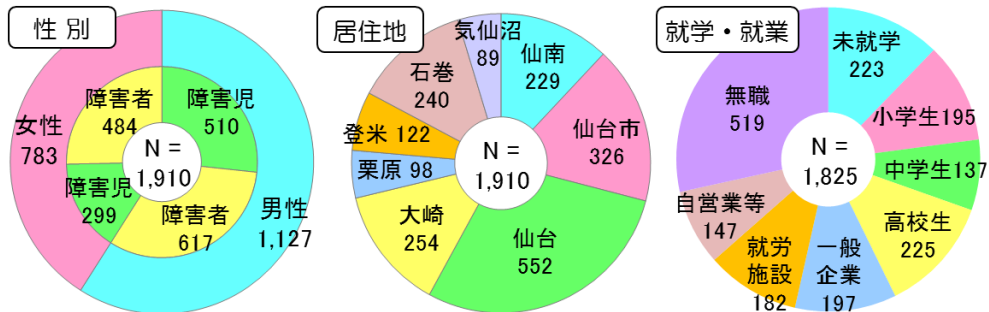
5 (注 1) 「障害児」とは 0 歳から 18 歳まで、「障害者」とは 19 歳から 79 歳までの障害のある人
6 を指す。

7 (注 2) 標本抽出に当たっては、母集団の少ない障害児や知的・精神障害の意向を把握するた
8 め、抽出数を「障害種別・等級×年代×居住エリア」で均等割付し、無作為抽出した。

1 (4) 調査結果の概要

2 ① 回答者の属性 (実数)

3 【図表 3-1】属性別の回答状況

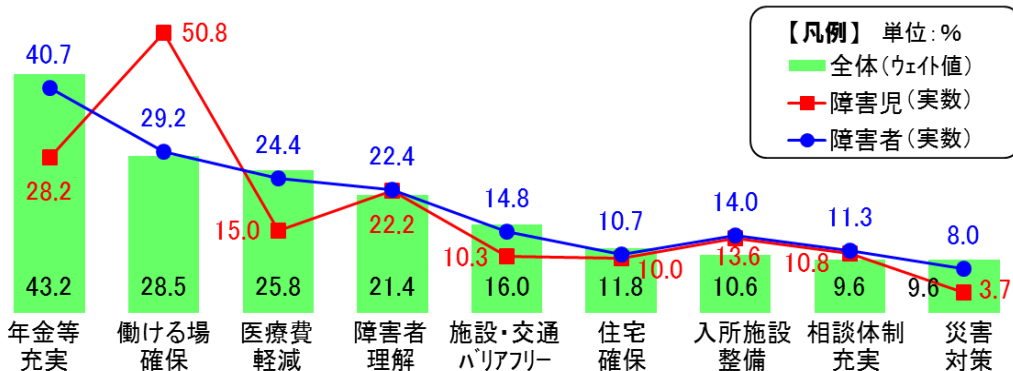


4

5 ② 最優先で取り組んでほしい施策 (複数回答・ウェイト値)

6 ◆ 年金等の充実, 医療費負担の軽減など, 所得保障の充実を挙げた方が多かったほか,
 7 働ける場の確保や障害のある人への理解促進, 住まいの確保, 相談支援体制の充実など,
 8 社会参加促進のための環境整備を望む声も多数を占める結果となりました。

9 【図表 3-2】行政に最優先で取り組んでほしい施策 (抜粋)



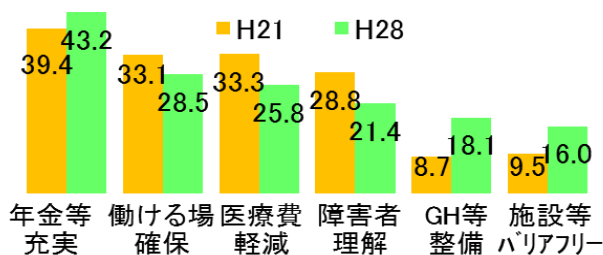
10

11 ③ 現行プランの評価 (平成 21 年度調査との経年比較)

12 ◆ 最優先施策の順位に変動はありませんが, 「働ける場の確保」や「障害者への理解」
 13 等が一定程度進捗し, その結果として, 各種施設や公共交通機関等でのアクセシビリ
 14 ティ向上を望む声が強まっていると推測されます。

15 ◆ 他方, グループホームや入所施設の整備促進を求める声も増加傾向にあることから,
 16 在宅での生活に不安を感じている障害のある人が増加しているものと推測されます。

17 【図表 3-3】最優先で取り組んでほしい施策の経年比較 (H21×H28)



18

1

2

3

4

5

重点施策

- ◆ 基本理念に掲げる「だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会」をつくるためには、障害のあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を尊重し、支え合うという文化を醸成していくことが何よりも重要です。

しかしながら、障害のある人に対する不当な差別の禁止等を定めた「障害者差別解消法」の認知度など、障害や障害のある人に対する理解や差別の解消に向けた取組は、未だ十分とは言えないのが現状です。

- ◆ また、障害のある人が、地域社会の一員として充実した生活を送るためには、経済的な自立が不可欠であり、特に、働く意欲・能力を有する障害のある人の雇用・就労を引き続き促進することが重要です。

しかしながら、県内の一般企業における障害のある人の雇用率は法定雇用率に届いていないほか、福祉的就労の場で働く障害のある人の工賃水準も目標額とは未だ乖離があり、工賃向上の取組も求められています。

- ◆ 障害のある人が、地域で安心して生活するためには、住まいの場の確保や、その人の心身の状況等に応じた適切な支援・サービスを受けることのできる体制の整備が必要です。

県では、これまでも、障害のある人の地域生活移行等を推進するため、障害のある人の地域での生活の場となるグループホーム等の整備や、在宅サービス・相談支援体制の充実を図るとともに、重度・最重度の障害のある人のセーフティネットとなる施設入所サービスの充実にも取り組んできましたが、これらの一層の充実が求められています。

- ◆ 県では、こうした経緯から、次の3項目を本プランにおける重点施策として位置づけ、基本理念の実現に向けた様々な取組を進めてまいります。

- 1 障害を理由とする差別の解消
- 2 雇用・就労等の促進による経済的自立
- 3 自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成

6

7

1 障害を理由とする差別の解消

2

<背景>

障害のあるなしに関わらず、全ての県民がお互いの人格と個性を尊重し、支え合える地域社会づくりのためには、障害や障害のある人に対する深い理解が必要であり、これは障害のある人の地域生活への移行を進める上でも大変重要な要素であると言えます。

また、平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法（以下この章において「差別解消法」といいます。）」が施行され、行政機関や事業者等による、障害を理由とする不当な差別の禁止等が定められ、障害のある人の権利擁護の一層の推進が求められています。

しかしながら、同年 12 月に県が実施した県民意識調査では、「障害者差別解消法を知っている」と回答した割合が 36%にとどまったほか、障害のある人に対して同様の質問をした基礎調査でも、同法を「知っている」と回答した割合が 23%と低水準となっており、障害を理由とする差別に関する制度の浸透は不十分と言わざるを得ない状況にあります。

また、県民意識調査において、障害を理由とする差別について「経験がある」、「その場に居合わせたことがある」と回答した割合が 20%であったのに対し、基礎調査で「差別の経験がある」と回答した割合は 28%（知的及び精神の障害がある人は約 4 割）となっており、県民の間でも意識の乖離が生じていると考えられることから、これらの解消に向けた取組を進める必要があります。

なお、今回の基礎調査結果では、性別による大きな特徴は見受けられませんでした。国の障害者基本計画において、障害のある女性は、更に複合的な困難等に置かれる場合があるとされており、今後は、こうした配慮も含めた差別解消の取組が求められると考えられます。

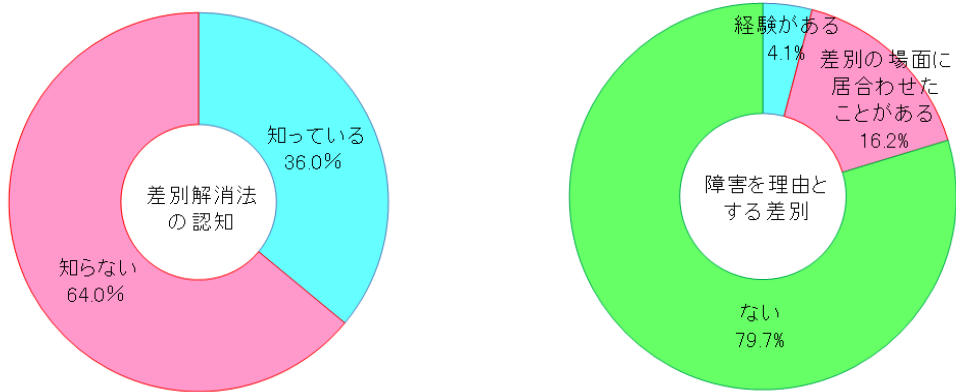
3 <現状等>

4 (1) 平成 28 年県民意識調査の結果概要（抜粋）

5 ◆ 本県に居住する 18 歳以上の男女 4,000 人に対して実施し、回収数が 1,989 通であつた同調査において、県全体で「障害者差別解消法」の認知について回答している割合は「知っている (36.0%)」、「知らない (64.0%)」となっており、障害を理由とする差別に関する制度の一層の周知が求められています。

9 ◆ また、障害を理由とする差別の経験等について回答している割合は、「自分自身が経験したことがある (4.1%)」、「居合わせたことがある (16.2%)」となっており、そのうち、「差別された又は居合わせた場所」の割合が最も高かったのは「学校・塾」で、次いで「病院・福祉サービス事業所」、「職場」の順となり、「差別の内容」の割合が最も高かったのは、「偏見を感じるような対応をすること」で、次いで「障害のある人が困っているときに手助けしないこと」、「障害のある人とのコミュニケーションに配慮しないこと」の順となっています。

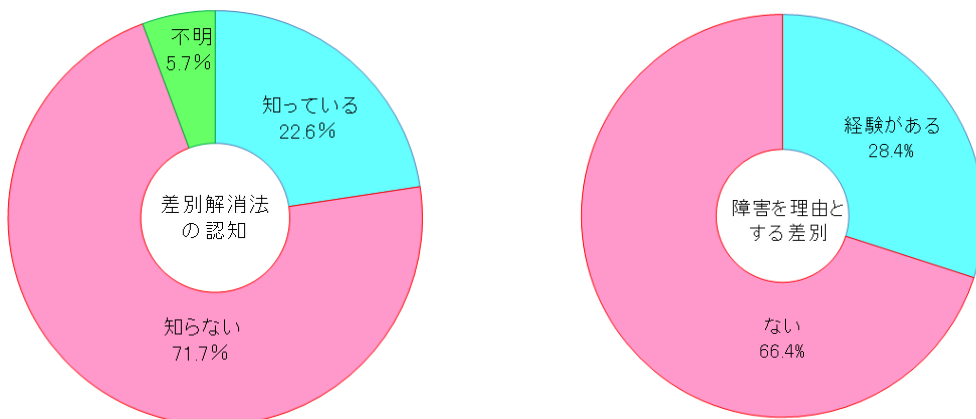
1 【図表 1 - 1】 県民意識調査の結果（抜粋）
2



3
4 (2) 平成 28 年度宮城県障害者施策推進基礎調査の結果概要（抜粋）

- 5 ◆ 平成 28 年度基礎調査では、全体で「障害者差別解消法」を知っていると回答してい
6 る割合は 22.6%となっており、障害のない人を含んでいる県民意識調査よりも低水準
7 となっています。
- 8 ◆ 他方、「差別を受けたことがある」と回答した人の割合は全体で 28.4%となったほか、
9 知的障害及び精神障害のある人については、約 4 割が何らかの差別を受けた経験があ
10 ると回答しており、差別を受けた内容として最も高かったものが「偏見を感じるような
11 対応をされた」となっており、制度の浸透に加え、障害及び障害のある人に対する理解
12 と合理的配慮の推進が求められているといえます。

13
14 【図表 1 - 2】 基礎調査結果の概要（抜粋）
15

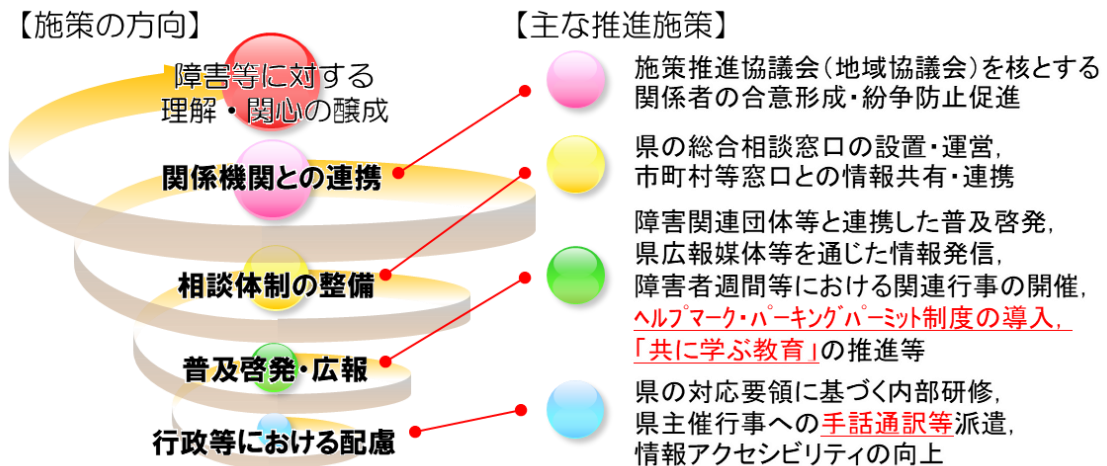


16
17

1 <施策の方向>

2 県では、差別解消法の施行に併せ、県職員の対応要領を策定するとともに、障害を理由
3 とする差別に関する相談窓口の設置、市町村や関係機関等と連携した相談・紛争防止体制
4 の整備を推進してきました。

5 今後は、引き続きこれらの施策の充実を図りながら、個別の相談事例の収集・分析等を
6 通じた望ましい対応の共有や、障害及び障害のある人に対する県民の一層の理解促進と
7 周囲の人々の配慮の促進に取り組みます。



8

9 <主な推進施策>

10 (1) 行政機関等における配慮

- 11 ◆ 県が策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、管
12 理職又は新任の県職員に対する内部研修等を実施し、障害のある人に対する理解の促
13 進と適切な対応ができる環境整備を推進します。
- 14 ◆ 障害のある人が、県が主催する会議や各種行事等に参加しやすい環境づくりのため、
15 手話通訳や要約筆記、資料の点訳等の合理的配慮の提供を行います。
- 16 ◆ 障害のある人が、行政関連情報を円滑に取得・利用できるよう、ホームページや広報
17 誌など、県の広報媒体における情報アクセシビリティの向上を図ります。

18

19 (2) 普及啓発・広報活動の推進

- 20 ◆ 県の広報媒体等を活用し、障害を理由とする差別の解消に向けた関連情報の発信や、
21 障害福祉サービス及び障害を理由とする差別をテーマとした「みやぎ出前講座」の実施
22 等を通じて、障害や障害のある人、社会的障壁等への理解を促進します。
- 23 ◆ 障害者週間（12月3日から9日まで）等における各種行事の開催など、障害当事者
24 団体や支援団体を含む関係機関等と連携した啓発・広報活動に計画的に取り組み、障害
25 及び障害のある人に対する県民の理解・関心を高めるとともに、障害のある人の社会参

1 加を促進します。

2 ◆ 特に、障害に対する理解・関心の向上には、子どもの時期から障害のある人と交流す
3 る環境づくりが有効と考えられることから、「共に学ぶ教育」の推進と障害のある児童
4 生徒に対する支援の一層の充実を図ります。

5 ◆ 内部障害や難病の方など、外見からは障害等があることがわかりにくい方々に対し
6 て周囲の方に援助や配慮を促すヘルプマーク 等に関する制度や、歩行が困難な人のた
7 めの駐車場利用証を発行・配布する「パーキングパーミット制度」の導入は、有効な合
8 理的配慮の一つと考えられることから、全国の状況や関係者の意見等を踏まえながら、
9 本県における導入の検討を進めます。

11 (3) 相談体制の整備

12 ◆ 障害を理由とする差別等に関する県の総合相談窓口である「宮城県障害者権利擁護
13 センター」を設置・運営し、市町村や関係機関等と連携の上、障害を理由とする差別の
14 速やかな解消と未然防止する相談体制の整備を推進します。

16 (4) 関係機関と連携した差別解消の取組

17 ◆ 「宮城県障害者施策推進協議会」等において、障害を理由とする差別に関する相談内
18 容や対応事例、合理的配慮の事例等についての民間企業を含む関係機関との情報共有
19 や事例分析、研修事業の開催等を通じて、障害を理由とする差別に関する紛争の防止・
20 解決力の向上を図ります。

2 雇用・就労等の促進による経済的自立

<背景>

障害のある人の雇用・就労の推進は、社会参加の機会創出や生きがいづくりの面で大きな効果が期待されるほか、経済的な自立を促進する観点からも大変重要であるといえます。

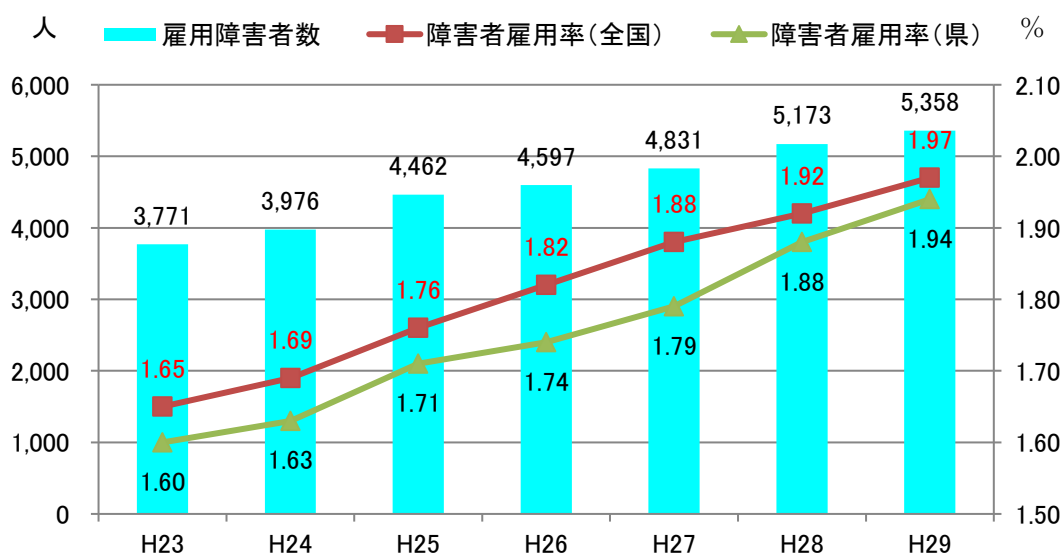
このため、民間企業等における雇用機会の確保・拡大、職業訓練・職業能力の開発に対する支援はもちろんのこと、直ちに一般就労が困難な障害のある人のためにも、就労支援施設等の、働く意欲を就労に結びつける福祉的就労の場の確保・充実が必要であり、特に、福祉的就労の場で働く障害のある人の工賃水準の引き上げを促進する環境整備が求められています。

<現状等>

(1) 障害者雇用率

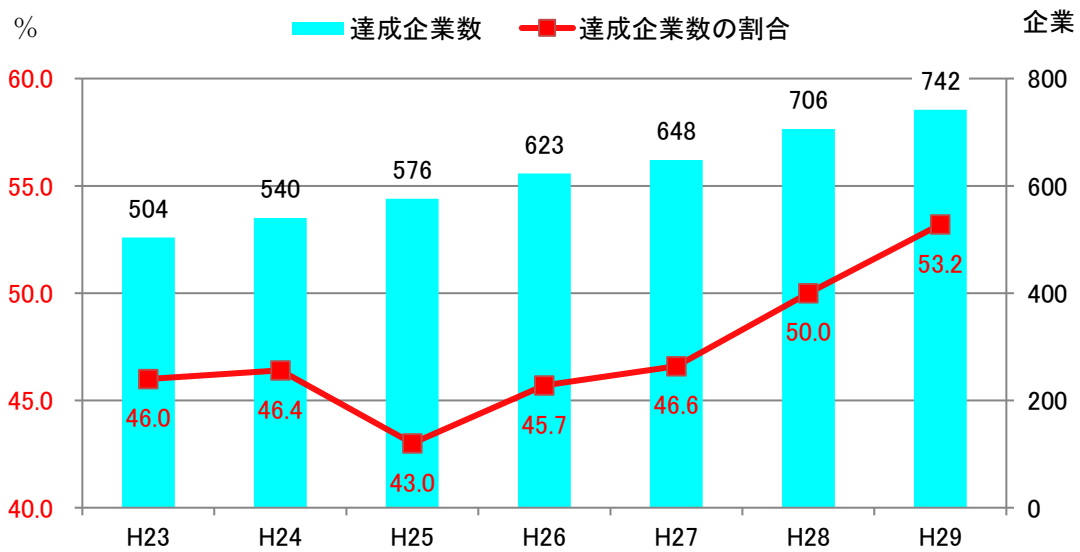
- ◆ 障害のある人の雇用情勢については、障害のある人自身の働く意欲の向上と、社会全体の理解・関心の高まり等を背景に着実に進展しつつあり、障害者雇用促進法に基づく本県の雇用障害者数は、平成 29 年度で約 5,400 人、実雇用率は 1.94%、法定雇用率の達成企業数 742 社といずれも過去最高となりました。
- ◆ 他方、法定雇用率（平成 29 年度 2.0%）には達しておらず、全国レベルでみた実雇用率も依然低い水準にあることなどから、一層の雇用情勢の改善に取り組む必要があります。

【図表 2-1】障害者雇用率等の推移



【出典】宮城労働局資料

1 【図表 2 - 2】 法定雇用率達成企業数等の推移



2 【出典】 宮城労働局資料

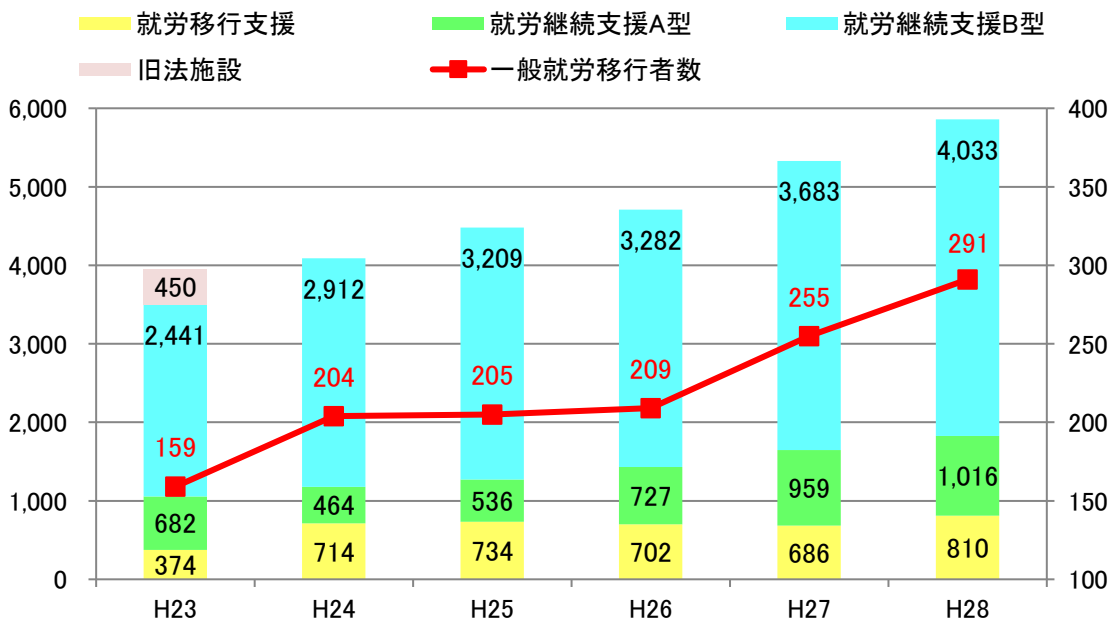
3

4 (2) 福祉的就労からの一般就労

5 ◆ 福祉施設を利用して障害のある人の一般就労への移行は、就労支援施設等（就労
6 移行支援、就労継続支援A型・B型）の整備とともに、堅調に推移しており、平成 23
7 年度から平成 28 年度までの 6 年間で延べ 1,323 人となっています。

8

9 【図表 2 - 3】 就労支援施設等（定員数）と一般就労への移行者数の推移 (人)

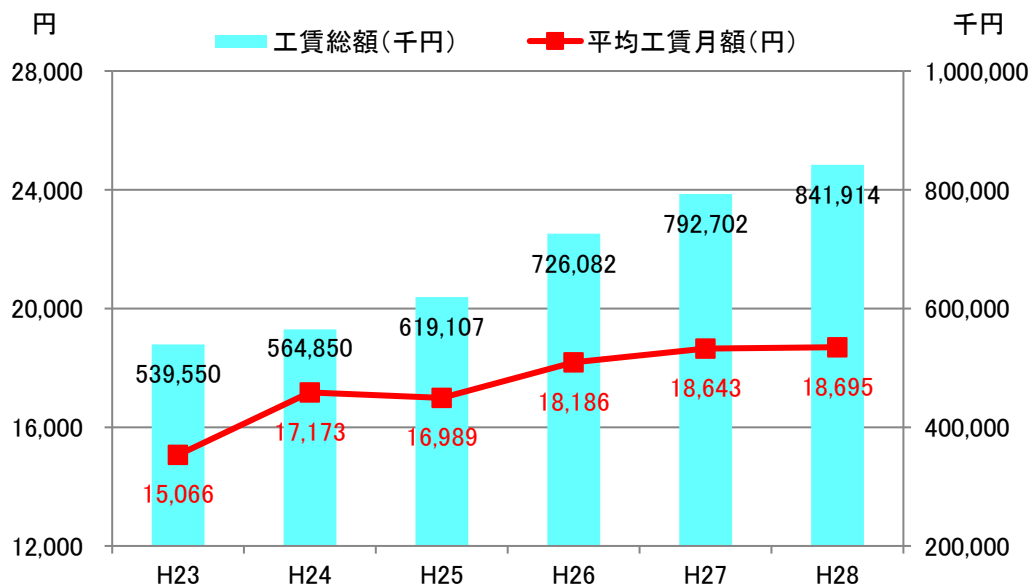


10

1 (3) 平均工賃月額等の推移

- 2 ◆ 県では、「宮城県工賃向上支援計画（第一期：平成24年度から26年度まで，第二
3 期：平成27年度から29年度まで）」を策定し，就労継続支援B型事業所等で働く障
4 害のある人の工賃向上に向けた取組を進めています。
- 5 ◆ 本県の就労継続支援B型事業所で働く障害のある人に支払われた工賃は，平成28
6 年度総額で約8.4億円と平成23年度と比べて約3億円増加しており，平均工賃月額
7 についても18,695円と全国でも比較的高い水準を維持していますが，第二期計画に
8 掲げる目標額23,000円には達していない現状にあります。

10 【図表2-4】平均工賃月額と工賃総額の推移



11 【出典】宮城県資料

13 <施策の方向>

14 引き続き，障害のある人の雇用・就労の機会の拡充と職業能力の開発を図るとともに，
15 就労支援施設等の企業的経営スキルの向上や商品開発・販路開拓に向けた支援，共同受注
16 体制の強化等を通じた工賃向上を促進します。

17 また，障害のある人の職域拡大に有効な農福連携等の取組を進めるとともに，就労支援
18 施設等の商品・役務等に係る行政機関等の優先調達を推進します。

【施策の方向・主な推進施策】



1

2 <主な推進施策>

3 (1) 安定した雇用の確保

- 4 ◆ 「障害者雇用促進法」の改正により、平成30年度から法定雇用率の引き上げや、精神障害（発達障害を含む）のある人の雇用の義務化等が行われることを踏まえ、地方公
- 5 共団体等における障害者雇用率の向上に努めるとともに、民間企業における法定雇用
- 6 率の達成に向け、宮城労働局をはじめとする関係機関と連携し、差別解消や合理的配慮
- 7 を含む障害等に対する理解の促進や普及啓発活動、障害のある人の雇用を検討してい
- 8 る中小企業者に対する助言等を行い、障害のある人の雇用の場の拡大を図ります。
- 9
- 10 ◆ 福祉的就労からの一般就労への移行が一定程度進捗しつつある中、企業等に就職し
- 11 た障害のある人の離職防止への取組が重要であることから、ハローワークや障害者就
- 12 業・生活支援センター、宮城障害者職業センター等との関係機関と連携し、一般企業に
- 13 おける障害のある人の受入体制の整備に関する支援等を行うほか、就労移行支援事業
- 14 所と企業等とが連携し、障害のある人が企業等で長く働き続けられるための就労移行
- 15 支援事業所に対する研修の実施に取り組み、雇用の安定化を図ります。
- 16

17 (2) 就労支援施設等の経営力向上等を通じた工賃向上

- 18 ◆ 「宮城県第二期工賃向上支援計画（平成27年度から29年度まで）」の実績等を踏ま
- 19 え、「第三期工賃向上支援計画（平成30年度から32年度まで）」を策定し、就労支援事
- 20 業所の一層の工賃向上に向けた取組を推進します。
- 21 ◆ 引き続き、就労継続支援事業所等による「工賃向上計画」策定や、策定した計画等を
- 22 実践するための専門家派遣を行います。
- 23 ◆ 異業種交流を含めた就労支援施設等の職場環境の改善や生産性の向上等に向けた活
- 24 動を支援します。
- 25 ◆ 地元企業等と連携し、就労支援施設等による製品等の展示販売会の開催等を通じて、
- 26 販路の開拓・拡大を図ります。

1 (3) 職業訓練・職業能力の開発

- 2 ◆ 宮城障害者職業能力開発校において、就業に必要な職業能力の開発・向上を図るため、
3 雇用の実情に即した職業訓練を実施するとともに、就業を促進するため、公共職業安定
4 所等の関係機関との連携を強化し、実習協力企業の開拓、当該企業における訓練生の実
5 習等を通じて企業との信頼関係の構築を図ります。
- 6 ◆ 「障害者就業・生活支援センター」を中心に、一般就労の場を確保するため、企業等
7 の開拓に取り組みます。また、センターの相談能力等の向上のため、セミナーや研修会
8 を開催するとともに、各センター間の連携を深め、全てのセンターの支援機能の向上を
9 図ります。
- 10 ◆ 情報通信技術（ICT）の発達に伴い、障害のある人の就業機会の拡大が期待される
11 ことから、障害のある人に対するICTスキルの習得支援の拡充に取り組みます。
- 12 ◆ 特別支援学校と企業間の連携を強化し、生徒の職場及び実習受入先の開拓を行う機
13 能の充実を図ります。このことにより、職場や実習内容に関する情報と実習体験の場
14 を提供し、生徒一人一人のニーズに応じた就労に向けた支援を行います。

15
16 (4) 多様な就業機会の創出

- 17 ◆ 障害のある人などに介護に関する資格取得を支援し、介護分野における就労機会の
18 拡大を図ります。また、知的障害や精神障害のある人を、県の職場に短期間、実習生と
19 して受け入れ、職場体験の機会の提供と就労意欲の向上を図ります。
- 20 ◆ 農業分野における障害のある人の就労を支援し、工賃向上等を目指す、いわゆる「農
21 福連携」推進のため、農産物等を中心とする展示販売会の開催や、就労支援事業所等に
22 対する農業技術や6次産業化の専門家派遣、農業法人における就労マッチング支援及
23 び環境整備の補助事業等を行います。

24
25 (5) 行政機関等からの受注促進

- 26 ◆ 「障害者優先調達推進法」に基づき、県の優先調達方針を策定し、就労支援施設等が
27 提供する物品・サービスの優先調達を引き続き推進していくとともに、宮城県障害者施
28 策推進協議会等の場を通じて、関係団体等での優先調達を働きかけていきます。

3 自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成

<背景>

障害のある人が、安心して生活するためには、住まいの確保や日中活動の場の充実とともに、保健・医療・福祉・保育・教育等の連携の下、その人の心身の状況に応じた、適切なサービス等を身近な地域で受けることのできる環境の整備が必要です。

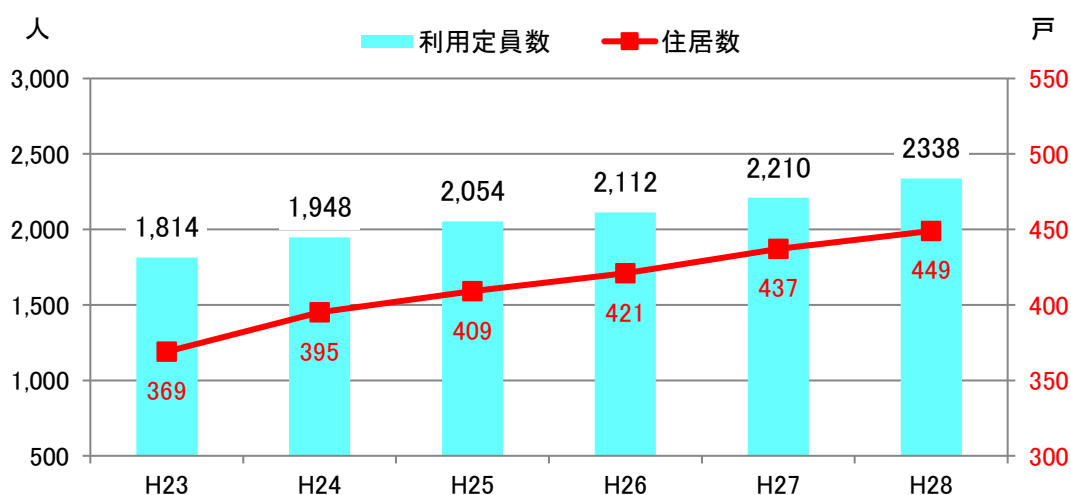
特に、成長とともに支援のあり方に変化が生じる障害児に対する切れ目のない支援体制の構築や、発達障害の早期発見・早期療育、「医療的ケア」を要する障害のある人への支援の拡充等が求められています。また、地域での生活が困難な障害のある人に対するセーフティネット機能等を充実させていく必要があります。

<現状等>

(1) グループホームの整備状況等

- ◆ 障害のある人の地域における住まいの場であるグループホームの整備状況は、平成28年度末において定員数 2,338 人、住居数 449 戸と平成23年度に比べて、それぞれ524人分、80戸増加しています。

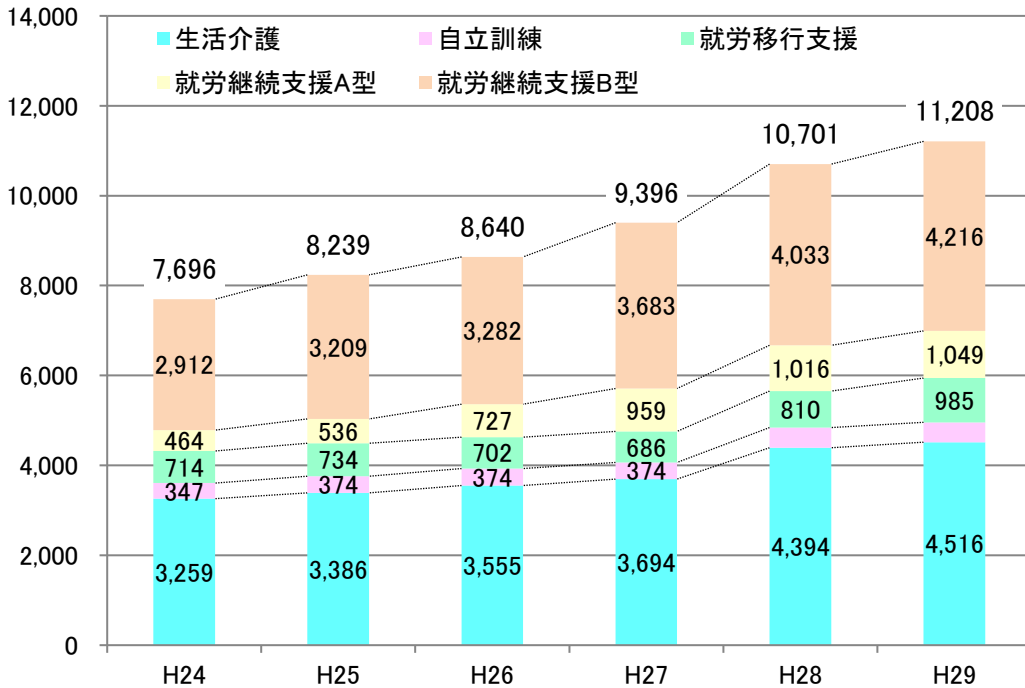
【図表3-1】グループホームの定員数・住居数の推移



(2) 日中活動系サービスの整備状況

- ◆ 障害のある人の日中活動の場等を提供する障害福祉サービス（生活介護・自立訓練・就労移行支援、就労継続支援A型・B型）の整備状況は、平成29年6月1日現在において、定員数（総数）で 11,208 人と現行のサービス体系となった平成24年度と比べて、3,511人分増加しています。

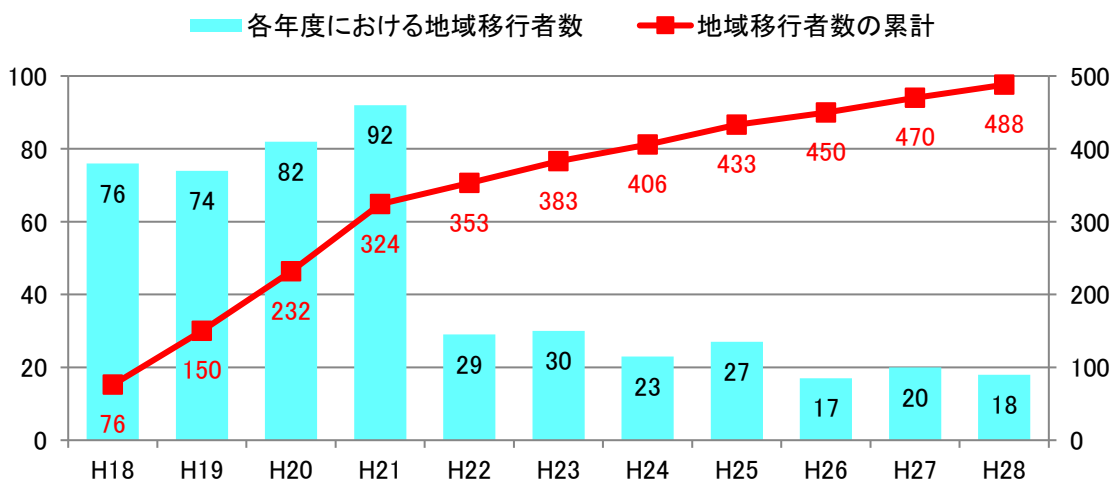
1 【図表 3-2】 日中活動系サービス定員数の推移 (人)



17 (3) 障害のある人の地域生活移行状況

18 ◆ 「第3期宮城県障害福祉計画」では、平成18年度から26年度までの地域生活移行者
 19 数の目標値を、平成17年10月1日現在の施設入所者数(2,225人)の3割に当たる
 20 668人としていましたが、実績は450人(目標値の約67%)にとどまりました。また、
 21 「第4期宮城県障害福祉計画」では、平成26年度から29年度までの地域生活移行者
 22 数の目標値を210人としていますが、平成26年度から28年度までの実績は55人(目
 23 標値の26%)となっており、達成は大変厳しい状況にあります。

25 【図表 3-3】 地域生活移行の状況 (人)

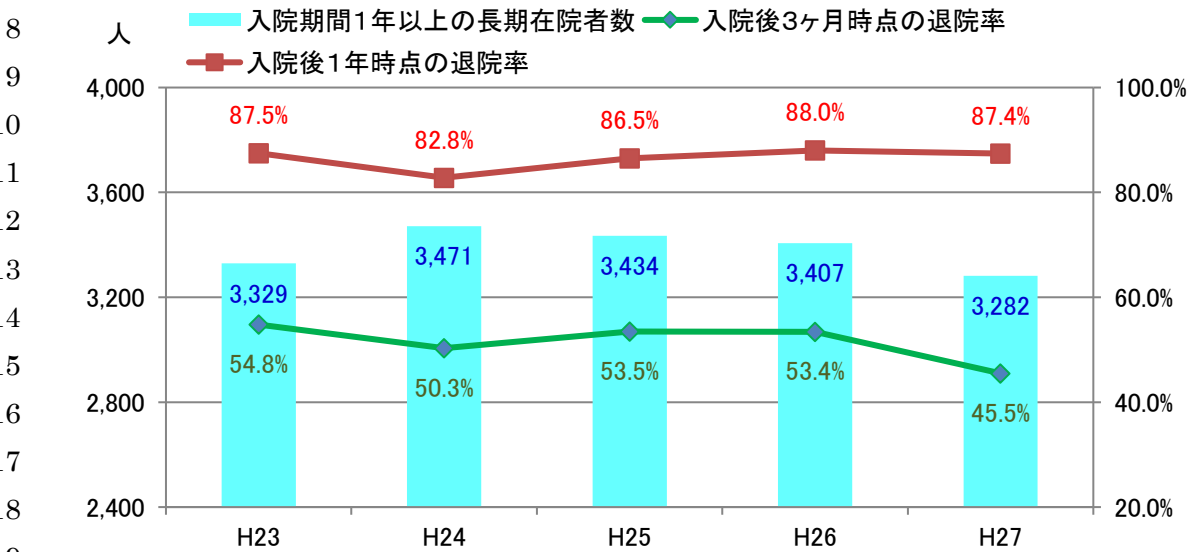


- 1 ◆ 「第4期宮城県障害福祉計画」では、平成29年6月時点を基準として、入院中の精
 2 神障害のある人の地域生活移行目標として、入院後3か月時点の退院率64%、入院後
 3 1年時点の退院率91%、入院期間1年以上の長期在院者数を2,846人としています、
 4 平成27年度末時点では、いずれの目標も達成が厳しい状況にあります。

5

6 【図表3-4】精神障害者の地域移行状況

7



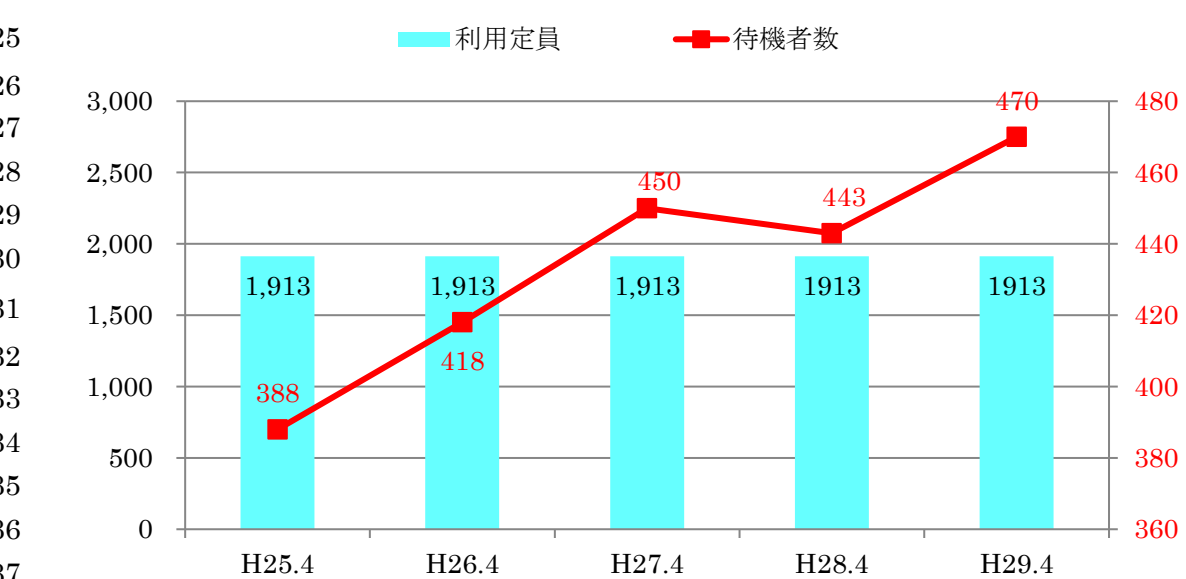
19

- 20 ◆ 「第4期宮城県障害福祉計画」では、本県の社会資源を勘案し、施設入所者の削減につ
 21 いて目標を設定しませんでした、依然、入所待機者数は増加する傾向にあります。

22

23 【図表3-5】障害者支援施設における入所待機者の推移 (人)

24

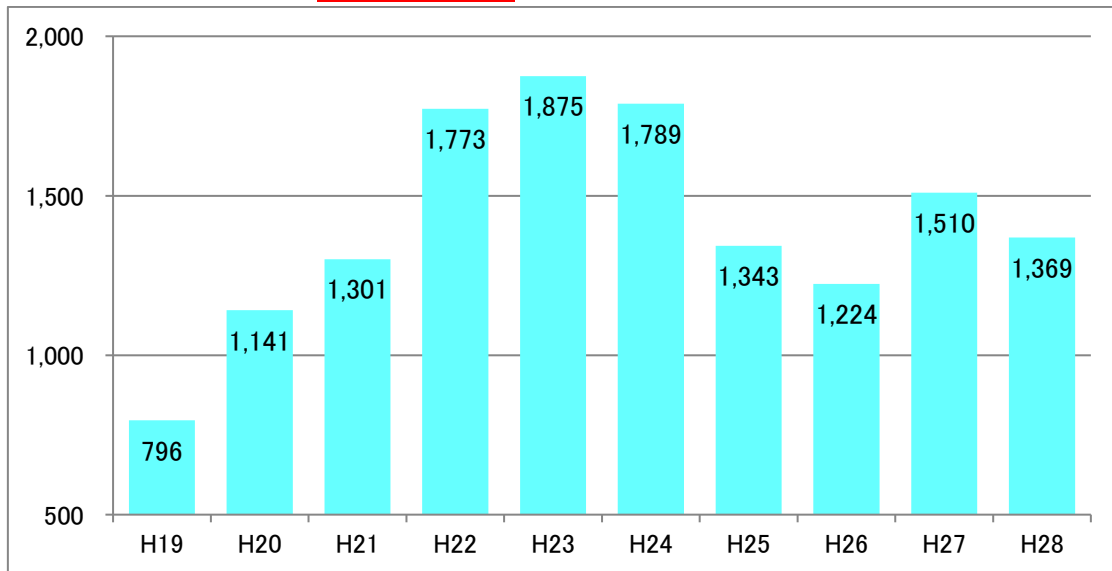


37

1 (4) 発達障害のある人に対する支援等の状況

- 2 ◆ 発達障害のある人の正確な人数の把握は困難ですが、平成 18 年 11 月に設置された
3 宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」には、毎年多くの相談が寄せられており、発
4 達障害のある人への支援の必要性が高まっていることがうかがえます。

6 【図表 3 - 6】 発達障害支援センターの相談件数の推移 (件)



7
8
9 (5) 医療的ケアを要する障害のある人の状況等

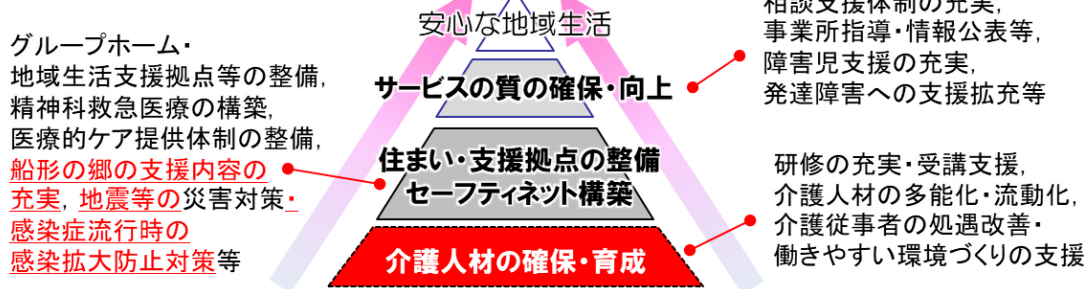
- 10 ◆ 平成 28 年 2 月に県が県内（仙台市を除く）の重度の身体障害のある人等に対して実
11 施した医療的ケアに関するアンケート調査によると、回答者 5,984 人のうち、医療的ケ
12 アを要する人は 1,974 人（33%）となっています。
13 ◆ 他方、同年 2 月に県が県内（仙台市を除く）の障害福祉サービス事業所に実施したア
14 ンケート調査によれば、回答のあった 562 事業所のうち、医療的ケアの対応が可能であ
15 ると回答した事業所は 152 事業所（27%）にとどまっています。

16
17 <施策の方向>

18 障害のある人の地域生活への移行を進めるため、引き続きグループホームや地域生活
19 支援拠点等の整備を進めるとともに、利用者本位のサービス提供を可能にするための相
20 談支援体制の充実や、介護人材の確保・育成、サービスの質の確保等に取り組みます。

21 特に、障害のある子どもに対する切れ目のない支援体制の構築を図るほか、支援の必要
22 性が高まっている発達障害に関する支援体制の整備を推進するとともに、医療的ケア実
23 施体制の充実に向けた取組を進めます。また、県全域における障害のある人のセーフティ
24 ネット機能が期待される県立障害者支援施設「船形コロニー」については、老朽化等への
25 対応とともに、民間施設のバックアップ・地域の社会資源のコーディネートといった新た
26 な役割を果たすことを見据えた整備を進めます。

【施策の方向・主な推進施策】



2 <主な推進施策>

3 (1) 介護人材の確保・育成

- 4 ◆ 障害福祉分野における介護人材の確保・育成のため、職種や従事年数等に即した各種
5 研修事業の充実を図るとともに、多様なケアに対応できる人材の育成を通じた介護人
6 材の流動化、研修受講の促進に向けた支援を行います。また、福祉系大学や専門学校の
7 学生の障害福祉分野への就職を促進するため、在学中に障害福祉関係施設で現場体験
8 ができるような環境の整備に努めます。
- 9 ◆ 国の制度を活用しながら、介護従事者の処遇改善に取り組むほか、障害福祉事業者と
10 異業種との交流等による介護負担の軽減に向けた取組など、働きやすい介護現場の環
11 境整備を支援し、介護人材の職場定着を図ります。

12

13 (2) 住まい・支援拠点の整備等

14 ① 地域生活への移行の推進

- 15 ◆ 「宮城県障害福祉計画」に基づき、引き続き、障害のある人の地域生活の場であるグ
16 ループホームや、地域生活支援拠点等の整備を進めるとともに、施設入所者や精神科病
17 院の入院患者等の退所・退院に向けた個別支援、地域の受入体制の調整等を行う相談支
18 援体制の充実を図り、地域生活への移行を推進します。
- 19 ◆ 特に、精神障害のある人の地域生活への移行を進めるため、精神障害に関する正しい
20 知識の普及啓発を図るほか、民間精神科病院や関係機関の協力を得ながら、24時間、365
21 日の精神科救急患者の受入が可能な精神科救急医療システムの充実を図ります。

22 ② 医療的ケア提供体制の整備

- 23 ◆ 人工呼吸器の管理や経管栄養などの「医療的ケア」が必要な障害のある人が安心して
24 在宅で生活できるための支援として、介護職員等の特定行為の研修受講、療養介護事業
25 所の待機者解消に向けた取組を促進するほか、医療的ケアに対応した訪問系・日中活動
26 系サービス事業所や医療型短期入所事業所の拡充など、医療的ケアの提供体制の整備
27 を推進します。

28 ③ セーフティネット機能の確保・充実

- 29 ◆ 地域での生活が困難な障害のある人を受け入れている障害者支援施設について、施
30 設間の連携を強化し、緊急時の対応も含めた柔軟な受入体制の整備や支援スキルの底
31 上げを図ります。
- 32 ◆ 特に、その中核的役割を担うことが期待されている県立障害者支援施設「船形コロニ

1 一については、外部有識者等の意見を踏まえて策定した整備基本構想に基づき、老朽
2 化やバリアフリー等への対応に加えて、県立施設が担うべきセンター機能（県全域のセ
3 ーフティネット，民間施設のバックアップ，地域の社会資源のコーディネート）を發揮
4 するための再整備を推進します。

- 5 ◆ さらに、東日本大震災の教訓を踏まえた災害対策や、地域や県警等と連携した防犯対
6 策を推進します。

8 (3) サービスの質の確保・向上等

9 ① 相談支援体制の充実

- 10 ◆ 障害のある人やその家族の意向を尊重した適切なサービス提供を推進するため、サ
11 ービス等利用計画・障害児支援利用計画の策定等を担う相談支援事業所への研修及び
12 指導や、相談支援専門員の確保・育成に係る取組を推進し、地域における相談支援体制
13 の充実を図ります。また、市町村による基幹相談支援センターの運営を支援し、障害の
14 ある人の相談や権利擁護、地域移行等のニーズに対して総合的に対応します。

15 ② 障害児支援の充実

- 16 ◆ 障害のある子ども（児童福祉法における「障害児」をいいます。）とその御家族に対
17 して、子どもの成長過程に合わせた効果的、かつ、一貫した支援を可能にするため、「宮
18 城県特別支援教育将来構想」等に基づく特別支援教育の充実に向けた取組を推進する
19 ほか、保健・医療・福祉・保育・教育等の一層の連携を進め、発達障害などの早期の発
20 見・療育が有効とされる障害のある子どもが、身近な地域で必要な支援を受けられる体
21 制の充実を図ります。

22 ③ 発達障害のある人の支援の充実

- 23 ◆ 宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」を中核機関として、発達障害のある人やそ
24 の家族、支援者に対して、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した相談
25 支援・発達支援・就労支援等を行います。

- 26 ◆ 国のモデル事業を活用して行ってきた幼児健診へのアセスメントツールの導入や、
27 保育所・幼稚園等の現任者に対する発達支援スキルの習得研修，ペアレント・メンター
28 育成研修等の取組やノウハウについて県内市町村への普及を図り，早期発見・早期療育
29 の体制構築を支援します。

30 ④ サービス提供に係る指導等

- 31 ◆ 在宅及び施設等での障害福祉サービスが適切に提供されるよう、サービス事業者等
32 や市町村に対して、実地による指導等を行うほか、サービス事業者に対する第三者評価
33 やサービス情報の公表等を行います。

1

2

3

4

5

6

7

各 論

- 1 第1章 共に生活するために
- 2 第1節 「心のバリアフリー」の推進
- 3 <現状と課題>

(障害や障害のある人への理解促進)

- ◆ 平成24年10月の「障害者虐待防止法」の施行、平成28年4月の「障害者差別解消法」及び改正された「障害者雇用促進法」の施行等を受け、障害を理由とする差別の解消や合理的配慮の推進が全国的に求められています。
- ◆ 県の基礎調査でも、行政に最優先で取り組んでほしい施策として、「障害についての理解を深めるための活動の充実」を挙げた割合が 21.4%と全体の 4番目を占める結果となっています。
- ◆ しかしながら、平成28年12月に県が実施した県民意識調査では、「障害者差別解消法を知っている」と回答した割合が 36%にとどまったほか、障害のある人に対して同様の質問をした基礎調査でも、同法を「知っている」と回答した割合は22.6%と低い水準となっており、制度の浸透を含め障害及び障害のある人に関する相互理解は十分に進んでいるとはいえない状況にあります。
- ◆ 障害のある人が抱えている日常生活・社会生活上の困難さは、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁によって生ずるものという、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、「障害は限られた人だけの問題である」という意識上の壁を取り除く「心のバリアフリー」の推進が重要であり、障害や社会的障壁、合理的配慮等についての理解を深めるための広報・啓発活動をより一層推進するとともに、体験や交流を通じた福祉学習の機会を設け、障害がある人への理解、関心を高めることが必要となっています。
- ◆ 特に、子どもの発達段階に応じて、早い時期から障害のある人とふれあう機会を持つことで、障害のある人の存在が決して特別なことではなく、ごく身近な地域と一緒に暮らしているということや、障害のある人に対する一方的な援助ではなく、相互に支え合うことが社会において大切であることを理解することが重要です。

(虐待防止・権利擁護)

- ◆ 障害者虐待防止法の施行に伴い、国や地方公共団体、障害福祉施設の従事者等、企業の使用者などに障害のある人に対する虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課されることとなりました。
- ◆ これまでも、県では、市町村や国等の関係機関と連携し、普及啓発活動を通じた障害のある人への虐待の未然防止や、相談支援体制の整備に努めてきましたが、毎年、一定数の虐待の事実が確認されており、障害のある人の権利擁護の一層の充実が求められています。
- ◆ また、平成28年7月に神奈川県の障害者支援施設で発生した痛ましい事件を繰り返さないためにも、「命の重さは障害のあるなしによって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有していく必要があります。

1 <施策の方向>

2 1 差別解消・虐待防止・権利擁護の推進

3 (啓発・広報活動の充実)

- 4 ◆ 障害当事者や支援者の団体、関係機関と連携し、「障害者週間（12月3日から9日
- 5 まで）」や「障害者雇用支援月間（9月）」等における啓発活動を推進します。
- 6 ◆ 障害のある人となない人との心のふれあい、相互の理解促進をテーマとした「心の輪
- 7 を広げる体験作文」や「障害者週間のポスター」の募集を行い、優れた作品について
- 8 は表彰を行います。
- 9 ◆ 知事への提案「明日のみやぎに一筆啓上！」などを通じて寄せられる障害福祉に関
- 10 する県民からの意見を施策の展開に生かすとともに、県の広報媒体を通じた情報発
- 11 信や、障害福祉サービス及び障害を理由とする差別等をテーマとした「みやぎ出前講
- 12 座」の実施等を通じて、障害や障害のある人、社会的障壁等への理解を促進します。
- 13 ◆ 内部障害や難病の方など、外見からは障害があることがわかりにくい方々に対し
- 14 て周囲の方に援助や配慮を促す「ヘルプマーク」等に関する制度や、歩行が困難な人
- 15 のための駐車場利用証を発行・配布する「パーキングパーミット制度」の導入は、有
- 16 効な合理的配慮の一つと考えられることから、全国の状況や関係者の意見等を踏ま
- 17 えながら、本県における導入の検討を進めます。

18 (相談体制の整備・相談員の資質向上等)

- 19 ◆ 市町村や関係機関等と連携し、障害を理由とする差別等に関する相談体制の整備
- 20 を推進し、紛争等の未然防止に努めます。
- 21 ◆ 障害がある人に対する差別や虐待に関する県の総合相談窓口である、「宮城県障害
- 22 者権利擁護センター」を設置・運営し、障害を理由とする差別に関する相談事例や合
- 23 理的配慮事例等を収集・分析し、市町村や障害福祉サービス事業者、関係機関等に対
- 24 して積極的な情報提供を行うとともに、各機関における相談員に対する研修会を開
- 25 催します。
- 26 ◆ 障害者でんわ相談室を設置し、財産や消費生活、雇用・勤務関係、家族や知人等と
- 27 の人間関係など、障害のある人の生活全般にわたる相談に対応します。
- 28 ◆ 障害者差別解消法に基づく障
- 29 害者差別解消支援地域協議会の
- 30 役割を担う「宮城県障害者施策
- 31 推進協議会」等の場において、障
- 32 害を理由とする差別の解消や社
- 33 会的障壁の除去に貢献する取組
- 34 を検討し、行政機関のみならず、
- 35 関係機関と横断的に連携した施
- 36 策を展開します。



1 (権利擁護の推進)

- 2 ◆ 障害者相談支援従事者研修などの各種研修において、障害のある人に対する虐待
- 3 の防止について取り上げ、その意識啓発に努めます
- 4 ◆ 知的障害のある人など判断能力が不十分な人たちの権利を擁護するため、宮城県
- 5 社会福祉協議会内に設置された「みやぎ地域福祉サポートセンター（通称：まもり一
- 6 ぶ）」を支援し、市町村社会福祉協議会とも協力しながら、日常的な金銭管理や財産
- 7 管理、福祉サービスの利用援助等を行うとともに、必要に応じて成年後見制度が活用
- 8 されるよう周知を図ります。
- 9 ◆ 知的障害のある人や精神障害のある人等に、法律問題に関する専門相談窓口を紹
- 10 介します。
- 11 ◆ 事業者の自己評価に加えて、第三者評価を導入して利用者の客観的な判断材料を
- 12 提供するとともに、事業運営における問題点を客観的に把握し、サービスの質の向上
- 13 に取り組めるようにすることが必要です。このため、県の第三者評価制度である宮城
- 14 県福祉サービス第三者評価制度の普及啓発を図り、評価を受ける事業者の拡大を促
- 15 進します。
- 16 ◆ 障害福祉サービス事業所や精神科病院等において、障害のある人等の金銭管理や
- 17 プライバシーに配慮した適切な支援が行われるよう、実地指導等の充実を図ります。

18 2 福祉教育・地域交流の促進

- 19 ◆ 相互理解の促進を図るため、宮城県障害者福祉センターや県立社会福祉施設等に
- 20 おいて、キャップハンディ体験の指導者など、障害のある人への支援ボランティアの
- 21 養成を行います。
- 22 ◆ 学校や関係団体等とも連携しながら、障害のある子どもたちと障害のない子ども
- 23 たち、ボランティア及び地域住民が共に活動する機会の充実を図ります。
- 24 ◆ 心身に障害のある子どもを保育所や放課後児童クラブで受け入れ、障害のない子
- 25 どもと一緒に保育する統合保育を促進します。
- 26 ◆ 障害に対する理解と認識を一層深めるため、地域住民やボランティア等との交流
- 27 を深めるイベントの開催を支援します。

28 3 ボランティア活動の振興

- 29 ◆ 障害者スポーツ大会や各種レクリエーション活動などのイベント等を開催・支援
- 30 することにより、障害のある人とボランティア等様々な人たちが一緒に活動する
- 31 機会をつくり、障害に対する理解や支え合う意識を広げていきます。
- 32 ◆ 宮城県社会福祉協議会内の「みやぎボランティア総合センター」や市町村社会福祉
- 33 協議会が設置するボランティアセンターの活動を支援するとともに、宮城県民間非
- 34 営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）が有する情報収集・提供機能や相談・コーデ
- 35 イネット機能を生かし、情報発信ツールである「みやぎNPO情報ネット」へのボラ
- 36 ンティア募集情報の掲載をはじめ、ボランティア活動の促進に資する事業に取り組
- 37 みます。

- 1 ◆ ボランティア活動の場の提供や窓口、情報交換の場の整備に努めながら、その活動
2 を支援・促進していきます。
- 3 ◆ 手話・要約筆記・点訳などの障害のある人の意思疎通支援に関するボランティアの
4 育成を促進します。
- 5 ◆ 住民が積極的にボランティア活動に参加できるように、障害福祉サービス事業所
6 をはじめとした社会福祉施設における受入体制の整備を促進します。

7

8 4 行政サービス等の配慮

- 9 ◆ 県が策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、
10 管理職又は新任の県職員に対する内部研修等を実施し、障害のある人に対する理解
11 の促進と適切な対応ができる環境整備を推進します。
- 12 ◆ 障害のある人が、県が主催する会議や各種行事等に参加しやすい環境づくりのため、
13 手話通訳や要約筆記、資料の点訳等の合理的配慮の提供を行います。
- 14 ◆ 障害のある人が、行政関連情報を円滑に取得・利用できるよう、ホームページや広
15 報誌など、県の広報媒体における情報アクセシビリティの向上を図ります。

16

17

1 第2節 「情報のバリアフリー」の推進

2 <現状と課題>

- ◆ 情報は日常生活や社会生活を営む上で欠かせないものであり、障害のあるなしや年齢等に関係なく、誰もが必要とする情報に簡単にたどり着け、円滑に利用できるアクセシビリティの向上が必要です。
- ◆ また、障害のある人が抱えている困難等についての理解を深め、社会的障壁の除去や、障害のある人の社会参加を一層促進する観点からも、障害特性に応じたコミュニケーション手段の確保・充実が併せて求められています。
- ◆ 県内において、こうした情報の取得・利用やコミュニケーション支援が特に必要と考えられる視覚障害のある人は約5,200人、聴覚・平衡機能に障害のある人は約6,300人、音声・言語機能障害のある人は約1,100人となっています。
- ◆ こうした中、ホームページや電子メール、ソーシャル・ネットワーク・サービスなど、情報通信技術の活用は、障害のある人にとって、単に情報の取得・利用にとどまらず、コミュニケーションの幅を広げ、社会参加の促進に有効な手段となっています。
- ◆ また、県立の情報提供施設である「宮城県視覚障害者情報センター」及び「宮城県聴覚障害者情報センター」などの障害がある人への情報提供機能の充実や、手話通訳者・要約筆記者などのコミュニケーション人材についても引き続き計画的な育成・確保を図っていく必要があります。

3

4 <施策の方向>

5 1 コミュニケーション支援

- 6 ◆ パソコン講習会やボランティア派遣などにより、障害のある人のIT機器の利用
7 を促進します。
- 8 ◆ 障害のある人のIT利活用に関する総合的なサービス拠点として、「みやぎ障害者
9 ITサポートセンター」を設置・運営し、IT講習会の開催や、訪問支援を含むIT
10 利活用に関する相談対応等を行うほか、より高度なIT技術の修得を通じた就労支
11 援に取り組みます。
- 12 ◆ 市町村における手話通訳員の設置や手話通訳者、要約筆記者の派遣など、意思疎通
13 支援事業のサービス内容の充実を促進します。
- 14 ◆ 手話通訳者や要約筆記者、点訳・音訳奉仕員の計画的な養成や、その資質の向上を
15 図ります。
- 16 ◆ 身体障害のある人などのパソコン入力や利用を支援するパソコンボランティアを
17 養成し、派遣します。
- 18 ◆ 盲ろう者のコミュニケーションを確保するため、指文字、触手話等により通訳を行
19 う盲ろう者通訳・介助員の養成と資質の向上を図ります。
- 20 ◆ 難聴者や中途失聴者に対して、それぞれの能力に応じた手段（補聴器、筆談、手話、
21 読話及び口話）でコミュニケーションを行う能力の習得訓練と社会生活上必要な情
22 報提供に関する講習を実施します。

- 1 ◆ 筋ジストロフィーや筋萎縮性側索硬化症（ALS）等難病患者の病状の進行に伴うコ
2 ミュニケーション障害に対し、それぞれの能力に応じた手段（補装具、透明文字盤等）
3 でコミュニケーションを行えるよう必要な情報提供と支援を行います。

4 5 2 障害の特性等に配慮したアクセシビリティの向上

- 6 ◆ 県の公式ホームページについて、視覚障害や聴覚障害のある人への配慮などアク
7 セシビリティの向上に努めるとともに、県広報紙の点字版及び音声版を作成し、希望
8 する障害のある人に配布するなど、県政の話題や施策等に関する情報の提供を更に
9 推進します。

- 10 ◆ 市町村が実施する日常生活用具給付事業等を支援し、コミュニケーション支援機
11 器等の普及促進を図ります。

- 12 ◆ 視覚障害のある人に対し、点字図書や録音図書などを製作し、情報提供を行うとと
13 もに、点訳・音訳等奉仕員を養成する「宮城県視覚障害者情報センター」を運営しま
14 す。さらに、図書等を視覚で認識することにより障害のある人のため、公共図書館と宮城
15 県視覚障害者情報センターとの連携を促進します。

- 16 ◆ 聴覚障害のある人に対し、総合
17 的・専門的な相談事業や、聴覚障害
18 に関する様々な情報提供、手話通訳
19 者や要約筆記者の養成・研修・派遣
20 等を行い、聴覚障害のある人と地域
21 の交流・社会参加を促進する「宮城
22 県聴覚障害者情報センター（愛称：
23 みみサポみやぎ）」の運営委託を行
24 います。



- 25 ◆ テレビ番組に字幕を挿入したDVD等を作成し、聴覚障害のある人への貸出を行
26 います。

27

1 第3節 誰もが住みやすいまちづくりの推進

2 <現状と課題>

- ◆ 本県では平成8年7月に「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」を制定し、いち早く社会福祉施設や、道路、公園、公共交通機関の施設など、公益的施設等において障害のある人や高齢者が円滑に利用できるような整備を進めてきました。
- ◆ また、平成18年12月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行され、障害のある人等が円滑に移動できるようになるなど、積極的に社会参加できる環境整備が促進されています。
- ◆ さらに、誰もが住みやすい社会を目指す観点から、障害のあるなしにかかわらず、誰もが使いやすい共用性にも配慮する、いわゆる「ユニバーサルデザイン」の視点が求められています。
- ◆ しかしながら、基礎調査における「最優先で取り組んでほしい施策」として、「障害のある人に配慮した建物や交通機関などの整備（16.0%）」を挙げる人が一定数存在しているほか、「外出しやすくするために必要なこと」として、「公共交通機関が充実していること（22.6%）」や「施設・道路などが整備されていること（11.6%）」を挙げる声があり、障害のある人をはじめとする、全ての県民が安心して生活を営むことのできる住みよい社会の実現に向け、今後、より一層のバリアフリー・ユニバーサルデザイン社会実現のための施設整備等が必要となっています。

3

4 <施策の方向>

5 1 誰もが住みやすいまちづくりの総合的推進

- ◆ 障害のある人が利用しやすい施設の情報提供や、障害のある人もない人も住みやすいまちづくりへの理解を深めるための普及啓発を図ります。
- ◆ ユニバーサルデザインによる製品の普及や環境の整備が進められるよう様々な機会を捉え、ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発に努めます。
- ◆ ものづくり、まちづくり、観光などの施策の推進に当たって、ユニバーサルデザインの考え方を基本とします。県が施設や道路などを整備する際に、利用する立場から障害のある人などの声を充分反映させる仕組みづくりを推進します。

13

14 2 公益的施設等の整備

- ◆ だれもが住みよい福祉のまちづくり条例等に基づき、県や市町村の設置する施設のバリアフリー化はもとより、公益的施設のバリアフリー化を促進します。
- ◆ 誰もが住みやすいまちづくりのために、建物だけでなく、周辺の道路や河川公園・都市公園などの整備についても、障害のある人が利用しやすい環境づくりに配慮します。
- ◆ 観光地のバリアフリー化を促進し、障害があっても快適に旅行を楽しめるような観光地を目指します。
- ◆ 県内の公共施設等に設置されている身体障害者用トイレにオストメイト対応トイレを整備します。

23

1 **3 公共交通機関等の整備**

2 ◆ 障害のある人をはじめとする交通弱者の通院や通学，買い物など地域住民の日常
3 生活に不可欠な生活交通バス路線をはじめとした公共交通の維持のための市町村等
4 への支援を行います。

5 ◆ 障害のある人の円滑な移動を確保するため，鉄道駅舎等におけるエレベーターの
6 整備や低床バスの導入を支援します。

7 ◆ 県のホームページに「バリアフリー情報マップ」を掲載し，交通施設などのバリア
8 フリー情報を引き続き提供していきます。

9
10 **4 道路交通環境の整備**

11 ◆ 歩道の整備やわかりやすい道路標識の整備，音響誘導による視覚障害者用信号機
12 や横断時間を延長する弱者感应信号機の設置，整備等を推進します。

13 ◆ 社会福祉施設の周辺道路及びアクセス道路等の整備，歩道の整備，道路の緑化等
14 を行います。

15
16 **5 移動手段の確保**

17 ◆ 市町村が実施する移動支援事業等に対する支援を行うとともに，障害のある人
18 に対する運転免許取得や自動車改造費の助成事業等に関する情報提供を行います。

19 ◆ 公共交通事業者等に対して，地域の実情等に応じて，障害のある人の運賃等の減免
20 を働きかけていきます。

21 ◆ 障害のある人の自立と社会生活に必要な身体障害者補助犬（盲導犬，聴導犬，介助
22 犬）を育成する事業者に対して，育成費用の一部を補助するとともに，補助犬に対す
23 る県民の理解を促進します。

24 ◆ 福祉有償運送の理解と普及，更には行政や関係団体等が協働しながら，移動制約者
25 の社会参加と家族等の介護負担の軽減を図り，よりよい地域生活を送ることができ
26 る環境づくりを推進します。

27

1 第2章 いきいきと生活するために
2 第1節 活動・活躍の機会創出と参加促進
3 <現状と課題>

(生きがいの創出・介護者の負担軽減)

- ◆ 障害のある人が生きがいを感じながら、充実した地域生活を送るためには、様々な活動の場や学習の機会を確保し、その充実を図る必要があります。
- ◆ また、基礎調査の結果では、障害のある子どもの保護者の「放課後・休日の困り事」として、子どもの養育のために外出や就労が困難と回答している割合が高くなっており、こうした課題への対応についても、関係機関と協議を進めていく必要があります。

(外出・日中活動)

- ◆ 障害のある人の「外出の頻度」を聞いた基礎調査の結果では、全体の6割以上の方が週1回以上外出すると回答していますが、その目的（※複数回答）は買い物（82.2%）や散歩（37.7%）となっており、趣味（11.2%）・習い事（6.4%）や地域行事への参加（6.9%）等の目的で外出する割合は低い水準にあります。また、障害種別に見ると、精神障害のある人の外出割合が低い傾向にあります。
- ◆ また、「外出しやすくするために必要なこと」としては、交通費の軽減（22.8%）や公共交通機関（22.6%）、移動支援の充実（14.0%）等の移動手段に関することを挙げる声が多かった一方、障害に対する理解が深まること（15.8%）、障害がある人も参加できる行事が充実すること（13.8%）といった意見もあり、活動の場の充実と周囲の人達の理解促進も求められています。
- ◆ 18歳以上の障害のある人の「平日の日中過ごしている場所」を聞いた基礎調査では、自宅（39.3%）や入所施設・病院（12.8%）と回答した割合が、職場（17.3%）や通所サービス事業所等（18.2%）を上回る結果となっており、日中活動の場の一層の充実が求められています。

(スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動)

- ◆ スポーツやレクリエーション、芸術文化に関する活動は、障害のある人の心身の機能訓練、生きがいの創造、社会参加意欲の促進等の面で大きな効果があるほか、障害のある人となない人との活動を通じた交流により、相互の理解を一層深める効果も期待されます。
- ◆ 障害のある人のスポーツ等の活動は、徐々に広がりを見せているものの、関連施設や指導者が身近にいない等の制約により、参加の意思がありながら、これらの活動に参加できずにいる人もいることから、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、このような制約を解消し、競技人口の拡大や参加の機会をより増やしていく取組が必要です。
- ◆ 近年、障害のある人が芸術家として活躍する姿が報じられるなど、障害のある人の芸術活動への注目が集まってきていますが、一部の活動にとどまっていることから、より多くの人に取り組むことができるよう、障害のある人の芸術・文化活動を推進する必要があります。

1 <施策の方向>

2 1 日中活動の場・学習機会等の充実

3 (サービスの充実等)

- 4 ◆ 「宮城県障害福祉計画」に基づき、引き続き、生活介護や就労支援施設、放課後等
5 デイサービスなどの計画的な整備を推進します。また、事業所の運営について、県や
6 市町村による実地指導等を通じて、事業所の提供サービスの質の向上等を図ります。
- 7 ◆ 市町村が行う地域生活支援事業における移動支援事業や、地域の実情に応じ、創作的
8 活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を担う地域活動支援センター
9 の機能充実に対する費用の一部を補助します。
- 10 ◆ 県による合理的配慮の一環として、県が主催等するイベント等に手話通訳者や要
11 約筆記者を派遣するとともに、資料の点訳等を行い、障害のある人の参加促進を図り
12 ます。
- 13 ◆ 公共交通事業者等に対して、障害のある人の運賃割引等を働きかけるとともに、積
14 極的な情報提供を行います。
- 15 ◆ 地域活動支援センター等に通所して活動ができる状態まで回復しておらず、自宅
16 に閉じこもりがちな精神障害のある人に対して設置するコミュニティサロン（集い
17 の場）の運営を支援し、自宅から外出する機会を増やすとともに、同じ障害のある人
18 との交流等を通じて再発の予防や社会復帰の促進を図ります。
- 19 ◆ 市町村などにおける障害児保育事業の充実や放課後児童健全育成事業における障
20 害のある子どもの受入れの促進などを働きかけていきます。

22 (関連施設の運営等)

- 23 ◆ 障害に関する相談・研修事業や、障害のある人の日中活動訓練、スポーツ体験、趣
24 味の教室などを行う「宮城県障害者福祉センター」を運営します。
- 25 ◆ 視覚障害のある人に対し、点字図書や録音図書などを製作し、情報提供を行うとと
26 もに、点訳・音訳等奉仕員を養成する「宮城県視覚障害者情報センター」を運営しま
27 ます。
- 28 ◆ 聴覚障害のある人に対し、総合的・専門的な相談事業や、聴覚障害に関する様々な
29 情報提供、手話通訳者や要約筆記者の養成・研修・派遣等を行い、聴覚障害のある人
30 と地域の交流・社会参加を促進する「宮城県聴覚障害者情報センター（愛称：みみサ
31 ポみやぎ）の運営委託を行います。
- 32 ◆ 宮城県図書館において、障害のある人等に配慮した各種設備や機能の充実を図る
33 とともに、生涯学習に関する情報提供や普及啓発を行います。

2 スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の振興

◆ 障害のある人の健康増進やスポーツの振興等のための施設である宮城県障害者総合体育センターを運営するとともに、宮城県身体障害者福祉協会が管理運営する温水プールの有効活用を推進します。

◆ 障害のある人もない人も一緒に楽しめるスポーツの普及促進とともに、障害の特性に応じて適切な指導ができるスポーツ指導員を養成・確保し、障害者スポーツへ参加する機会の充実を図ります。

◆ 障害のある人のレクリエーション活動を振興し、仲間づくりを支援します。

◆ 各団体が実施する各種のスポーツ・レクリエーション事業を支援するとともに、趣味の教室などの文化活動を推進します。

◆ 競技スポーツ及びレクリエーションとしてのスポーツの振興を図るため、「全国障害者スポーツ大会」などの大会への選手派遣をはじめ、県主催の障害者スポーツ大会の開催や、各種障害者競技団体が行う大会の支援を行います。

◆ 関係団体と連携し、東京 2020 年オリンピック・パラリンピック大会を契機として、障害者スポーツ人口の拡大と参加機会の拡充に向けた一層の普及啓発を図ります。

◆ レスパイト機能等を備えるなど、障害のある方やその家族の様々なニーズに対応する心身障害者保養施設「七ツ森希望の家」を運営します。

◆ 障害のある人が、書道や写真等創作活動を始める契機として、また、作品発表の場として作品コンテストを引き続き開催します。

◆ 障害のある人の文化芸術活動の場の確保や、県民の障害に対する理解の促進に大きく貢献している「とっておきの音楽祭」の開催を引き続き支援します。



宮城県・仙台市障害者スポーツ大会
(陸上競技)



特別支援学校における余暇活動
(書道教室)

1 第2節 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の充実

2 <現状と課題>

(インクルーシブ教育システムの推進)

- ◆ 我が国では、平成26年に批准した「障害者の権利に関する条約」で提唱されている、障害のある者とない者が共に学ぶ「インクルーシブ教育システム」の推進のための特別支援教育が求められています。多様な学びの場の整備や、ICT(情報通信技術)活用等の教育環境の整備、卒業後の心豊かな生活の実現に向け、地域における支援体制の整備を更に進めていくことが必要とされています。
- ◆ 本県においても、国内外の動向を踏まえ、平成27年2月に「宮城県特別支援教育将来構想」を策定し、障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開することとしています。

(各学校等の課題)

- ◆ 障害を理由とする特別な支援を必要とする児童生徒の増加に伴い、就学前の乳幼児期から医療や福祉、保健、労働等の関連分野と連携した、より専門的な教育相談の充実と、必要な情報を適切に就学先へ引き継ぐ「切れ目のない支援体制」の確立が必要とされています。
- ◆ 小・中学校及び高等学校等においては、知的障害や自閉症、情緒障害など、一人一人の多様な教育的ニーズに対応するため、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の一層の整備・充実や、教員の専門性の向上、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成・活用等が求められています。
- ◆ 特別支援学校においては、重複障害や医療的ケアの対象児童生徒が増加しており、教員の障害に関する専門知識・技能等の向上が求められているほか、幼稚園、保育所等から高等学校へ広く助言を行うセンター的機能の一層の充実を図る必要があります。また、知的障害特別支援学校の狭隘化が進んでおり、その解消に向けた取組が必要となっています。

3

4 <施策の方向>

5 1 切れ目のない支援体制の構築

- ◆ 障害のある幼児児童生徒に対し、ライフステージに応じた一貫した支援を行うため、「宮城県特別支援連携協議会」を設置し、教育、医療、福祉、保健、労働等の連携体制を構築します。
- ◆ 障害のある児童生徒の就学先決定のための総合的な判断や手順等をまとめた「教育支援の手引き(平成26年度発行)」を活用し、市町村教育委員会の教育支援体制の充実を支援します。
- ◆ 各教育事務所や市町村教育委員会等を対象とした、就学指導のあり方や就学事務手続等についての説明会や障害のある子どもの適切な就学先決定や教育相談に関する研修を開催します。

11

12

13

14

15

16

- 1 ◆ 卒業後のライフステージの接続期において、各所属学校等から障害の状態や配慮
2 事項、関係機関等の情報を適切に引き継ぐとともに、「個別の教育支援計画」や「個
3 別の指導計画」の作成と活用を図ります。

4 5 2 多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現

- 6 ◆ 特別な支援が必要な児童生徒が地域の学校に在籍し、障害のない児童生徒と「共に
7 学ぶ」場合に必要な効果的な教育方法や校内体制の確立に向けて、モデル校やモデル
8 地域を指定して、各種専門家や指導主事、特別支援学校地域支援担当者等を派遣しま
9 す。

- 10 ◆ 個々の教育的ニーズに応じた「個別の教育支援計画」等を活用した具体的支援の実
11 践例を集積し、その普及啓発を図ります。

- 12 ◆ 教育の機会均等の趣旨に則り、児童生徒の健康管理に配慮した学習機会の保障に
13 努めるため、医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する県立特別支援学校に看護
14 師を配置し、経管栄養や喀痰吸引等を行います。また、医療的ケアを必要とする児童
15 生徒が安心して学校生活を送るため、医療的ケアコーディネーターを中心とした教
16 職員と看護師の連携や医療的ケアに関する研修を実施するなどして、校内の全教職
17 員が共通理解し、医療的ケアを行う体制の整備を進めます。

- 18 ◆ 大学や関係機関との連携を図りながら、ICTを活用した指導方法の工夫及び教
19 材等の充実に向けたモデル事業等を実施します。

- 20 ◆ 県立特別支援学校のセンター的機能の認知が進んできたことで、特別支援学校か
21 らの幼稚園、小・中、高等学校等における助言等の件数が増加しておりますが、なお
22 一層の充実を図ります。また、高い専門性をもつ人材の更なる確保に向け、大学や各
23 研修機関と連携し、特別支援学校教諭免許状の更なる取得促進を図ります。

- 24 ◆ 特別支援教育コーディネーター
25 は、学校内や福祉、医療等の関係機関
26 との連絡調整役となり、保護者に対
27 する学校の窓口として役割を果たせ
28 るように養成が進んできましたが、
29 次世代の養成や新たなニーズが増加
30 している高等学校への相談対応にも
31 努めます。



- 32 ◆ 狭あい化への対応を図るため、仙台圏域における特別支援学校の新設、県有財産や
33 廃校となった小・中、高等学校等の校舎や余裕教室を活用した知的障害特別支援学校
34 の分校等の設置、複数の障害種部門の併置・併設などを検討します。

- 1 **3 共生社会の実現を目指した理解の促進**
- 2 ◆ インクルーシブ教育システムの推進に当たり、その理念等を地域社会が理解し、協
- 3 力を得られるよう、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地にある小・中学校にお
- 4 いて交流及び共同学習を行い、社会参加や地域における特別支援教育に関する一層
- 5 の理解促進を図ります。また、モデル事業等の実施を通じて、障害のある児童生徒へ
- 6 の合理的配慮のあり方について検討を進めます。
- 7 ◆ 各市町村におけるインクルーシブ教育を推進するため、市町村教育委員会の要請
- 8 に応じ、特別支援教育の経験が豊富な職員を派遣して、本人・保護者との合意形成に
- 9 努めるなど、教育支援体制の一層の充実を図るとともに、障害のある児童生徒の適切
- 10 な就学を支援します。

1 第3節 雇用・就労の促進

2 <現状と課題>

(雇用・一般就労)

- ◆ 平成29年6月1日現在の県内の民間企業（50人以上規模の企業1,396社）における障害のある人の雇用者数は5,357.5人（前年比+184.5人）、実雇用率は1.94%（同+0.06ポイント）と、いずれも過去最高となりましたが、法定雇用率2.0%に達していないほか、全国平均（1.97%）も下回っている状況にあり、一層の雇用機会の創出が求められています。
- ◆ また、平成25年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の一部改正が行われ、障害のある人が働くに当たっての合理的配慮が規定される（平成28年4月1日施行）とともに、法定雇用率の算定基礎に精神障害のある人が加えられることとなり（平成30年4月1日施行）、こうした制度改正への対応も必要となっています。
- ◆ 基礎調査の結果では、最優先で取り組んでほしい施策の2番目に「働ける場の確保（28.5%）」が挙げられているほか、仕事・就職の困り事として、「給料・工賃の安さ」や「勤務状況の調整」、「職場での人間関係」などが挙げられています。

(福祉的就労)

- ◆ 県が平成27年12月に策定した「第二期宮城県工賃向上支援計画」では、本県における就労継続支援B型事業所の平均工賃月額を平成29年度までに23,000円とする目標を掲げていましたが、平成28年度における平均工賃月額の実績は18,643円と目標達成は困難な状況にあり、今後一層の工賃向上に取り組む必要があります。

(能力開発)

- ◆ 障害のある人の就労意欲の高まりが見られる一方、仕事に就くこと自体の不安や業務の適正など、不安を有する人も多いことから、このような不安を解消し、自信を持って働くことができるよう、資格の取得やスキルアップ等の支援を引き続き行っていく必要があります。
- ◆ 障害のある人の就業や職業的自立を促進するためには、教育関係機関、社会福祉関係機関、ハローワーク、職業訓練機関などの関係機関が相互に連携し、就業に向けての相談、職業能力等の評価、職業訓練、職業指導、就職後の定着支援まで、障害のある人の能力及び適性や障害の状況に応じた一体的な支援等の連携施策を着実に展開していくことが求められています。
- ◆ 情報通信技術は、障害のある人の情報入手や意思伝達の手段だけでなく、システムエンジニアやプログラマーをはじめ一般事務においても、その活用スキルは就労に際し幅広く求められることから、引き続き情報通信技術の活用能力のスキルアップに取り組む必要があります。

(教育機関との連携)

- ◆ 特別支援学校（高等部）卒業後の進路は、就労を希望する生徒本人の意向を尊重し、また適性に応じた仕事等に従事できるよう、引き続き関係機関との連携した支援が必要です。

1 <施策の方向>

1 啓発活動の推進

◆ 毎年9月の「障害者雇用支援月間」に「宮城県障害者雇用支援のつどい」を開催し、障害者雇用の優良事業所や優秀な勤労実績を有する障害のある人を表彰するほか、講演会の開催など、県内企業等に対する障害のある人の雇用について啓発を図ります。

◆ 「障害者雇用支援月間」及び毎年12月の「障害者週間」にあわせ、県庁ロビーにおいて県内の就労支援事業所の活動を紹介するとともに、作成した商品等の展示販売を行う「働く障害者ふれあいフェスティバル」を引き続き開催し、県民の理解と障害のある人の働く意欲を喚起します。



◆ ハローワークや障害者就業・生活支援センター、宮城障害者職業センター等との関係機関と連携し、企業訪問等による障害者雇用の普及啓発や雇用のための助言等を行います。

◆ 企業・職場等における障害等への一層の理解が求められることから、民間企業等を対象に、精神障害を含む障害のある人の雇用事例等の情報提供を行うセミナー等を開催し、障害のある人の雇用促進・定着を支援します。

2 障害者雇用率の向上（雇用・一般就労及び就労定着に向けた支援）

◆ 引き続き、県内の経済団体に対して、障害のある人の雇用促進・維持等に関する要請を行うとともに、県内事業所に対して、宮城労働局等の関係機関とともに雇用に関する要請を行います。

◆ 就職面接会の開催など、就労を希望する障害のある人と企業とのマッチングに取り組みます。



◆ 県職員の採用に当たっては、これまでも身体障害のある人を対象とした採用選考考査を実施し、その中で手話通訳や点字による考査を行ってきたほか、一部の競争試験においても点字試験を実施する取組を行っており、引き続き障害のある人の受験機会の拡大を図るとともに、市町村職員への障害のある人の雇用についても、積極的な取組の働きかけを行います。

◆ 一般就労を希望する障害のある人が県庁等の職場で事務等を経験することにより、就職に向けた社会人としてのマナーや職業能力の向上が図られるよう支援します。

- ◆ 障害者就業・生活支援センターの相談能力等の向上のため、セミナーや研修会等を開催するとともに、各センター間の連携を進め、すべてのセンターの支援機能の向上を図ります。
- ◆ また、「障害者就業・生活支援センター」を中心に一般就労の場を確保するため、企業等の開拓に取り組みます。
- ◆ 積極的に障害のある人を雇用している県内の中小企業から物品及び役務を調達することにより、雇用・一般就労の促進を図ります。
- ◆ 就労移行支援事業と企業等とが連携し、障害のある人が企業等で長く働き続けられるための研修の実施に取り組み、雇用の安定化を図ります。
- ◆ 若年性認知症の人や家族、雇用している企業等を支援するため、若年性認知症支援コーディネーターを配置し、相談体制を整備します。
- ◆ 若年性認知症の人が一般就労中に発症した場合には、関係機関と連携して雇用の継続を支援します。

3 福祉的就労の促進と工賃向上に向けた支援

(就労支援施設の整備)

- ◆ 「宮城県障害福祉計画」に基づき、引き続き、身近な地域で就労関連サービスが受けられるよう、サービス事業所の計画的な整備を推進します。

(工賃向上に向けた取組等)

- ◆ 第二期（平成 27 年度から 29 年度まで）の実績を踏まえ、「第三期宮城県工賃向上支援計画（平成 30 年度から 32 年度まで）」を策定し、引き続き、就労継続支援 B 型事業所等が工賃向上計画を策定するために必要なアドバイザーの派遣や、策定した計画等を実践するための経営コンサルタント等の派遣を行います。
- ◆ 就労支援施設等における生産性の向上及び労働環境の改善を図るため、異業種交流や専門家派遣等の支援を行います。
- ◆ 工賃上げの好事例の発表の場を設け、事業所職員等の意識改革とともに、他の事業所等へノウハウ等の普及浸透を図るための研修会等を開催します。
- ◆ 県庁 18 階において就労支援事業所が営業するレストランを設置し、公共施設における就労の場を提供するとともに、就労支援施設による製品等の情報発信を支援します。
- ◆ 障害者優先調達推進法に基づき、行政機関による就労支援施設等から積極的な物品及び役務の調達を推進するとともに、障害者施策推進協議会（障害者差別解消支援地域協議会）の構成団体をはじめとする関係機関による調達を積極的に働きかけ、市場の開拓に取り組みます。



- 1
2 ◆ 商品開発や販路拡大の業務に従事する人員を配置する等の支援を行うとともに、
3 大量受注や共同販売にも対応できるように、共同受注体制の強化等に引き続き取り組
4 みます。

5
6 (職業能力開発の促進)

- 7 ◆ 宮城障害者職業能力開発校において、就業に必要な職業能力の開発・向上を図るた
8 め、雇用のニーズに即した職業訓練を実施するとともに、就業を促進するため、公共
9 職業安定所等の関係機関との連携を強化し、実習協力企業の開拓、当該企業における
10 訓練生の実習等を通じて企業との信頼関係の構築を図ります。

- 11 ◆ 知的障害のある人を対象とした居宅介護職員初任者研修を引き続き実施し、資格
12 取得の支援及び就労意欲の向上を図ることにより、職域開拓及び雇用の実現を図り
13 ます。

- 14 ◆ 障害のある人へのITの普及定着を推進する「みやぎ障害者ITサポートセンタ
15 ー」において、引き続き就労に向けたIT研修や相談対応を行うことにより、就労支
16 援を図ります。

- 17 ◆ 発達障害のある人の職業的自立を促進するため、職業能力開発に取り組めます。ま
18 た、企業等における発達障害に対する理解の促進を図り、企業ニーズと個々の特性を
19 一致させるための就業支援を関係機関と連携し、一体的な取組体制を構築してい
20 ます。

- 21 ◆ 特別支援学校と企業間の連携を強化し、職場の開拓及び生徒の実習受入先の開拓
22 を行う機能の充実を図ります。このことによって、職場や実習内容に関する情報と実
23 習体験の場を提供し、生徒一人一人のニーズに応じた就労支援を行います。

1 第3章 安心して生活するために

2 第1節 相談支援体制の拡充

3 <現状と課題>

- ◆ 障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、障害のある人やその家族の意思を尊重し、様々なニーズや心身の状況に応じたきめ細かな対応が可能となる体制整備が必要です。
- ◆ このため、身近な地域で相談支援を受けることのできるよう、相談支援事業者や市町村の相談窓口等の体制を構築し、心身の状況や障害の特性等に応じたサービス等につなげていくことが重要です。
- ◆ 特に、障害のある子どもの親は、養育、医療、教育、就労など様々な将来への不安を抱えることになるため、子どもへの対応はもとより、親に対する心のケアについて、積極的にかかわっていく必要があります。気軽に様々な相談が受けられる場を、身近な場所につくる必要があります。
- ◆ また、県内に配置されている民生委員及び児童委員は、各担当区域内の実情を把握するための社会調査や相談活動などを担っており、これらの民生委員等とも連携を図っていく必要があります。
- ◆ しかしながら、基礎調査の結果では、障害のある人の相談相手として「家族・親戚(69.5%)」及び「友人・知人(24.9%)」と回答した割合に比べ、「役所の窓口(11.6%)」及び「相談支援事業所(15.9%)」等と回答した割合は低い水準にとどまっており、相談支援体制の一層の充実が求められています。
- ◆ こうしたことから、地域における相談支援の中核機関であり、市町村が運営する基幹相談支援センターを中心に、相談支援人材の計画的な育成を図るとともに、県及び市町村(広域設置含む。)の自立支援協議会による相談支援関係機関の有機的なネットワーク化を通じた相談支援体制の整備・活性化を進める必要があります。
- ◆ さらに、平成27年4月から障害福祉サービスを利用する全ての人について、サービス等利用計画の提出が必要となったこと等を受け、当該計画案の作成を担う相談支援専門員の養成及び資質向上等に一層取り組んでいく必要があります。

4

5 <施策の方向>

6 1 相談支援の充実強化

7 (相談支援従事者の育成等)

- 8 ◆ 相談支援従事者等を対象とした研修(初任者研修、現任研修及び専門コース別研修)
- 9 を定期的実施し、相談支援従事者等の技術向上を図るとともに、研修の受講定員を
- 10 増やすなどして、受講機会の拡充にも努めていきます。
- 11 ◆ 地域の課題や困難ケースに対応できるアドバイザーを市町村や各地域自立支援協
- 12 議会に派遣すること等により、相談支援に関する基盤整備を進めていきます。
- 13 ◆ 過去に相談支援従事者研修を修了し、資格を有しているものの現在は計画相談支
- 14 援業務に従事していない「潜在的有資格者」が再度現場で活躍できるための環境整備
- 15 等を図ります。

1 (障害特性に応じた相談支援体制の充実)

- 2 ◆ 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの運営を支援
3 し、地域の実情に応じた総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、相談支援事
4 業所に対する指導・助言や、人材育成支援等を通じた相談支援体制の強化を図ります。
- 5 ◆ 在宅の障害のある人（重症心身障害児者、知的障害のある人、身体障害のある人な
6 ど）の地域における生活を支えるため、市町村が実施する障害者相談支援事業と連携
7 を図りながら、障害のある人やその家族等が身近な地域で療育相談や指導が受けら
8 れる相談支援体制を構築します。
- 9 ◆ 宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」を運営し、発達障害のある人やその家族、
10 支援者に対して乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した相談支援等
11 を行います。また、関係機関等との連携の下、センターの機能強化に向けた検討を進
12 めます。
- 13 ◆ リハビリテーション支援センターや各保健福祉事務所を中心として、市町村と連
14 携しながら、高次脳機能障害のある人等に対する相談支援や、リハビリ専門職チーム
15 による巡回相談を行うとともに、普及啓発・支援者育成のための研修事業等を行いま
16 す。また、医学的な側面からの評価・支援を行うため、地域の拠点病院による、高次
17 脳機能障害のある人の社会復帰に向けた相談支援や保健医療関係者等を対象とした
18 専門研修等を支援します。
- 19 ◆ 難病患者等に対する相談支援等を行うため、保健福祉事務所に加え、「宮城県難病
20 相談支援センター」及び「小慢さぼーとせんたー」を運営し、患者の悩みや不安の解
21 消を図ります。

23 2 利用者本位のサービスの提供

- 24 ◆ 障害のある人の様々なニーズをくみ取り、それに対するサービスを提供するため
25 には、本人の意思を的確に把握することが必要であり、障害者ケアマネジメント手法
26 に基づくニーズアセスメントと個別支援計画の作成を通じ、利用者本位のサービス
27 提供を推進します。
- 28 ◆ また、適切なサービスの提供と併せ、より質の高いサービスを提供するために、そ
29 の支援に用いられる知識と技術の向上を図るとともに、個別支援計画に基づく支援
30 が適切に行われるよう関係機関によるチームアプローチのために必要な取組を推進
31 します。
- 32 ◆ サービス提供に当たっては、障害のある人の自己決定によるサービスが適切に行
33 われるように、市町村や関係機関と連携しながら、利用者の意思を適切に把握し、よ
34 り質の高いサービスを提供するための知識・技術の向上を図ります。
- 35 ◆ 上記のプロセス等を徹底するため、県の障害者自立支援協議会などの場等におい
36 て、市町村や各地域自立支援協議会、各基幹相談支援センター等の関係機関との定期
37 的な情報交換等を行い、地域課題や個別支援事例の共有を図ります。

3 地域支援体制の整備

- ◆ 障害のある人，障害のある子どもの保護者又は障害のある人の介護を行う人たちの様々なニーズに対応していくため，保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関で構成する地域自立支援協議会を活用し，地域の現状，課題を共有しつつ，新たな社会資源の開発等に向けた取組を進めていきます。
- ◆ 市町村が実施する障害者相談支援事業と連携を図りながら，障害があるかわからない状態（障害の受容ができない状態を含む。）であっても適切な相談や指導を受けることができる体制の整備を図ります。
- ◆ 地域の民生委員・児童委員や障害者相談員等が行う相談活動を通じ，現に支援を受けていない障害のある人を適切な支援へと結びつけられるよう，民生委員・児童委員等に対して，障害や障害のある人に関する情報提供等が行われるよう市町村に対して助言を行います。

1 第2節 生活安定のための支援

3 <現状と課題>

- ◆ 障害のある人が、地域で安定した生活を営み、社会的な自立を促進するためには、所得保障の充実や経済的負担の軽減等を図る必要があります。
- ◆ 基礎調査の結果においても、最優先で取り組んでほしい施策として「年金・手当などの充実 (43.2%)」を挙げた方が最も多く、「医療費の負担軽減 (25.8%)」も3番目に多い結果となるなど、所得保障の充実を望む割合が非常に高くなっています。
- ◆ また、所得保障の充実を望む障害のある人は、「働ける場の確保」や「障害に対する理解の促進」を同時に望んでいる傾向にあり、こうした施策を総合的に展開することで障害のある人の経済的自立を支援していくことが求められています。

5 <施策の方向>

6 1 年金、手当等の充実

- ◆ 障害基礎年金，特別障害者手当，特別児童扶養手当等の充実について，引き続き国に働きかけるとともに各種制度の周知を図ります。

10 2 経済的負担の軽減

- ◆ 重度の障害のある人が医療機関で受診等した場合の自己負担分を実施主体である市町村とともに助成する心身障害者医療費助成制度の適正な運営を図るとともに，全国一律の制度となるよう国に働きかけていきます。
- ◆ 施設等への移動に要する費用の軽減を図るため，関係機関と連携し，各種運賃や料金の割引制度の活用について周知を図ります。
- ◆ 通院に介護を必要とする小児慢性特定疾病医療費助成事業対象患者等の通院に関する介護に要する費用を助成します。

19 3 生活福祉資金の貸付け

- ◆ 障害のある人の経済的自立と社会参加を支援するため，社会福祉法人宮城県社会福祉協議会において，事業を営むために必要な資金や生活安定のための資金等を貸し付けます。

24 4 公費負担医療制度の運用

- ◆ 心身の障害状態の軽減を図り，又は，身体の障害を除去，軽減するために必要な自立支援医療（精神通院医療，更生医療及び育成医療）を給付します。
- ◆ 精神障害のある人の医療及び保護を図るため，措置入院に係る医療の給付を行います。
- ◆ 指定難病や小児慢性特定疾病等の治療に関する患者・家族の経済的負担を軽減するため，医療保険の自己負担分の全部又は一部に相当する助成を行います。

1 第3節 在宅・施設サービス等の充実と提供体制の整備

2 <現状と課題>

(在宅サービス)

- ◆ 障害のある人が、安心して日常生活及び社会生活を在宅で送るためには、訪問系サービス（居宅介護等）や日中活動系サービス（生活介護等）など、障害者総合支援法等に基づく各種サービスの量と質の双方を一層充実させることが必要であるほか、障害のある人の介護等を行う家族や支援者の負担を軽減し、地域全体で支えていく仕組みづくりが求められています。
- ◆ 基礎調査における「今後利用したい福祉サービス」についての質問でも、「地域で暮らしていくための支援（15.0%）」や「配食サービス（10.9%）」、「補装具費の支給や日常生活用具の給付（9.6%）」、「外出時に必要な支援（9.4%）」、「身体機能や生活能力の向上など自立のための訓練（8.6%）」、「住宅改修（8.3%）」など、在宅生活の継続に向けた様々な支援が求められていることがうかがえます。
- ◆ また、65歳以上の障害のある人については、原則として介護保険サービスを利用することになりますが、介護保険に相当するサービスがない場合や保険給付の支給量が不足する場合等については、障害福祉サービスも併せて利用できることから、市町村や関係機関と連携しながら、心身の状況等に応じたサービス提供がなされるよう配慮する必要があります。

(地域生活への移行)

- ◆ 障害のある人の自立支援の観点から、障害者支援施設等からの地域生活への移行は非常に重要ですが、退所後の住まいの場となるグループホーム等は必要数を満たす整備状況にはなく、地域生活への移行は十分に進んでいるとは言えない状況にあります。
- ◆ また、現在は家族（親）の介護により、在宅で生活している障害のある人の場合でも、親亡き後の住まい等について不安を感じている人もいることから、それぞれの障害特性に配慮した生活の場を整備・支援していく必要があります。

(施設サービス)

- ◆ 重度の障害のため、在宅での生活が困難である人にとって、施設サービスを行う障害者支援施設等は生活の場として極めて重要であることから、入所者の生活の質の向上に向けた個別支援の充実が求められています。
- ◆ 特に、県立施設については、事業採算性の観点等から、民間での対応が困難な障害のある人の受入（セーフティネット機能）や、民間施設等での支援が一時的に困難となった障害のある人の緊急受入及び再入所に当たっての適切な指導・助言等（バックアップ機能）のほか、他の施設等の優れた取組に関する情報提供等を通じた県全体の支援技術の底上げ（コーディネート機能）等が期待されています。

(介護人材の育成・確保等を通じたサービスの質の確保)

- ◆ 子育て支援・高齢者福祉など、他の福祉分野を含めた介護人材の不足は全国的な課題となっており、介護職員の給与水準の向上やキャリアアップ制度の拡充など、処遇改善と質の向上の両面から人材育成・確保に取り組む必要があります。

1 <施策の方向>

2 1 在宅サービス等の提供体制整備

- ◆ 障害者総合支援法に基づく障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害児福祉計画を策定し、在宅で生活する障害のある人が、身近な地域で適切なサービスを受けられるよう、サービス事業所等の計画的な整備を推進します。

2 2 地域における生活の場の確保

- ◆ 国の補助事業を活用しながら、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所の創設や改修に要する費用の一部を補助します。
- ◆ 精神障害や重度の障害のある人に対応するグループホームの整備や、既存のグループホームにおける建築基準法や消防法への適合等を目的とした大規模修繕等に要する費用の一部を補助します。
- ◆ 「相談（地域生活移行・親元からの自立）」、「体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）」、「緊急時の受入・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）」、「専門性（人材の確保・養成、連携）」及び「地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）」の機能を担う「地域生活支援拠点等」の整備に要する費用の一部を補助します。
- ◆ 県立障害者支援施設「船形コロニー」については、外部有識者を交えた検討会を踏まえて策定した整備基本構想に基づき、民間施設のバックアップ及び地域の社会資源のコーディネートといった新たな役割を担うべく、平成35年度の全面供用開始に向けて整備を進めます。
- ◆ 県、市町村及び民間関係団体が会員となっている「宮城県居住支援協議会」において、障害のある人を含む住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に向けた居住支援のあり方などについて意見交換等を実施するほか、居住支援法人の指定など新たな住宅セーフティネットに対応した体制づくりを進めます。

3 3 各種生活訓練等の充実

- ◆ 身体障害のある人に対して、日常生活用具等を利用した生活行動訓練や、残存機能の維持・向上のための機能回復訓練等を実施します。
- ◆ 視覚障害のある人の家庭生活や社会生活に必要な訓練指導や講習会等を実施するとともに、中途失明者の社会復帰を促すため各種相談への対応や、訓練指導員の派遣による生活訓練の充実を図ります。
- ◆ 聴覚障害のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うとともに、年金・保険制度や金銭問題等、社会生活上必要な知識を得るための講習会等を開催します。
- ◆ 喉頭摘出により、音声機能に障害のある人に対して、発声訓練とその指導者の養成を行います。
- ◆ ストーマ（人工肛門・人工膀胱）を造設している障害のある人に対して、ストーマ用装具の選定や、ストーマ周辺の皮膚炎症等の予防及び社会生活に関する講習会を開催します。

- 1 ◆ 呼吸器機能に障害のある在宅の酸素療法者に対して、酸素濃縮器を使用する際の
2 電気料金への助成を実施主体である市町村とともに行います。
- 3 ◆ 障害のある人の自立と社会生活に必要な身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬及び介
4 助犬）を育成する事業者に対して、育成費用の一部を補助するとともに、補助犬に対
5 する県民の理解を促進します。
- 6 ◆ 高齢となった障害のある人が円滑に介護保険サービスを利用できるよう、市町村
7 やサービス事業者等に対して、制度の適切な運用等についての周知を図ります。

9 4 福祉用具の普及促進等

- 10 ◆ 補装具や日常生活用具等の福祉用具の活用は、障害のある人の自立支援と社会参
11 加の促進だけでなく、介護者の負担軽減の観点からも重要であることから、リハビリ
12 テーション支援センターを中心として、用具の適切な使用方法の啓発等を行うとと
13 もに、個々の利用者のニーズや利便性に配慮した用具の適合調整を総合的に行う体
14 制の構築を進めます。
- 15 ◆ 介護研修センター等での住宅改修相談の充実、更には介護負担の軽減と障害のある
16 人の自立を支援するための介護機器・介護用品の普及促進、バリアフリー住宅の整
17 備など、在宅ケアを容易にする住まいの環境の整備を推進します。

18 5 施設入所支援の充実

- 20 ◆ 障害者支援施設等については、各圏域における訪問や日中活動事業を行う事業所
21 の整備状況を踏まえた地域生活移行の推進が図られるとともに、地域福祉の拠点と
22 しての施設機能を強化し、施設の持つ介護機能等が地域に提供されるよう支援を行
23 います。
- 24 ◆ 県立の障害者支援施設は、事業採算性などにより民間施設では対応が困難な分野
25 などについて、民間事業者への指定管理委託を行うことにより、民間事業者の専門性
26 を生かしつつ効果的、効率的な施設運営を図ります。
- 27 ◆ 施設の老朽化やバリアフリー化への対応等が求められている 県立障害者支援施設
28 「船形コロニー」については、引き続き 県全域におけるセーフティネット機能を担う
29 べく、再整備を進めます。

30 6 介護人材の育成・確保とサービスの質の向上

- 31 ◆ 介護職員の給与水準向上や、能力や資格等に応じたキャリアアップ体系の構築、人
32 員配置やケアの質に応じた適切な介護報酬等など、全国的に推進すべき介護人材対
33 策について、国等に対して働きかけを行うとともに、市町村等と連携し、関連制度の
34 積極的な情報発信を行います。
- 35 ◆ 市町村等と連携し、適切なサービスの提供や人材育成等を含めたサービス事業者
36 に対する実地指導等を行います。
- 37 ◆ 平成 30 年 4 月に施行される障害者総合支援法等の改正に伴い、サービス事業者の
38 情報公表制度を運用します。

- 1 ◆ サービス種別や職種，経験年数等に応じた研修メニューの充実や，介護職員が受講
2 しやすい環境整備を行うとともに，多様なケアに対応できる人材の育成を通じた介
3 護人材の流動化を進めます。
- 4 ◆ 福祉系の大学や専門学校の学生の障害福祉分野への就職を促進するため，在学中
5 に障害福祉関係施設での実践研修・現場体験ができるような環境の整備を図ります。
- 6 ◆ 引き続き，手話通訳者や要約筆記者等の意思疎通支援を担う人材の計画的な育成
7 に取り組めます。
- 8 ◆ 介護現場の負荷軽減等に取り組むサービス事業者に対し，異業種を含めたアドバ
9 イザーの派遣等を行い，介護職員の職場定着を促進します。
- 10

1 第4節 保健・医療・福祉等の連携促進

2 <現状と課題>

(障害等の予防・医療等)

- ◆ 基礎調査の結果によると、障害のある人のうち、入院している又は定期的（月1回以上）に医療機関に通院している人の割合は7割以上（74.0%）となっており、その結果として、医療費の負担軽減を望む声が多くなっていることがうかがえます。
- ◆ また、基礎調査からは、早期発見・早期療育が有効とされる発達障害に対する支援や、外見からは障害があるとわかりづらい高次脳機能障害者に対する支援及び重度の障害のある人を中心とした医療的ケアの充実を求める声が増えてきていることがうかがえます。
- ◆ このため、妊娠、出産期や幼児期から高齢期に至るまで、切れ目のない保健・医療・福祉サービスの提供や、障害の重度化や疾病の予防、早期発見・適切な治療へとつなげていく体制の整備が重要です。
- ◆ 特に、乳幼児期は心身の諸機能が発達する一方、病気や異常を来しやすいため、乳幼児の健康診査や相談・指導を充実し、障害等の早期発見に努め、早期の対応につなげていくことが大切です。
- ◆ また、がん、循環器病（心臓病、脳血管疾患等）、糖尿病などの生活習慣病による死亡者は全死亡者の約6割を占めているとともに、生活習慣病の発症により、障害を伴う可能性が高いことなどからも、その予防が重要となっているほか、経口による栄養摂取や嚥下・音声機能の維持等の観点から、障害のある人への口腔ケアの重要性が高まっています。

(難病対策)

- ◆ 平成25年4月から難病等が障害者総合支援法の対象となり、以降、対象疾病の追加拡大が順次行われてきましたが、これに伴う制度の浸透や、適切なサービスへとつなげる体制づくりが求められています。

(リハビリテーション)

- ◆ 障害のある人が家庭及び地域社会において自分らしい生き方で、充実した人生を送るためには、より身近な地域で、個々の身体機能に合わせた医療的・職業的・教育的・社会的視点からの適切なリハビリテーションの提供が重要です。
- ◆ しかしながら、施設やリハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士）の確保等の理由から、地域によっては十分なリハビリテーションが提供されていない状況となっています。

(心の問題・精神疾患への対応)

- ◆ 東日本大震災の影響により、被災者の継続的な心のケアが課題となっているほか、自死・ひきこもり等を含めた心の問題を抱える人が増加しており、早期対応のための普及啓発活動や相談支援体制の整備に積極的に取り組む必要があります。
- ◆ また、精神症状の急激な悪化等により緊急な医療が必要となった場合の精神科救急医療については、現在、休日昼間の病院群輪番制と通年夜間（午後10時まで）の診療体制を確保していますが、精神障害のある人の地域生活移行の観点からも、24時間・365日の受入体制の整備が求められています。

1 <施策の方向>

2 1 保健・医療・福祉等の連携促進

3 (保健・医療の推進)

- 4 ◆ 平成 30 年度から 35 年度までの 6 年間の計画期間とする「第 7 次宮城県地域医療
5 計画」に基づき、県民の医療に対する安心・信頼を確保し、良質かつ適切な医療を効
6 率的に提供する体制の整備を図ります。
- 7 ◆ 先天性代謝異常等の検査を実施し、疾病の早期発見・早期治療を行い、早期療育に
8 努めます。
- 9 ◆ 聴覚障害の早期発見・早期療育を図るために、新生児聴覚検査の啓発を行い、関係
10 機関の連携体制づくりに取り組みます。
- 11 ◆ 心身ともに成長が著しく、人格形成にとって重要な時期である思春期において、子
12 どもが心身ともに健やかに成長し、豊かな母性や父性を育むため、母子保健と学校保
13 健の連携等により、思春期保健対策を進めます。
- 14 ◆ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援セン
15 ター」の市町村設置を支援することにより、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進を図
16 ります。
- 17 ◆ 心身に障害のある、あるいは障害をもつ可能性のある児童に対して、療育に関する
18 相談指導等保健・医療・福祉及び教育の関係機関が連携して対応します。
- 19 ◆ 地域保健法等に基づき、広域的・専門的・技術的拠点として、保健所の機能強化を
20 図ります。
- 21 ◆ 地域保健の拠点となる市町村の保健センターの整備を促進します。あわせて、その
22 活動に対し、必要に応じ助言等を行います。

23
24 (健康づくりの推進)

- 25 ◆ 訪問指導の充実を図るとともに、障害のある人が検診を受診しやすい体制づくり
26 や予防知識の普及啓発、ヘルパー等に対する研修などを進めることにより、障害のある
27 人の健康づくりを推進します。
- 28 ◆ 在宅の障害のある人に訪問健康診査等の機会を拡大し、医療機関への受診が困難
29 な障害のある人の健康維持を図ります。
- 30 ◆ 「宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づき、障害のある人が利用可能な歯
31 科医療サービスの情報提供、在宅歯科医療連携室の設置等を行い、障害のある人の歯
32 と口腔の健康づくりを促進します。
- 33 ◆ 障害の重度化予防等の観点から、有効性の高い障害者検診のあり方について研究
34 等を進めます。
- 35
36
37
38
39
40

1 (リハビリテーションの推進)

- 2 ◆ 障害のある人等が住み慣れた地域で生涯にわたっていきいきとした生活を送れる
3 よう、保健、医療、福祉の関連機関が、支援対象者の状況やニーズに応じた支援の方
4 向性等の情報を共有し、地域におけるリハビリテーション体制の充実を図ります。
5
6 ◆ 市町村が行う身体障害のある人の日常生活を支える補装具費の給付・決定に当た
7 り、専門的な技術支援を行います。
8 ◆ リハビリテーション専門職の養成校卒業予定者や在宅の有資格者を対象に、専門
9 職の確保に向けた事業や、就職年数等に応じた研修会の実施等を行います。

10
11 (難病対策の推進)

- 12 ◆ 障害者総合支援法の対象となる難病等について、難病等患者が適切なサービスを受
13 けられるよう、市町村や関係機関等と連携して制度の周知を徹底します。
14 ◆ 「宮城県難病相談支援センター」、「難病医療連携センター」及び「小慢さぼーとせ
15 んたー」を運営し、難病患者やその家族等の悩みや不安の解消と適切なサービスへと
16 つなげる体制づくりを推進します。

17
18 2 救急医療体制の整備

- 19 ◆ 事故による外傷や脳血管疾患の後遺症による障害の発生を防ぎ、障害を軽減する
20 ためには、適切な救急医療を受ける必要があります。そのため、初期救急、二次救急
21 及び三次救急それぞれの役割分担と連携により、救急医療体制の強化に努めます。
22 ◆ 精神科救急については、民間精神科病院や関係機関の協力を得て24時間、365日の
23 精神科救急患者の受入れを目指すとともに、身体合併症に応じた適切な医療の提供
24 が可能となるよう、精神科救急医療システムの充実を図ります。

25
26 3 精神疾患対策の拡充

27 (心の問題・精神疾患の予防等)

- 28 ◆ 精神保健福祉センターでの相談・診療、保健福祉事務所や市町村での精神保健福祉
29 相談により、精神疾患 (アルコール問題、ひきこもり対策等を含む) の予防と早期発
30 見を促進するとともに、社会復帰にむけた体制づくりを推進します。
31 ◆ 一般県民を対象とした研修の開催等により、精神疾患に関する正しい知識の普及
32 啓発を図り、早期受診及び早期治療の促進を図ります。
33 ◆ 精神科病院に入院している精神障害のある人の入院の長期化防止や、長期入院者
34 を含め地域生活への移行を促進するため、医療機関に配置される退院支援相談員や
35 市町村、保健所、障害福祉サービス事業所などの一層の連携を図ります。
36 ◆ 精神障害のある人が安心して地域で暮らせるための課題の共有や必要な体制の整
37 備を図るため、市町村、圏域及び県のそれぞれに保健、医療、福祉関係者による協議
38 の場を設置します。

- ◆ 若年層を中心に精神疾患を発症した場合の未治療期間の短縮，重症化予防のため，教育機関等と連携し普及啓発を行うなど，若者の精神疾患を含めたメンタルヘルスへの関心を高める取組を推進します。
- ◆ 精神状態の悪化等を未然に防ぐため，精神障害のある人及びその家族からの精神的不安等の相談に応じる電話相談窓口を設けます。
- ◆ 妊産婦のメンタルヘルス評価に基づいた精神症状や機能障害の重症度を把握し，妊産婦の抱える問題の内容や重症度に応じた適切な対応を図るため，母子保健関係機関と周産期医療機関及び精神科医療機関との連携を進めます。
- ◆ 子どもの健やかな成長を図るため，子ども総合センター内に設置した精神科医を中心とする「子どもメンタルクリニック」において，高度なケアを要する子どもやその家族の相談，診療，指導を行うとともに，保育所，学校，市町村など関係機関に対する専門的な支援活動等を実施します。

(被災者の心のケア等)

- ◆ 東日本大震災の影響による被災者の心の問題（心的外傷後ストレス障害，うつ，アルコール問題，摂食障害，自死等）に対応するため，精神科医や精神保健福祉士，心理職，保健師等の専門職を配置した「みやぎ心のケアセンター」を拠点として，引き続き，メンタルヘルス関連情報の提供等の普及啓発，被災者等からの相談支援，支援に関わる専門職の育成支援等に取り組みます。



- ◆ 東北大学に寄附講座を設置し，心のケアセンターと連動した支援者の人材育成や調査研究等を行います。
- ◆ 被災者の心の問題については，継続的・長期的な対応が必要と考えられることから，震災復興計画の満了後（平成33年度以降）の心のケアセンター等のあり方について検討を進めます。
- ◆ 東日本大震災で得られた知見等を踏まえ，大規模災害等の発生時において，被災地域の精神科医療及び精神保健活動の支援を行う「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」の継続的な体制整備を行います。

1 (ひきこもりケア体制の整備)

- 2 ◆ ひきこもりのケアについては、精神疾患の有無など医学的判断も含めた専門相談・
3 早期支援が有効であるため、「ひきこもり地域支援センター」を設置・運営し、より
4 相談しやすい体制の整備や関係職員の資質向上、市町村・保健福祉事務所・関係機関
5 等とのネットワークづくりを推進します。

7 4 発達障害に対する支援

- 8 ◆ 県が設置・運営する発達障害者支
9 援センター「えくぼ」を中核として、
10 発達障害のある人やその家族、支援
11 者等に対し、乳幼児期から成人期ま
12 での各ライフステージに対応した総
13 合的な支援を行うとともに、発達障
14 害の特性等に関する理解を促進する
15 ための研修事業や啓発活動を行いま
16 す。



- 17 ◆ 関係機関で構成する発達障害者支援地域協議会 (宮城県発達障害者支援地域検討
18 会)を設置し、地域の支援体制の課題の把握や、課題解決に向けた対応の検討を行いま
19 す。
- 20 ◆ 発達の遅れ等を早期に発見し、適切な療育へとつなげるため、幼児健診時における
21 アセスメントツールの導入など、アセスメント手法について検討を行います。
- 22 ◆ 発達の遅れのある子どもを育てた経験を持つ親に対し、ペアレント・メンターとな
23 ってもらうための研修事業等を行います。
- 24 ◆ 身近な地域で適切な支援を受けることができるよう、現任の保育士・幼稚園教諭等
25 を対象に、発達の遅れが見られる子どもとその親を対象とした支援技術の向上を図
26 るモデル事業を実施し、事業成果を他地域にも展開していきます。

28 5 高次脳機能障害に対する支援

- 29 ◆ リハビリテーション支援センターや各保健福祉事務所等の専門職を中心として、
30 高次脳機能障害のある人やその家族、支援者等に対して、電話・来所・訪問による相
31 談支援を行います。
- 32 ◆ 高次脳機能障害に関する研修会や事例検討会等を開催し、障害に関する普及啓発
33 や支援者の人材育成を推進します。
- 34 ◆ 県が指定した支援拠点病院における支援コーディネーターを中心として、高次脳
35 機能障害に関する医学的側面からの支援や社会復帰の促進に向けた相談支援、地域
36 の関係機関との連絡調整等を行う体制整備を推進します。

1 6 医療的ケア体制の整備

2 ◆ 介護職員向けの喀痰吸引等研修について、広域的な実施により受講しやすい環境
3 の整備を通じた研修修了者の増加を図り、医療的ケア等に対応できる人材の育成・確
4 保を進めます。

5 ◆ 利用待機が慢性化している療養介護事業所について、待機者解消に向けた取組を
6 促進します。

7 ◆ 医療的ケア等に対応した福祉型短期入所
8 事業所及び訪問系・日中活動系サービス事業
9 所、重度の心身障害のある人（重症心身障害
10 児者など）等を受け入れる医療型短期入所事
11 業所の不在・偏在の解消を図ります。

12 ◆ 医療的ケアに対応できる事業所の情報連
13 携の構築に取り組みます。



1 第5節 防犯・防災対策の充実

2 1 防犯対策の充実

3 <現状と課題>

- ◆ 障害のある人は、事故や犯罪等の被害者となる危険性が高いほか、警察への通報や相談にも困難を伴う場合が多いことから、地域の防犯活動を一層推進するとともに、情報の提供やコミュニケーション手段の充実を図る必要があります。
- ◆ また、障害者支援施設等の入所利用者の安全・安心を確保する観点から、地域に開かれた施設運営を行いつつ、適切な防犯対策に取り組む必要があります。

4

5 <施策の方向>

- 6 ◆ 地域に開かれた施設運営を行うことは、地域住民との連携協力の下、不審者の発見
7 等防犯体制の強化にもつながることから、入所者等の家族やボランティア、地域住民、
8 関係団体等と連携しながら、地域における自主防犯活動の活性化を図るなどして、地
9 域安全活動を推進します。
- 10 ◆ 障害福祉サービス事業所等に対する指導の場などを通じて、「犯罪のないみやぎ安
11 全・安心まちづくり各種防犯指針」を活用しながら、次の防犯対策の実施を促してい
12 きます。
 - 13 ・ 日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時
14 の対応体制、夜間等における施錠などの防犯措置の徹底
 - 15 ・ 地元の警察署との合同防犯訓練を実施するなど、日頃からの警察等関係機関との
16 協力・連携体制と有事における迅速な通報体制の構築
- 17 ◆ 国の補助事業を活用しながら、防犯カメラ等の防犯設備設置に要する費用の一部
18 を補助します。
- 19 ◆ 県民からの多種多様な相談に適切に対応するとともに、地域の安全対策を推進す
20 るため、「警察安全相談員」及び「交番相談員」の体制強化を図ります。
- 21 ◆ 聴覚障害のある人や音声言語機能障害のある人などの日常生活の安全を確保する
22 ため、県警に設置されている「メール110番」及び「FAX110番」についての周知
23 を図ります。

24

1 2 大震災の教訓を踏まえた防災対策の充実

2 <現状と課題>

- ◆ 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、甚大な津波被害等により、多くの尊い命が失われました。また、長期にわたる避難所生活の中で体調を崩されるなどして亡くなられる震災関連死も多数にのぼりました。
- ◆ 平成 28 年 8 月に発生した台風 10 号による大雨により、岩手県の小本川が氾濫し、岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて多数の利用者が亡くなるという被害が発生し、平成 29 年 6 月に水防法等が改正され、河川の浸水の危険性のある区域及び土砂災害危険箇所等に立地する要配慮者利用施設に避難確保計画の作成が義務づけられたこと等から、水害及び土砂災害対策も急務となっています。
- ◆ 障害のある人は、その障害の特性により、災害時の避難行動に際して、支援を必要とする場合が多い上、避難生活においても特別な支援を要する人が多いと考えられます。
- ◆ 基礎調査の結果でも、「災害時に一人で避難することができない」と回答した人は全体の 39.5%を占めており、障害の程度が重い人ほどその傾向がより顕著となっています。また、一人で避難できない理由として、「自分で判断して行動することが難しい (58.0%)」、「介助者がいないと移動できない (49.4%)」、「避難所等での集団生活が難しい (33.8%)」などの意見が多数を占めました。
- ◆ こうしたことから、市町村を中心として、災害発生時において自ら避難することが難しい「避難行動要支援者」を事前に把握し、個人情報保護に配慮しつつ、要支援者ごとの特性に配慮した個別計画を定めておくことや、障害福祉サービス事業所等、地域住民、自主防災組織等など、避難支援等関係者と連携した地域における支援体制を平時から構築しておく必要があります。
- ◆ また、障害福祉サービス事業所等の社会福祉施設は、入所利用者の多くが災害時に支援が必要な人であることや、被災した障害のある人の受入れを求められることが想定されることから、それらを考慮した防災対策が強く求められます。
- ◆ さらに、大災害の発生時においては、迅速で正確な情報の把握が必要となりますが、情報の収集やコミュニケーションが困難を伴う障害のある人のため、障害の特性や種別に配慮した情報伝達方法の支援も必要となるほか、福祉避難所の指定や医薬品等を含めた必要物資の調達・供給体制の整備も必要となります。
- ◆ 以上のように、県、市町村及び防災関係機関をはじめ各自がそれぞれの立場で各種の防災対策を講じるとともに、防災知識の普及、地域住民や関係機関の連携・協力体制を整備するなど、全ての人が共に助け合い安心して暮らせる社会をつくる必要があります。

3

4 <施策の方向>

- ◆ 東日本大震災の経験を踏まえた「宮城県地域防災計画（平成 29 年 2 月修正）」に基づき、地震や津波、風水害、原子力災害等に対する災害の予防対策、災害時の応急対策、及び災害復旧・復興対策を総合的に推進するとともに、障害福祉サービス事業所等に対する説明会の開催や実地指導等を通じた理解の促進を図ります。

8

1 **【宮城県地域防災計画の主な概要】**

災害予防対策	災害に強いまちの形成、施設等の災害対策、ライフライン施設、危険物施設等、防災知識の普及、防災訓練の実施、地域における防災対策、ボランティアの受入、企業等の防災対策の推進、情報通信網の整備、防災拠点等の整備、相互応援態勢の整備、医療救護体制の整備、火災予防対策、緊急輸送体制の整備、避難対策、避難受入対策、食料・飲料水・生活物資の確保、要配慮者・避難行動要支援者への支援対策、複合災害対策、災害廃棄物対策など
災害応急対策	情報の収集・伝達、災害広報活動、防災活動体制、相互応援活動、災害救助法の適用、自衛隊の災害派遣、救急・救助活動、医療救護活動、消火活動、交通・輸送活動、避難活動、応急仮設住宅等の確保、相談活動、要配慮者・避難行動要支援者への支援活動、食料・飲料水・生活必需品の調達・供給活動、防疫・保健衛生活動、災害廃棄物処理活動、社会秩序維持活動、教育活動、防災資機材・労働力の確保、公共土木施設等の応急対策、ライフライン施設等の応旧復旧、危険物施設等の安全確保、二次災害・複合災害防止対策、ボランティア活動、海外からの支援の受入 など
災害復旧・復興対策	災害復旧・復興計画、生活再建支援、住宅復旧支援、産業復興支援、都市基盤の復興対策、義援金の受入・配分、激甚災害の指定、災害対応の検証

2

- 3 ◆ 平成 25 年 8 月に国が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」
 4 及び同年 12 月に県が策定した「避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」等に基
 5 づき、市町村等と連携し、障害のある人をはじめとする避難行動要支援者の安全確保対策
 6 に取り組むとともに、障害福祉サービス事業所等に対する説明会の開催や実地指導等を通
 7 じた理解の促進を図ります。

8

9 **【宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドラインの主な概要】**

平時における支援対策	市町村による全体計画・地域防災計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成と適正な管理、個別計画の策定、福祉避難所の指定、要配慮者自身の取組（情報連絡カードの携帯、物資の備蓄、防災訓練への参加等）及び見守り体制の構築
災害発生時における支援対策	災害別（風水害・大規模事故等、津波を伴わない地震、津波を伴う地震）による発生時の対応、防災情報の伝達、避難誘導等の支援体制、避難所対策、福祉避難所の運営、応急仮設住宅への入居等

災害復興期における 支援対策	各種保健福祉サービス等の継続，復興期におけるメンタルケアの実施及び要配慮者に対する生活再建支援
-------------------	-------------------------------------------------

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38

- ◆ 障害福祉サービス事業所等の耐震化や，消防法令等の改正に伴う大規模修繕，スプリンクラー設備や避難スペースの整備等に要する費用の一部を補助します。
- ◆ 県や市町村等による障害福祉サービス事業所等への実地指導等を通じて，各事業所の非常災害に関する具体的な避難確保計画の作成や，防災訓練の実施を指導します。
- ◆ 障害のある人の避難所等における意思疎通支援を担う手話通訳者や要約筆記者等の計画的な養成等を行います。
- ◆ 東日本大震災で得られた知見等を踏まえ，大規模災害等の発生時において，被災地域の精神科医療及び精神保健活動の支援を行う「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」の継続的な体制整備を行います。
- ◆ 東日本大震災で被災した障害のある人やその家族，支援者等の支援にあたった民間団体等と連携し，現に障害福祉サービス等の支援を受けていない「潜在的な要支援者」をサービスに結びつける活動の必要性など，震災復興後の新たな課題の抽出と解決策の検討を行います。
- ◆ 東日本大震災において，視覚障害者の支援に課題を残したことから，「宮城県視覚障害者情報センター」に「地域連携推進員」を配置し，当事者団体や支援者団体と連携し，視覚障害者支援策を検討します。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

1

2

3

4

5

6

7

8

プランの推進と 進行管理

1 プラン策定の過程

このプランは、障害者基本法第 11 条第 5 項及び第 36 条第 1 項の規定に基づき、県の障害福祉施策に関する審議会である「宮城県障害者施策推進協議会」の審議を経て、県民意見提出手続（パブリックコメント）に寄せられた県民の皆様の声や、障害福祉関係団体等からの御意見を踏まえながら策定いたしました。

なお、障害者総合支援法第 89 条及び平成 30 年 4 月 1 日施行の児童福祉法第 33 条の 22 に基づき県が定める障害福祉計画についても、プランと併せ策定いたしました。

平成 28 年 10 月 26 日	平成 28 年度第 1 回宮城県障害者施策推進協議会 ・みやぎ障害者プランの骨子について
平成 29 年 1～2 月	平成 28 年度宮城県障害者施策推進基礎調査の実施
” 2 月 14 日	平成 28 年度第 2 回宮城県障害者施策推進協議会 ・みやぎ障害者プランの重点施策について
” 6 月 5 日	平成 29 年度第 1 回宮城県障害者施策推進協議会 ・みやぎ障害者プランの重点施策・各論（素案）について
” 10 月 10 日	平成 29 年度第 2 回宮城県障害者施策推進協議会 ・みやぎ障害者プランの中間案及び宮城県障害福祉計画の策定について
” 11 月 14 日	平成 29 年度第 3 回宮城県障害者施策推進協議会 ・宮城県障害福祉計画の中間案について
” 12 月 12 日	宮城県議会保健福祉委員会での報告 ・みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福祉計画の中間案について
” 12 月 18 日	パブリックコメント（1 月 17 日まで） ・みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福祉計画の中間案について
平成 29 年 12 月～ 平成 30 年 2 月	個別訪問による主な関係団体等（26 団体等）への説明 （78 ページのとおり）
” 2 月 13 日	平成 29 年度第 2 回宮城県障害者自立支援協議会 ・みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福祉計画の最終案について
” 2 月 16 日	平成 29 年度第 4 回宮城県障害者施策推進協議会 ・みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福祉計画の最終案について
” 3 月 14 日 ～15 日	宮城県議会保健福祉委員会での報告
” 3 月	みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福祉計画策定・公表

9

10

1 【参考】宮城県障害者施策推進協議会委員（平成30年2月16日現在）

氏名	所属等	備考
<u>浅野 元</u>	宮城県町村会 副会長（ <u>大和町長</u> ）	
阿部 重樹	<u>東北学院大学経済学部共生社会経済学科 教授</u>	会長
阿部 昌展	宮城県商工会議所連合会（ <u>仙台商工会議所理事・事務局次長</u> ）	
<u>岩佐 純</u>	宮城障害者職業センター 所長	
奥田 妙子	宮城県知的障害者福祉協会（ <u>障害者支援施設幸泉学園施設長</u> ）	
<u>小幡 敏昭</u>	宮城労働局職業安定部職業対策課 課長	
<u>加藤 亨二</u>	宮城県商工会連合会 専務理事	
<u>齋藤 和子</u>	宮城県精神保健福祉協会（ <u>みやぎ心のケアセンター保健師</u> ）	
佐藤 由紀子	仙台弁護士会	
<u>佐藤 百合</u>	宮城県特別支援学校長会（ <u>宮城県立名取支援学校長</u> ）	
志村 祐子	<u>東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科 准教授</u>	
<u>下山 清子</u>	宮城県手をつなぐ育成会（ <u>多賀城市手をつなぐ育成会 会長</u> ）	
<u>関本 則子</u>	宮城県精神障がい者家族連合会 <u>副会長</u>	
登米 祐也	宮城県医師会 常任理事	
野口 和人	東北大学大学院教育学研究科 教授	副会長
<u>目黒 久美子</u>	発達支援ひろがりネット 副代表	
森 正義	宮城県 <u>身体障害者</u> 福祉協会 会長	
<u>若生 裕俊</u>	宮城県市長会（ <u>富谷市長</u> ）	
<u>渡辺 秀憲</u>	<u>心のネットワークみやぎ</u>	

2 (五十音順・敬称略)

3 【参考】個別訪問により御意見を伺った団体等

障害福祉関係団体（20団体）	
<u>高次脳機能障害者家族会</u>	心のネットワークみやぎ
<u>CIL たすけっと</u>	仙台市障害者福祉協会
日本オストミー協会宮城県支部	発達支援ひろがりネット
宮城あすなる会	宮城県喉頭摘出者福祉協会立声会
宮城県視覚障害者福祉協会	<u>宮城県肢体不自由児協会</u>
宮城県社会福祉協議会	宮城県重症心身障害児（者）を守る会
宮城県障害者スポーツ協会	宮城県身体障害者福祉協会
宮城県精神障がい者家族連合会	宮城県精神保健福祉協会
宮城県脊髄損傷者協会	宮城県知的障害者福祉協会
宮城県聴覚障害者協会	宮城県手をつなぐ育成会
<u>宮城県自立支援協議会構成員（6事業所等）</u>	
<u>県南生活サポートセンターアサンテ</u>	<u>障害児デイケアセンターこどもの広場</u>
<u>障害者相談支援事業所ぴあら若林</u>	<u>東北福祉大学</u>
<u>地域拠点センターふきのとう</u>	<u>なごみの里サポートセンター</u>

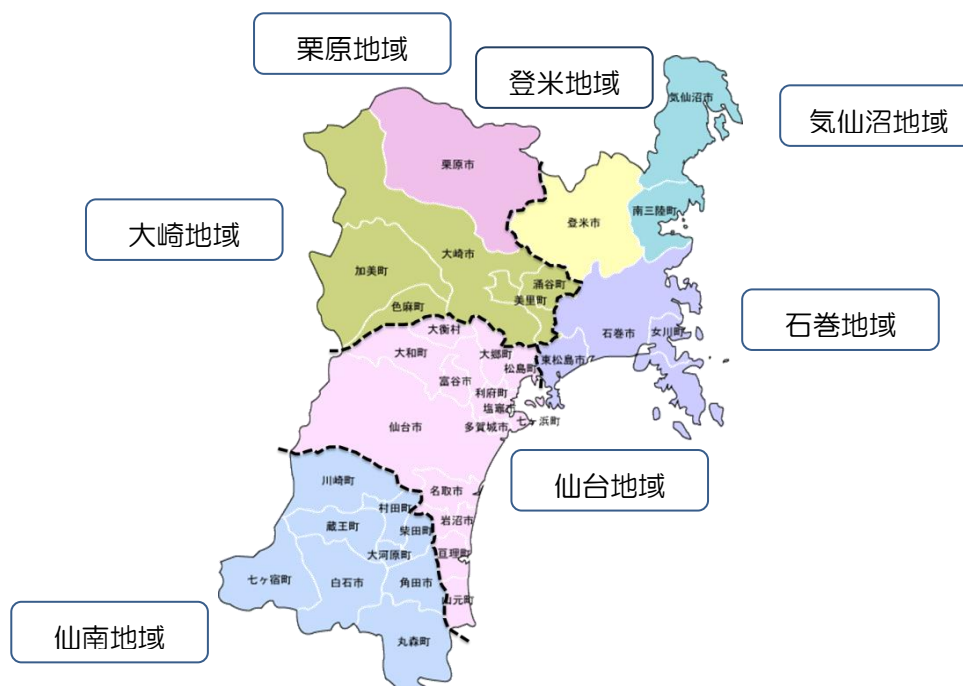
4 (五十音順)

5

2 障害保健福祉圏域の設定

- ◆ 障害福祉施策の推進に当たり、市町村単独での対応が困難な事業やサービス等がある場合については、複数の市町村が連携を図り、圏域ごとにネットワークを構築しながら、計画的に整備を進める必要があることから、障害保健福祉圏域を設定します。
- ◆ 我が県においては、人口規模、県行政機関の管轄区域、市町村が設置する自立支援協議会等の既存のネットワーク等を勘案し、前プランから引き続き下記の7圏域に設定することといたしました。

障害保健福祉圏域	構成市町村
仙南地域	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町（2市7町）
仙台地域	仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村（6市7町1村）
大崎地域	大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町（1市4町）
栗原地域	栗原市（1市）
登米地域	登米市（1市）
石巻地域	石巻市、東松島市、女川町（2市1町）
気仙沼地域	気仙沼市、南三陸町（1市1町）



※ 国の「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針(総合確保方針)」の改正を受け、第7期介護保険事業計画(みやぎ高齢者元気プラン)における高齢者福祉圏域を、「宮城県地域医療計画」の二次医療圏と一致させ、当該圏域を7圏域から4圏域とする予定ですが、障害福祉分野においては、こうした国の指針等がないことや、よりきめ細かなサービス提供体制の整備等の観点から、従来どおり7圏域の設定といたしました。

3 プラン推進のために

(役割分担と連携)

- ◆ 計画の推進に当たっては、宮城県障害者施策推進協議会等の意見を踏まえながら、市町村、関係機関・団体等と密接な連携のもと、計画的かつ効果的な実施を図ります。
- ◆ また、地域自立支援協議会をはじめとする関係法令に基づく協議会等を中心として、事業者や関係機関と連携しながら、それぞれの地域性に配慮して施策を推進します。

【市町村の役割】

- ◆ 市町村は、障害福祉サービス等の実施主体であるとともに、住民に最も身近な立場から、住民ニーズを的確に把握し、地域生活を支えるための基礎的できめ細やかなサービスの提供を行っていくことが必要です。そのため、保健・医療・福祉サービスを総合的・一体的に提供するための計画づくりや、サービス提供のための基盤整備などを進めていく役割が期待されています。

【県の役割】

- ◆ 県は、市町村で行うことが困難な広域的あるいは専門的・技術的な事業の実施や、市町村への助言・支援などを行います。
- ◆ 特に、広域的な立場でのサービス等の適正配置の調整、専門的な相談支援事業や人材養成事業などを行い、地域格差の生じないようなサービス提供体制づくりを推進します。
- ◆ また、市町村等と連携し、関係団体の活動を促進する環境づくりや活動内容の認知度向上、地域住民の連帯感の醸成等について支援していきます。

【県民の役割】

- ◆ 地域福祉を進める主役は、そこに住み地域をよく知っている住民一人一人です。
- ◆ 福祉サービスの利用者であり担い手でもある住民一人一人の声やニーズが地域の支援力を高めます。
- ◆ 県民一人ひとりのニーズを地域の大きな声にするとともに、様々な情報交換やボランティア活動への自発的・自主的な参加ができるよう地域の中での支え合う組織づくりや仲間づくりが望まれます。

【関係団体の役割】

- ◆ 障害当事者団体及び支援団体を中心に、障害のある人やその家族が「社会モデル」の考え方を踏まえて自らの障害を理解し、社会的障壁を除去する方法をわかりやすく伝えるコミュニケーションスキルを習得できるよう、必要な支援を行うことが期待されています。
- ◆ 行政や関係機関等と協働しながら、利用者本位のサービス提供やピアサポート等を促進する役割も期待されています。

- ◆ 福祉や医療等の各種団体だけでなく、地域団体、生活協同組合や農業協同組合等の団体が積極的に地域の福祉活動に参加し、地域を支えることが期待されています。
- ◆ 社会福祉協議会は、地域活動を推進する中核機関であり、宮城県社会福祉協議会は市町村社会福祉協議会や社会福祉法人等に対し、積極的に支援することが期待されています。

(プランの進行管理)

- ◆ 「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」及び「宮城県障害福祉計画」において、関連施策に係る数値目標を設定するとともに、毎年度、行政評価や障害者施策推進協議会の場において、施策の進捗状況や成果等についての検証・改善等を行っていく、いわゆるPDCAサイクルにより、プランの実効性の確保等を図っていくこととします。

【数値目標の例】

宮城の将来ビジョン・実施計画	
(1)	就労支援事業所等における工賃の平均月額
(2)	グループホーム利用者数
(3)	入院中の精神障害者の地域生活への移行
宮城県障害福祉計画	
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行
(2)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
	<u>圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置</u>
	精神病床における1年以上長期入院患者数
	精神病床における早期退院率
(3)	地域生活支援拠点等の整備
(4)	福祉施設から一般就労への移行等
	一般就労移行者数
	就労移行支援事業利用者数
	<u>事業所ごとの就労移行率</u>
	<u>職場定着率</u>
(5)	障害児支援の提供体制の整備等
	児童発達支援センターの設置
	<u>保育所等訪問支援の利用</u>
	重症心身障害児の支援
	医療的ケア児支援

(国への要望・提案)

- ◆ 県及び市町村等による障害福祉施策の推進に当たり、現行の制度や財政面に課題等が生じ、障害のある人にとって、様々な制約や問題が生ずるケースがあります。
- ◆ このため、今後、利用者のニーズを踏まえながら、あらゆる機会を通じて国に対し、制度の創設や改正、適正な財源の措置等の要望・提案を行っていきます。

1 用語の解説

2 ◆アクセシビリティ

3 年齢や障害のあるなしに関わらず、誰もが必要とする情報等に簡単にたどり着け、利用
4 できること。

5 ◆アセスメントツール

6 発達障害を早期発見し、その後の経過を評価するための確認票のこと。

7 ◆育成医療（いくせいりょう）

8 障害者総合支援法に基づく自立支援医療の一つで、児童福祉法に規定する障害児で、そ
9 の身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して
10 提供される、生活の能力を得るために必要な医療費の支給を行うもの。

11 ◆移動支援事業（いどうしえんじぎょう）

12 障害者総合支援法に基づき、市町村が行う地域生活支援事業の一つで、屋外での移動が
13 困難な障害のある人等について、外出のための支援を行うサービス。

14 ◆医療的ケア（いりょうてきけあ）

15 痰の吸引や経管栄養など、日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為のこと。

16 ◆嚥下（えんげ）

17 「物を食べる」一連の動作のうち、食べ物を「飲み込む」動作。

18 ◆介護・訓練等給付費（かいご・くんれんとうきゅうふひ）

19 このプランにおいては、障害者総合支援法の規定に基づき、在宅及び施設等において提
20 供される障害福祉サービスに要する費用のうち、公費負担分をいう。

21 ◆喀痰吸引（かくたんきゅういん）

22 吸引装置を使用して口の中のたんや唾液、鼻水などを吸い出すこと。咳によりたんを排
23 出できない人に対して行う医療的ケアの一つ。

24 ◆基幹相談支援センター（きかんそうだんしえんせんたー）

25 地域の相談支援の拠点として、障害のある人に対する総合的な相談業務や成年後見制
26 度利用支援事業を実施するとともに、地域の実情に応じて地域移行・地域定着への支援、
27 地域の相談支援体制の強化の取組などを行う機関。市町村が設置主体。

28 ◆キャップハンディ体験（きゃっぷはんでいたいけん）

29 障害のない人が、障害のある状態を疑似体験し、障害を持つ人の身体状況や気持ちを感じ取って、理解する気づきを目的とした取組のこと。

- 1 ◆経管栄養（けいかんえいよう）
2 経口摂取ができない又は不十分な障害のある人に対し、体外から消化管内に通したチューブを用いて流動食等を投与する処置。医療的ケアの一つ。
3
4
- 5 ◆言語聴覚士（げんごちょうかくし）
6 音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある人に対し、その機能の維持向上を図るため、
7 言語訓練その他の訓練、必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う専門職。
8
- 9 ◆県民意識調査（けんみんいしきちょうさ）
10 宮城県県民意識調査。「行政活動の評価に関する条例」に基づき、県が行う取組について、
11 県民の認知度・関心度・重視度・満足度及び優先すべきと思う施策や復旧・復興の実感を調査し、
12 今後の施策や県政運営に反映させるため毎年実施しているもの。宮城県内に居住する18歳以上の男女4,000人を調査対象としている。
13
14
- 15 ◆高次脳機能障害（こうじのうきのうしょうがい）
16 ケガや病気による脳への損傷で発生する記憶障害や注意障害、遂行能力障害、社会行動
17 障害等の総称。器質性精神障害として精神障害に分類される。
18
- 19 ◆更生医療（こうせいいりょう）
20 障害者総合支援法に基づく自立支援医療の一つで、身体障害者福祉法に規定する身体
21 障害のある人で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる
22 ものに対して提供される、更生のために必要な医療費の支給を行うもの。
23
- 24 ◆工賃（こうちん）
25 指定就労継続支援事業者等が利用者に対して支払わなければならないお金のこと。
26 生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当
27 する金額をいう。
28
- 29 ◆喉頭（こうとう）
30 人間の「のど」は、咽頭（いんとう）と喉頭（こうとう）からできているが、うち、舌
31 根（舌の付け根）から気管・肺へと続く部分。咽頭は食道へとつながっている。
32
- 33 ◆合理的配慮（ごうりてきはいりょ）
34 障害のある人からの求めに応じて、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り
35 除くために必要な便宜を行うこと。（→社会的障壁）
36
- 37 ◆個別の教育支援計画（こべつのきょういくしえんけいかく）
38 一人一人の障害のある子どもについて、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な
39 計画を学校が中心となって作成。作成に当たっては関係機関との連携が必要。また保護者の
40 参画や意見等を聴くことなどが求められる。
41
42
43

- 1 ◆個別の指導計画（こべつのしどうけいかく）
2 幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込
3 んだ指導計画。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行わ
4 れる。
- 5
6 ◆コミュニティサロン
7 通所して訓練を行うまでに障害が回復せず、自宅に閉じこもって社会参加に向けた訓
8 練ができない状態の精神障害のある人のための社会参加に向けた「つどいの場」。
- 9
10 ◆サービス等利用計画（さーびすとおりようけいかく）
11 指定特定相談支援事業者が、障害福祉サービス等の利用を希望する障害者の総合的な
12 援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討
13 し、作成するもので、サービス利用者を支援するための総合的な支援計画。
- 14
15 ◆作業療法士（さぎょうりょうほうし）
16 身体又は精神に障害のある人に対し、その応用的な動作能力又は社会的適応能力の回
17 復等を図るため、様々な作業活動を用いて治療や訓練指導、援助を行う専門職。
- 18
19 ◆酸素療法（さんそりょうほう）
20 在宅酸素療法。病状は安定しているものの、体内に酸素を十分に取り込めない人に、長
21 期にわたり自宅で酸素吸入をする治療法のこと。
- 22
23 ◆視覚障害者情報センター（しかくしょうがいしゃじょうほうせんたー）
24 身体障害者福祉法に規定された「視聴覚障害者情報提供施設」。主として点字図書及び
25 録音図書などの製作・貸出、点訳・音訳等奉仕員の養成等を行う。
- 26
27 ◆思春期保健対策（ししゅんきほけんたいさく）
28 学童期及び思春期は、身体面や精神面の発達や変化が著しい時期であり、この時期の体
29 や心の健康の問題が生涯の健康に様々な影響を及ぼすと指摘されていることを踏まえ行
30 う、思春期における心身の健康の向上に向けた対策。
- 31
32 ◆指定難病（していなんびょう）
33 「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」において医療費助成の対象とす
34 る疾患のこと。平成 29 年 4 月 1 日現在 330の疾病が指定されている。
- 35
36 ◆児童委員（じどういいん）
37 児童福祉法に基づき、児童及び妊産婦への情報提供や、援助等を行う者。同法の規定に
38 より、民生委員は児童委員に充てられる。（→民生委員）
- 39
40 ◆自閉症（じへいしょう）
41 多くの遺伝的な要因が複雑に関与して起こる生まれつきの脳機能障害で、対人関係、コ
42 ミュニケーション及びパターン化した興味や活動の 3 つの特徴をもつ障害。症状が軽い
43 人たちまで含めて、自閉症スペクトラム障害という呼び方もされている。

- 1 ◆社会的障壁（しゃかいてきしょうへき）
2 障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会におけ
3 る事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、制度、慣行（障害のある方の存在を意識
4 していない慣習、文化など）及び観念（偏見など）その他一切のものをいう。
- 5
6 ◆社会モデル（しゃかいもでる）
7 障害のある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみ
8 に起因するものではなく、社会における様々な障壁（社会的障壁）と相対することによっ
9 て生ずるとする考え方であり、障害者権利条約で取り入れられている。これに対し、心身
10 の機能の障害のみに起因するとする従来の考え方を「医学モデル」という。
11 さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として取りま
12 とめられた「ユニバーサルデザイン2020行動計画」における、障害の社会モデルの考え
13 方では、社会的障壁を取り除くことは社会の責務であるとされている。
14 （→社会的障壁）
- 15
16 ◆重症心身障害（じゅうしょうしんしんしょうがい）
17 重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している状態のこと。
- 18
19 ◆障害基礎年金（しょうがいきそねんきん）
20 国民年金の加入期間、又は20歳前（年金制度に加入していない期間）、もしくは60歳
21 以上65歳未満（年金制度に加入していない期間で日本に住んでいる間）に、初診日（障
22 害の原因となった病気やケガについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日）の
23 ある病気やケガで、法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態に
24 ある時に支給される年金のこと。平成29年4月時点で1級の支給年額は「779,300×1.25
25 +子の加算」とされている。
- 26
27 ◆障害支援区分（しょうがいしえんくぶん）
28 障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総
29 合的に示すもの。区分1から6まであり、数字が大きいほど支援の度合が高くなる。
- 30
31 ◆障害児支援利用計画（しょうがいじしえんりようけいかく）
32 指定障害児相談支援事業者が作成する、障害のある児童の解決すべき課題、その支援方
33 針、利用するサービスなどが記載されたサービス利用者を支援するための中心的な総合
34 計画。
- 35
36 ◆障害児入所給付費・通所給付費
37 （しょうがいじにゆうしょきゅうふひ・つうしょきゅうふひ）
38 このプランにおいては、児童福祉法の規定に基づき、在宅及び施設等において提供され
39 る障害児福祉サービスに要する費用のうち、公費負担分をいう。
- 40
41 ◆障害児保育事業（しょうがいじほいくじぎょう）
42 心身に障害のある幼児を保育所に入所させ、一般の幼児とともに集団保育することで、
43 障害のある幼児の機能の伸長と健全な社会性の成長発達を促進するとともに、一般の幼

1 児が幼児期から障害のある人に対する理解を深め相互協力の精神を養う事業。

2
3 ◆障害者 IT サポートセンター（しょうがいしゃ あいていーさぽーとせんたー）

4 障害のある人の IT 活用を支援するため、パソコン等 IT に関する各種相談や訪問サポ
5 ートの実施のほか、IT 講習会の企画開催及び訪問講習の実施、就労に向けたスキルアッ
6 プ研修等を行う施設。本センターの運営事業については、都道府県が行う地域生活支援事
7 業の一つに位置づけられている。

8
9 ◆障害者検診（しょうがいしゃけんしん）

10 身体に障害がある人の二次障害の予防や健康づくりを目的として、運動機能（筋力、関
11 節の動き、歩く速さ等）を評価するもの。

12
13 ◆障害者雇用支援月間（しょうがいしゃこようしえんげっかん）

14 毎年9月。事業主のみならず、広く国民に対して障害のある人の雇用の機運を醸成する
15 とともに、障害のある人の職業的自立を支援するため、様々な啓発活動が展開されている。

16
17 ◆障害者雇用率（しょうがいしゃこようりつ）

18 障害者雇用促進法に基づき、一般の労働者と同じ水準で、障害のある人の雇用機会を確
19 保するため、事業主等が遵守すべき障害のある人の雇用割合。平成30年度から民間企業
20 の法定雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられることとなっている。

21
22 ◆障害者週間（しょうがいしゃしゅうかん）

23 毎年12月3日から9日まで。国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理
24 解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極
25 的に参加する意欲を高めることを目的として、平成16年6月の障害者基本法の改正によ
26 り、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定された。この期間を中心
27 に、国、地方公共団体、関係団体等においては、様々な意識啓発に係る取組が展開される。

28
29 ◆障害者就業・生活支援センター

30 （しょうがいしゃしゅうぎょう・せいかつしえんせんたー）

31 障害者の身近な地域において、福祉・医療等の関係機関との連絡調整など、就業面と生
32 活面の一体的な相談・支援を行う機関。障害者雇用促進法に基づき、都道府県が指定する
33 こととなっており、宮城県では障害保健福祉圏域ごとに1つずつ（計7か所）設置されて
34 いる。

35
36 ◆障害者職業センター（しょうがいしゃしょくぎょうせんたー）

37 公共職業安定所（ハローワーク）との密接な連携のもと、障害のある人に対する専門的
38 な職業リハビリテーションを提供する施設。障害者雇用促進法に基づき、独立行政法人高
39 齢・障害・求職者雇用支援機構が運営し、全国47都道府県に設置されている。

40
41 ◆障害者職業能力開発校（しょうがいしゃしょくぎょうのうりよくかいほつこう）

42 職業能力開発促進法に基づき、国が設立し、都道府県が運営している障害のある人の職
43 業自立のための施設。

- 1 ◆障害者相談員（しょうがいしゃそうだんいん）
2 身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の規定に基づき、市町村等の委託を受け、身体
3 又は知的障害のある人の相談に応じ、必要な援助を行う人。
4
- 5 ◆障害者福祉センター（しょうがいしゃふくしせんたー）
6 身体障害者福祉法の規定に基づき、障害のある人や家族の相談に応じ、必要な助言や、
7 関係機関への連絡・紹介、機能回復・日常生活動作の訓練等を行う施設。
8
- 9 ◆障害福祉計画（しょうがいふくしけいかく）
10 障害者総合支援法に基づき、県や市町村が策定する障害福祉サービス等の提供体制の
11 確保等に係る計画。
12
- 13 ◆小児慢性特定疾患治療研究事業
14 （しょうにまんせいとくていしっかんちりょうけんきゅうじぎょう）
15 小児慢性特定疾病を持つ児童等について、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、そ
16 の医療費の自己負担分の一部が助成する制度。（→小児慢性特定疾病）
17
- 18 ◆小児慢性特定疾病（しょうにまんせいとくていしっぺい）
19 子どもの慢性的な病気のうち、治療に相当期間を要し、医療費の負担も高額となるもの
20 で医療費の公費負担が行なわれている疾病。平成 29 年 5 月 10 日現在、722 疾病が指定さ
21 れている。
22
- 23 ◆自立支援協議会（じりつしえんきょうぎかい）
24 障害者総合支援法に基づき、障害のある人等への支援体制の整備を図るため、市町村及
25 び都道府県が設置する関係機関等で構成される協議会。協議会では、関係機関等が相互の
26 連絡を図り、地域の障害のある人等への支援体制について協議を行うこととされている。
27
- 28 ◆心身障害者医療費助成制度（しんしんしょうがいしゃいりょうひじょせいせいど）
29 重度の障害のある方が必要な医療を安心して受けられるよう、医療費の自己負担額に
30 ついて県と市町村とで助成する制度。
31
- 32 ◆身体障害者手帳（しんたいしょうがいしゃてちょう）
33 身体障害者福祉法に規定する障害のある人に都道府県・指定都市・中核市長が交付する
34 手帳。障害の程度が重い方から 1 級から 6 級までの等級が定められている。
35
- 36 ◆身体障害者補助犬（しんたいしょうがいしゃほじょけん）
37 「身体障害者補助犬法」に規定された盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。公共施設や公
38 共交通機関、一定の施設等では補助犬の同伴を受け入れる義務がある。
39
- 40 ◆ストーマ
41 消化管や尿路の疾患などにより、腹部に便又は尿を排泄するために増設された排泄口
42 のこと。ストーマを持つ人をオストメイトと呼ぶ。大きく分けて消化管ストーマ（人工
43 肛門）と尿路ストーマ（人工膀胱）がある。

- 1 ◆精神障害者保健福祉手帳（せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう）
2 国の要領に基づき、一定の精神障害の状態にあると認定された人に交付される手帳。障
3 害の程度が重い方から1級から3級までの等級が定められている。
4
- 5 ◆精神通院医療（せいしんつういんいりょう）
6 障害者総合支援法に基づく自立支援医療の一つで、精神保健福祉法に規定する統合失
7 調症、精神作用物質による急性中毒及びその他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する
8 者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る医
9 療費の支給を行うもの。
10
- 11 ◆精神保健福祉センター（せいしんほけんふくしせんたー）
12 精神保健福祉法の規定に基づき、県が設置する精神保健及び精神障害のある人の福祉
13 に関する知識の普及、調査研究、複雑・困難な相談等を行う県の機関。
14
- 15 ◆セーフティネット
16 安全網。網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するため
17 の仕組み。
18
- 19 ◆相談支援専門員（そうだんしえんせんもんいん）
20 障害のある人の障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に
21 向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害の
22 ある人の全般的な相談支援を行う専門職。実務経験と研修の受講・修了が要件とされてい
23 る。
24
- 25 ◆措置入院（そちにゅういん）
26 医療及び保護のため、精神科医療機関に入院させなければ自傷他害のおそれがあると
27 認められた精神障害のある人に対して、精神保健福祉法の規定により、知事の権限で入院
28 措置を講じるもの。
29
30
- 31 ◆対応要領（たいおうようりょう）
32 障害者差別解消法に基づき、国や地方公共団体等が策定する障害のある人に対して適
33 切に対応するために必要な要領のこと。
34
- 35 ◆地域活動支援センター（ちいきかつどうしえんせんたー）
36 障害者総合支援法の規定に基づき、市町村等が運営する障害のある人を通わせ、創作的
37 活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を行う施設。
38
- 39 ◆地域生活移行（ちいきせいかついこう）
40 障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方などが地域の
41 生活に移行すること。
42
43

1 ◆地域生活支援事業（ちいきせいかつしえんじぎょう）

2 障害者総合支援法に基づき、障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むこ
3 とができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により行う支援事業。市
4 町村及び県が主体となって実施する。

5
6 ◆聴覚障害者情報センター（ちょうかくしょうがいしゃじょうほうせんたー）

7 身体障害者福祉法に規定された「視聴覚障害者情報提供施設」。聴覚障害に関する情報
8 提供や啓発、交流・社会参加の中核的拠点として、聴覚障害に関する総合的・専門的な相
9 談事業、手話通訳者や要約筆記者の養成・研修・派遣を行う。

10
11 ◆特殊寝台（とくしゅしんだい）

12 サイドレールが取り付けられているもの、又は取り付けることが可能なベッドであって、
13 次に掲げる機能のいずれかを有するもの。①背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機
14 能②床板の高さが無段階に調節できる機能

15
16 ◆特定行為（とくていこうい）

17 気管カニューレの交換や、中心静脈カテーテルの抜去など、看護師が手順書により行う
18 場合は、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に
19 必要とされる診療の補助行為。

20 平成 24 年 4 月の「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、平成 28 年度以降の国
21 家試験合格者である介護福祉士は、一定の条件の下で、たんの吸引及び経管栄養を実施す
22 ることができるようになったほか、平成 27 年度以前の国家試験合格者である介護福祉士
23 やそれ以外の介護業務従事者も、一定の条件の下で、特定行為として喀痰吸引等を実施す
24 ることができるようになった。

25
26 ◆特別支援連絡協議会（とくべつしえんれんらくきょうぎかい）

27 障害のある子どもやその保護者への相談・支援にかかわる医療、保健、福祉、教育、労
28 働等の関係部局・機関間の連携協力を円滑にするためのネットワーク。

29
30 ◆特別児童扶養手当（とくべつじどうふようてあて）

31 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、20 歳未満で精神又は身体に障害
32 を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される手当。平成 29 年 4 月時点
33 の支給月額は、1 級が 51,450 円、2 級が 34,270 円となっている。

34
35 ◆特別障害者手当（とくべつしょうがいしやてあて）

36 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、精神又は身体に著しく重度の障
37 害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳
38 以上の者に支給される手当。平成 29 年 4 月時点の支給月額は 26,810 円。

- 1 ◆日常生活用具（にちじょうせいかつようぐ）
2 障害者総合支援法に規定された障害のある人の日常生活を支えるための用具で、介護・
3 訓練支援用具，自立生活支援用具，在宅療養等支援用具，情報・意思疎通支援用具，排泄
4 管理支援用具及び居宅生活動作補助用具（住宅改修費）がある。日常生活用具の支給事業
5 は市町村が行う地域生活支援事業の一つに位置づけられている。
6
- 7 ◆農福連携（のうふくれんけい）
8 農業分野における障害のある人の就労を支援し，工賃水準の向上と農業の支え手の拡
9 大を図る取組。
10
- 11 ◆パーキングパーミット
12 障害のある人の専用駐車スペースを利用する際に利用許可証を発行する制度のこと。
13
- 14 ◆発達障害（はったつしょうがい）
15 自閉症，アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害，学習障害及び注意欠陥多動性障
16 害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するも
17 のとして政令で定めるもの。
18 ※アスペルガー症候群
19 自閉症と同様な特徴を有するが，知的発達や言葉の遅れがないことが特徴
20 ※広汎性発達障害
21 自閉症やアスペルガー症候群などを包括した分類
22 ※学習障害
23 読む，書く，計算する等の能力が，全体的な知的発達に比べて苦手なことが特徴
24 ※注意欠陥多動性障害
25 不注意，多動性及び衝動性が特徴
26
- 27 ◆発達障害者支援地域協議会（はったつしょうがいしゃしえんちいききょうぎかい）
28 発達障害のある人の支援の体制の整備を図るため，当事者及びその家族，学識経験者，
29 医療，保健，福祉，教育，労働等に関する業務を行う関係機関・団体等で構成される協議
30 会。
31
- 32 ◆ピアサポート
33 障害のある人自身やその家族が悩みを共有することや，情報交換のできる交流のこと。
34
- 35 ◆福祉避難所（ふくしひなんじょ）
36 災害発生時に通常の避難所では生活が困難な障害のある人や高齢者，乳幼児その他の
37 特に配慮を要する者（要配慮者）を受け入れる避難所のこと。
38
- 39 ◆福祉有償運送（ふくしゅうしょううんそう）
40 NPO法人や社会福祉法人等が，身体障害のある人や要介護認定を受けた方等を対象
41 に，乗車定員11人未満の車両を使用して有償で行う移送サービスのこと。福祉有償運送
42 を実施するには，道路運送法により国土交通大臣への登録が必要とされている。
43

- 1 ◆ペアレント・メンター
2 発達障害のある人の子育てを経験した親であって、その経験を活かし、子どもが発達障
3 害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人のこと。
4
- 5 ◆ヘルプマーク
6 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見から
7 は援助や配慮を必要としていることがわかりにくい方々のため、周囲の方に配慮が必要
8 なことを知らせ、援助を得やすくなるよう東京都が作成したマーク。平成 29 年 7 月に日
9 本工業規格（J I S）の案内用図記号に追加され、全国共通のマークとなった。
10
- 11 ◆放課後児童クラブ（ほうかごじどうくらぶ）／
12 放課後児童健全育成事業（ほうかごじどうけんぜんいくせいじぎょう）
13 児童福祉法の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学し
14 ている児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び
15 生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。
16
- 17 ◆補装具（ほそうぐ）
18 障害者総合支援法に基づき、義肢や義眼、補聴器、車椅子など、身体の欠損又は損なわ
19 れた身体機能を補完・代替する用具。
20
- 21 ◆みやぎ出前講座（みやぎでまえこうざ）
22 県が重点的に取り組む施策等に関するテーマについて、県民の理解を深めていただく
23 ことを目的に、県職員が集会・会合などに出向いて実施する講座のこと。
24
- 25 ◆民生委員（みんせいいいん）
26 民生委員法に基づき、厚生労働大臣の委嘱を受けた住民の健康状態や生活に関する相
27 談助言等を行う人。
28
- 29 ◆盲ろう者（もうろうしゃ）
30 視覚と聴覚の障害を併せ持つ人のこと。
31
- 32 ◆ユニバーサルデザイン
33 障害のあるなしや年齢、性別、人種などにかかわらず、多くの人々が利用しやすいよう
34 に製品やサービス、環境をデザインする考え方のこと。
35
- 36 ◆要配慮者利用施設（ようはいりよしやりようしせつ）
37 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施
38 設をいう。（水防法）
39
- 40 ◆要約筆記（ようやくひっき）
41 聴覚障害のある人に、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。
42
43

- 1 ◆ライフステージ
2 人の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。
3
- 4 ◆理学療法士（りがくりょうほうし）
5 身体に障害のある人に対し、その基本的動作能力の回復等を図るため、治療体操その他
6 の運動の実施や、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加える理学療法を行
7 う専門職。
8
- 9 ◆リハビリテーション支援センター（りはびりてーしょんしえんせんたー）
10 身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づき、宮城県が設置する更生相談所。
11
- 12 ◆療育手帳（りょういくてちょう）
13 国の要綱に基づき、知的障害のある人に交付される手帳。障害の程度が重度の場合「A」、
14 それ以外の場合「B」と表示される。
15
- 16 ◆レスパイト
17 「休憩・息抜き」の意。このプランにおいては、障害のある人を介護する家族等を癒や
18 すため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう短期入所等の支援サービ
19 スをいう。
20
- 21 ◆6次産業化（ろくじさんぎょうか）
22 第一次産業である農林水産業が加工（二次産業）・販売（三次産業）等へ進出すること。

